

呉市自転車活用推進計画



令和6年6月
呉市

呉市自転車活用推進計画 目 次

はじめに	1
本計画の構成	2
第Ⅰ章 計画策定の趣旨	3
1 趣旨	3
2 対象地域	3
3 計画期間	3
第Ⅱ章 計画の位置付けの整理	4
1 計画の位置付け	4
2 上位計画・関連計画	4
第Ⅲ章 自転車を取巻く現状と課題	18
1 まちづくり	18
2 健康・スポーツ	29
3 観光	33
4 交通安全	38
第Ⅳ章 計画の目標と体系	46
1 基本理念及び目指す姿	46
2 目標の設定	47
第Ⅴ章 実施する取組	48
1 取組一覧	48
2 政策目標Ⅰ 自転車を安全・安心・快適に利用できる環境にやさしいまちづくり	49
3 政策目標Ⅱ サイクルスportsを通じた健康づくり	55
4 政策目標Ⅲ サイクルツーリズムによる魅力ある地域づくり	58
5 政策目標Ⅳ 自転車事故のない安全・安心な暮らしづくり	63
第Ⅵ章 自転車ネットワーク計画	71
1 計画の趣旨	71
2 本市の現状	72
3 自転車ネットワーク計画	88
第Ⅶ章 計画の進行管理	133
1 計画推進の指標	133
2 計画の進行管理・評価及び見直し	136

はじめに

わが国においては、これまで、「自転車道の整備等に関する法律」（昭和 45 年法律第 16 号）や「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和 55 年法律第 87 号）に基づき、大規模自転車道の整備、交通事故対策、放置自転車対策等を推進してきました。

このような中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」（平成 28 年法律第 113 号）（以下「法」といいます。）が平成 29（2017）年 5 月 1 日に施行されました。

その後、法第 9 条に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である「自転車活用推進計画」（以下「国の推進計画」といいます。）が、平成 30（2018）年 6 月 8 日に閣議決定され、また、法第 10 条及び 11 条において、都道府県は国の推進計画を勘案し、市町村は国及び都道府県の推進計画を勘案し、それぞれの区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない旨が記されました。

広島県においては、国の推進計画策定を契機として、走行環境を整えるまちづくり、スポーツと健康の増進における自転車活用、サイクルツーリズムの推進及び自転車の交通安全等について、県の関係計画を基に総合的に推進し、豊かで活力ある地域づくりに向けて取り組む「広島県自転車活用推進計画」（以下「県の推進計画」といいます。）を平成 31（2019）年 3 月に策定しており、その後、令和 3（2021）年 5 月に閣議決定された国の推進計画である「第 2 次自転車活用推進計画」を受け、令和 4（2022）年 12 月に「第 2 次広島県自転車活用推進計画」として改定しています。

自転車の運転や安全に関する法律も改正される等、自転車を取巻く状況も変化しています。平成 27（2015）年 6 月 1 日には道路交通法の改正により、一定の危険な違反行為に対して 3 年以内に 2 回以上摘発された 14 歳以上の自転車運転者は、自転車運転者講習が義務付けられ、令和 2（2020）年 6 月 30 日には、あおり運転（妨害運転）が危険な違反行為として規定されています。加えて、令和 5（2023）年 4 月 1 日には、自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されています。また広島県内では、「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」が令和 5（2023）年 4 月 1 日に施行され、自転車保険の加入義務が始まったところです。

本市においては、これまでもサイクリングロードの環境整備や、通行ルール・マナーに関する広報活動等の自転車施策に関する様々な取組を進めてきましたが、これらをより総合的かつ計画的に推進するため、本市の実情に応じ、自転車を安全・安心・快適に利用できる環境にやさしいまちづくりや、サイクルスポーツを通じた健康づくり、サイクルツーリズムによる魅力ある地域づくり、自転車事故のない安全・安心な暮らしづくりを目標として本計画を策定しました。

本計画の構成

本計画は、下記の章で構成されます。

第Ⅰ章 計画策定の趣旨

趣旨

対象地域

計画期間

第Ⅱ章 計画の位置付けの整理

計画の位置付け

上位計画・関連計画

第Ⅲ章 自転車を取巻く現状と課題

1 まちづくり

2 健康・スポーツ

3 観光

4 交通安全

第Ⅳ章 計画の目標と体系

【基本理念】安全・安心・快適な自転車利用環境の形成による環境にやさしく、人を惹きつけるまちづくり

目指す姿

【目標の設定】

政策目標Ⅰ 自転車を安全・安心・快適に利用できる環境にやさしいまちづくり
政策目標Ⅱ サイクルスポートを通じた健康づくり
政策目標Ⅲ サイクルツーリズムによる魅力ある地域づくり
政策目標Ⅳ 自転車事故のない安全・安心な暮らしづくり

第Ⅴ章 実施する取組

政策目標Ⅰ 自転車を安全・安心・快適に利用できる環境にやさしいまちづくり

実施施策1 自転車通行空間の計画的な整備推進
実施施策2 自転車の利用による環境負荷の低減
実施施策3 地域のニーズに応じた駐輪場の管理
実施施策4 違法駐輪取締りの推進
実施施策5 通学路等における交通安全対策の推進

政策目標Ⅱ サイクルスポートを通じた健康づくり

実施施策1 サイクルスポート振興の推進
実施施策2 自転車を活用した健康づくりの推進

政策目標Ⅲ サイクルツーリズムによる魅力ある地域づくり

実施施策1 国内外から選ばれるサイクリングエリアの創出

政策目標Ⅳ 自転車事故のない安全・安心な暮らしづくり

実施施策1 自転車の安全利用の促進
実施施策2 自転車の点検整備の促進
実施施策3 学校等における交通安全教育の推進
実施施策4 自転車通行空間の計画的な整備推進
実施施策5 自転車損害賠償保険等への加入促進

第Ⅵ章 自転車ネットワーク計画

第Ⅶ章 計画の進行管理

計画推進の指標

計画の進行管理・評価及び見直し

第 I 章 計画策定の趣旨

1 趣旨

本計画は、国の「第 2 次自転車活用推進計画」や広島県の「第 2 次広島県自転車活用推進計画」を基本とし、第 5 次呉市長期総合計画を始めとする関連計画を踏まえた上で、本市の実情に応じた自転車活用推進計画を策定します。

また、本計画内において、安全で快適な自転車利用環境創出を目的とする「自転車ネットワーク計画」を位置付けすることとします。

2 対象地域

本計画は、呉市全域を対象地域とします。

3 計画期間

本計画は、第 5 次呉市長期総合計画や関連計画である呉市土木未来プランを踏まえ、計画期間を令和 6（2024）年度から令和 12（2030）年度までの 7 年間とします。

計画期間

行政	年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	国	自転車活用推進計画			第2次自転車活用推進計画									
広島県		広島県自転車 活用推進計画			第2次広島県 自転車活用推進計画									
呉市								呉市自転車活用推進計画						
呉市 上位計画 関連計画				第5次呉市長期総合計画										
				呉市土木未来プラン										

第Ⅱ章 計画の位置付けの整理

1 計画の位置付け

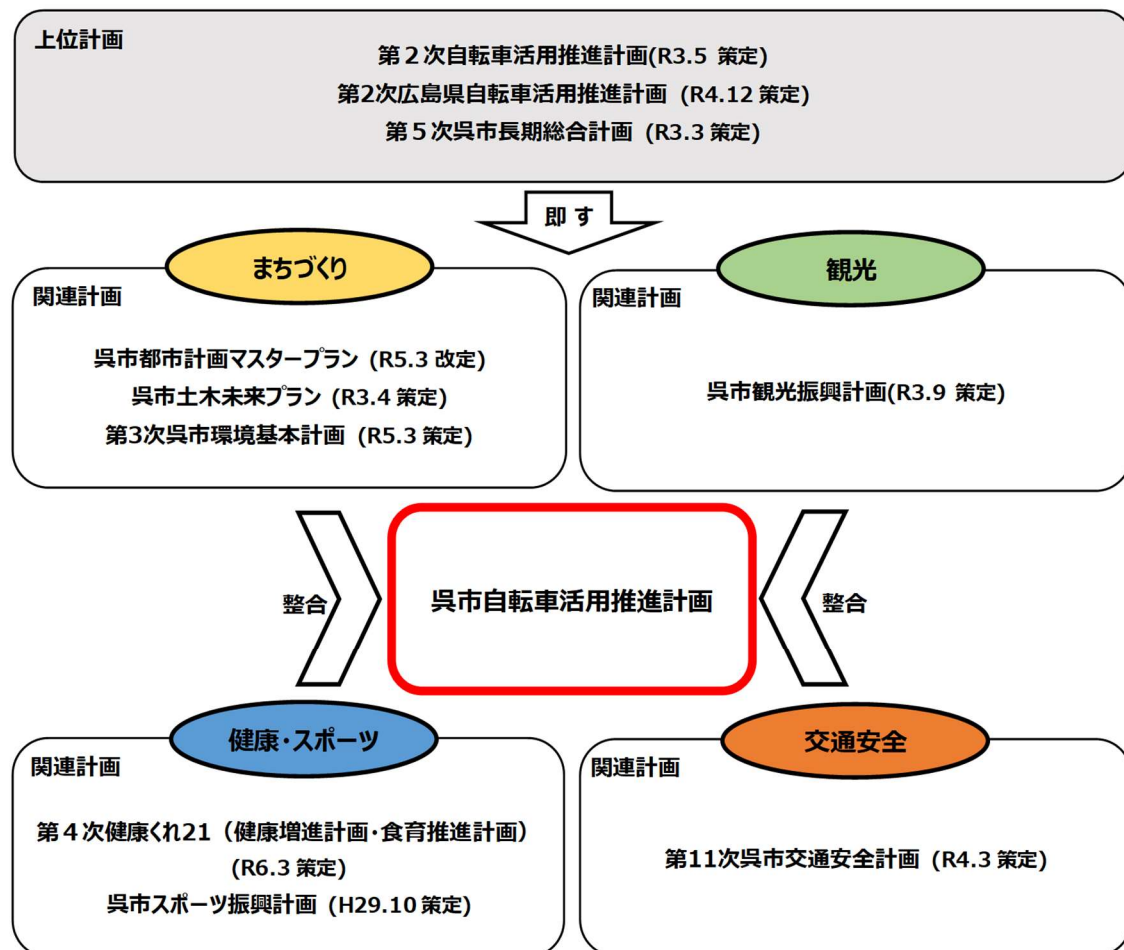
本計画は、「第2次広島県自転車活用推進計画」を基本として、自転車の活用を市全体で総合的、計画的に推進するための計画を策定するものです。

なお、自転車の特性を踏まえ、「まちづくり」「健康・スポーツ」「観光」「交通安全」の四つの視点で、実施する取組を設定します。

2 上位計画・関連計画

計画の策定に当たっては、上位計画・関連計画との整合及び連携を図るものとします。

▼計画の位置付け



2-1 第2次自転車活用推進計画

資料名称	第2次自転車活用推進計画		
発行主体	国土交通省	策定期限	令和3（2021）年5月
目的	持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図る		
自転車を巡る現状及び課題	①都市環境 ②国民の健康増進 ③観光地域づくり ④安全・安心		
自転車活用推進に関連する施策等の方向	①自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成 ②サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現 ③サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現 ④自転車事故のない安全で安心な社会の実現		
2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策			
目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成			
施策	1. 地方公共団体における計画策定・施策実施の促進		
	2. 自転車通行空間の計画的な整備の推進		
	3. 路外駐車場等の整備や違法駐車取締りの推進等		
	4. シェアサイクルの普及促進		
	5. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進		
	6. 情報通信技術の活用の推進		
	7. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施		
目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現			
施策	8. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進		
	9. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出		
	10. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進		
	11. 自転車通勤等の促進		
目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現			
施策	12. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致		
	13. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出		
目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現			
施策	14. 高い安全性を備えた自転車の普及促進		
	15. 多様な自転車の開発・普及の促進【新規】		
	16. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進		
	17. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や指導・取締りの重点的な実施		
	18. 学校等における交通安全教室の開催等の推進		
	19. 地方公共団体における計画策定・施策実施の促進（再掲）		
	20. 自転車通行空間の計画的な整備の推進（再掲）		
	21. 災害時における自転車の活用の推進		
	22. 損害賠償責任保険等への加入促進【新規】		

2-2 第2次広島県自転車活用推進計画

資料名称	第 2 次広島県自転車活用推進計画		
発行主体	広島県	策定時期	令和 4（2022）年 12 月
基本理念	安全で快適な自転車利用環境の創出による豊かな県民生活の実現及び活力のある地域づくり		
目指す姿	①安全で快適な自転車利用環境の整備が進み、自転車を無理なく安全に利用できる環境が創出され、低炭素化や道路交通の円滑化等、良好な地域環境の形成が進展しています。 ②身近な自転車の利用の促進により、県民が健康で活力ある生活を満喫し、快適な地域環境の形成が進展しています。 ③サイクリストが快適かつ安心してサイクリングを楽しめるようハード・ソフト両面から環境整備を図るとともに、効果的なプロモーションに取り組むことで国内外から何度でも訪れたくなる魅力的なサイクリングエリアとなっています。 ④「交通事故のない日本一安全で安心な広島県」の実現を目指して、交通安全の取組が進展しています。		
自転車活用推進に関連する施策等の方向	①自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり ②サイクルスポーツを通じた健康で活力ある社会づくり ③サイクルツーリズムの推進による観光立県の実現 ④自転車事故のない安心な暮らしづくり		

目指す姿

安全で快適な自転車利用環境の整備が進み、自転車を無理なく安全に利用できる環境が創出され、低炭素化や道路交通の円滑化等、良好な地域環境の形成が進展しています。

政策目標 I

自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり

目指す姿

身近な自転車の利用の促進により、県民が健康で活力ある生活を満喫し、快適な地域環境の形成が進展しています。

政策目標 II

サイクルスポーツを通じた健康で活力ある社会づくり

目指す姿

サイクリストが快適かつ安心してサイクリングを楽しめるようハード・ソフト両面から環境整備を図るとともに、効果的なプロモーションに取り組むことで国内外から何度でも訪れたくなる魅力的なサイクリングエリアとなっています。

政策目標 III

サイクルツーリズムの推進による観光立県の実現

目指す姿

「交通事故のない日本一安全で安心な広島県」の実現を目指して、交通安全の取組が進展しています。

政策目標 IV

自転車事故のない安心な暮らしづくり

2-3 第5次呉市長期総合計画

資料名称	第5次呉市長期総合計画		
発行主体	呉市	策定期期	令和3（2021）年3月
将来都市像	誰もが住み続けたい，行ってみたい，人を惹きつけるまち「くれ」～イキイキと働き，豊かに安心して暮らし，ワクワク生きる～		
関係する政策分野	[福祉保健分野] 誰もが，住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち [文化・スポーツ・生涯学習分野] 文化芸術やスポーツに親しみ，生涯を通じて学ぶことができるまち [産業分野] 誰もがチャレンジでき，時代を先取る産業を創造できるまち [都市基盤分野] 誰もが安全・安心で快適に暮らせる持続可能なまち		
自転車活用推進に関連する主な取組	○健康的な生活習慣の定着・推進 ○施設の計画的整備，スポーツイベントの開催・情報発信 ○マーケティングに基づく戦略的な観光振興 ○子ども・高齢者への指導・啓発の充実，放置自転車等の対策，交通安全施設等の設置		

施策

1

市民の主体的な健康づくりの推進

2

健康をせひに

3

すべての人に健康と福祉を

17

パートナーシップで目標を達成しよう

施策の方向

市民一人ひとりが，自身の心と体の健康状態を意識し，日常生活の中で主体的に健康づくりに取り組めるよう，健診の受診を促進し，運動や食生活を通じた健康づくり活動の支援を充実して，健康寿命の延伸を図ります。

また，認知症について，正しい知識に基づき理解を深め，予防対策や早期診断・早期治療につなげるための普及啓発に取り組みます。

主な取組

(1) 健康的な生活習慣の定着・推進

日常生活の中での運動習慣の定着，適塩など食を通じた健康づくり，こころの健康づくりの推進など

施策 3 スポーツ環境の整備



施策の方向

呉市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の特性や地域の実情、利用実態等を踏まえ、利用者のニーズに応じた設備の整備と機能の充実によるサービスの向上に取り組めます。

公益財団法人呉市体育振興財団等のスポーツ団体と連携した魅力的なスポーツイベントなどを開催するとともに、気軽に情報を得ることができる呉市のスポーツ情報ポータルサイトの開設など総合的な情報発信にも取り組めます。

また、若者に人気のあるアーバンスポーツ※3の環境整備にも取り組めます。

主な取組

(1) 施設の計画的整備

(2) スポーツイベントの開催・情報発信

スポーツ情報ポータルサイトの開設など

(3) 競技団体の活性化

競技団体への支援など

※3 アーバンスポーツ：スケートボード、BMX（Bicycle Motocrossの略で自転車競技の一種）、3×3バスケットボール、ブレイクダンス、ボルダリングなどの都市型スポーツ

施策 1 観光振興策の展開



施策の方向

様々な人が観光を産業と捉え、それぞれが役割を担い、協力して持続可能な観光振興を推進できるよう、市民、事業者、観光協会、市役所等が一体となった観光推進体制を構築し、呉市全体で観光振興に取り組んでいきます。また、新型コロナウイルス禍における新しい生活様式に対応した観光スタイルの確立についても取り組んでいきます。

呉市の観光に関するデータを調査・分析し、活用することで、より効果的・効率的・戦略的な視点に立った観光振興施策を展開します。さらには、呉市特有の歴史や文化、島しょ部や瀬戸内海国立公園の自然などの地域の特性を生かしながら、観光客のニーズに応じた付加価値の高いサービスを提供することによって、観光産業の質を向上させます。あわせて、観光の拠点となる観光施設の魅力向上等に取り組めます。

また、市民の地域への愛着や誇りの醸成を図り、国内外から訪れる観光客と地元愛に満ちた市民との交流が生まれることで、関係人口の増加を図っていきます。

主な取組

(1) マーケティングに基づく戦略的な観光振興

(2) 民間における観光産業の質的向上の継続による顧客獲得

(3) 観光に関する市民意識の醸成

(4) 観光推進体制の充実

(5) 観光施設の魅力向上

青山クラブ等の活用など

施策 3 交通安全対策の推進



施策の方向

警察や呉市交通安全推進協議会、自治会等の関係機関・団体と連携し、市民の交通安全意識の向上を図るための取組を推進します。

また、ガードレールなど交通安全施設の整備や放置自転車の撤去など、安全な通行空間の確保を図ります。

主な取組

(1) 子ども・高齢者への指導・啓発の充実

就学前の子ども及び新入学児童への交通安全指導の充実・強化、高齢者を対象とした交通安全啓発事業への取組など

(2) 放置自転車等の対策

(3) 交通安全施設等の整備

交通安全施設・道路照明施設の整備など

2-4 呉市都市計画マスタープラン

資料名称	呉市都市計画マスタープラン		
発行主体	呉市	策定期間	令和5(2023)年3月
基本理念	つながり、にぎわい、誰もが住み続けたい都市「くれ」 ～人が中心、安全で持続可能な都市を目指して～		
分野別の都市づくりの方針	○交通体系の整備の方針 ○都市環境の保全・形成の方針		
自転車活用推進に関連する施策等の方向	○地域内道路の整備 ○既存ストックの多目的利用 ○脱炭素社会や循環型社会の実現に向けた都市環境づくりの推進		

交通体系の整備の方針

イ **地域内道路の整備**

○安全な道路空間を形成するため、道路整備に合わせて歩行者や自転車の通行空間を確保するとともに、段差の解消・無電柱化などのバリアフリー化やユニバーサルデザインに取り組めます。

ウ **既存ストックの多目的利用**

○サイクルツーリズムの需要に対応するため、サイクリングロードの機能強化やしまなみ海道を始めとした周辺地域との連携を図ります。

○第二音戸大橋や安芸灘大橋など、シンボリックな橋りょうなどを活用したインフラツーリズム※13を促進します。

※13 インフラツーリズム：ダム、橋、港、歴史的な施設等、インフラ施設を観光すること

都市環境の保全・形成の方針

イ **脱炭素社会や循環型社会の実現に向けた都市環境づくりの推進**

○コンパクトシティの取組や公共交通の利用環境の向上を図ることで、自家用車に依存し過ぎない、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

○道路整備とあわせて、AI、IoTなどの新技術を活用した渋滞対策や自転車を活用したまちづくりを検討します。

○公共交通ネットワークの再編に当たり、CO₂の排出削減につながるグリーンスローモビリティやスマートモビリティなどの導入を地域の実情に応じて検討します。

2-5 呉市土木未来プラン

資料名称	呉市土木未来プラン		
発行主体	呉市	発行時期	令和3（2021）年4月
基本方針	1 社会資本の適正な維持管理 2 社会資本ストックの有効活用 3 社会資本整備の重点化		
目指す姿	○社会資本の潜在機能を最大限に生かし、市民の安全で快適な生活の維持やにぎわいの創出に寄与しています。 ○人にやさしい社会資本の整備を推進し、誰もが住み続けたいような、安全で人を惹きつけるまちづくりの実現に寄与しています。		
自転車活用推進に関連する施策等の方向	○公共空間を活用したにぎわいの創出 ○社会資本の整備・利活用を通じた観光振興 ○地域と一体となった交通安全対策 ○安全・安心に利用できる道路空間の形成		

取組の方向性

既存ストックの機能改善

- ◆ **道路の安全性・信頼性の向上に向けた取組**
 暫定2車線区間の飛び出し・正面衝突事故の対策としてのワイヤロープの設置、安定的な物流に資する道路の無電柱化、側溝蓋掛けや転落防止柵設置による小規模な改良など、既存道路の更なる機能向上に向けた取組を推進
- ◆ **市民ニーズに応じた施設の再生・刷新**
 子供向け遊具から健康遊具への更新、狭あい道路での待避所設置やグリーンベルトの整備など、社会経済・利用状況の変化に応じた施設のリノベーションを推進

既存ストックの多目的利用

- ◆ **公共空間を活用したにぎわいの創出**
 道路や公園などの公共空間の活用（ウォーカブル空間の創出）、水辺空間の良好な環境整備、呉ポートピアパークの道の駅をはじめとした有効活用の検討など、公共空間を活用したにぎわい空間の創出を推進
- ◆ **社会資本の整備・利活用を通じた観光振興**
 多島美とインフラが生み出す絶景を活用したサイクルツーリズム、公共土木施設を活用したインフラツーリズムなどを推進

ハードと一体となったソフト対策

- ◆ **防災意識社会を構築するためのソフト対策**
 防災情報メールや一斉電話伝達サービスなどによる防災情報の周知、ハザードマップの作成、河川監視カメラの設置、防災イベント、学校での防災教育など、市民の防災意識・地域防災力の向上に資する取組を推進
- ◆ **地域と一体となった交通安全対策**
 交通安全教室、自転車マナー講座、通学路の安全点検、歩行者にやさしい交通規制など、地域住民や企業などの関係機関が一体となった交通安全対策を推進

【ワイヤロープの設置】



※東広島・呉自動車道と同様な道路にワイヤロープを設置し、対向車線への飛び出し事故が約95%減少

【健康遊具への更新(小倉新開公園)】



【グリーンベルトの整備】



【公園でのオープンカフェ(クレディア)】



【とびしまサイクリングロード】



【河川監視カメラ(黒瀬川)】



【学校での防災教育】



【交通安全教室】



【通学路の安全点検】



ワイヤロープ…重大事故につながりやすい暫定2車線区間での高速道路の正面衝突事故防止のための車両用防護柵
 グリーンベルト…歩道の区分がない道路において、車道と路側帯を視覚的に区分することで交通事故防止を図る取組
 リノベーション…施設が持つ元々の性能以上に新たな付加価値を付けて再生させること
 ウォーカブル空間…まちなかを車中心からひと中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取組
 サイクルツーリズム…自転車を活用した観光の総称
 インフラツーリズム…橋、ダム、港などのインフラを公開・開放して、観光を通じた地域振興に資するインフラ活用の取組

取組の方向性

◆ 地域産業・地域づくりを支える道路ネットワークの整備

地域間の連携を強化し、地域の持続的発展を支えるための道路整備を推進

- 国：一般国道 185 号（広～安浦）
- 県：主要地方道呉平谷線（上二河～此原），
一般県道豊島線（内浦），
一般県道中大迫清田線（先奥）
- 市：市道焼山矢野線，市道川尻本線 1 号線，
市道原畑田屋線，市道沖友一周線 など

【主要地方道呉平谷線（上二河～此原）
完成イメージ】



◆ コンパクトで全ての人にやさしく、ゆとりとにぎわいのあるまちづくり

防災・減災を主流化したコンパクトなまちづくり，市民が集う多目的利用が可能な公園の整備，官民連携によるウォーカブルなまちづくりなど，コンパクト・プラス・ネットワークを推進

- 国：一般国道 185 号（広～安浦）
- 県：主要地方道呉平谷線（上二河～此原），
都市計画道路焼山押込線（焼山北～焼山景ヶ丘，焼山北）
- 市：中央公園（防災公園整備），
安浦いなし広場（災害復興），
天応西条第 2 公園（災害復興） など

【中央公園完成イメージ】



◆ 安全・安心に利用できる道路空間の形成

安全で快適な歩行空間を形成するため，通学路や生活道路等における交通安全対策や，無電柱化を推進

- 国：一般国道 31 号（大屋橋東詰交差点），
一般国道 185 号（川尻，広本町）
- 県：主要地方道呉環状線（郷原～苗代），
主要地方道呉平谷線（押込），
一般県道川尻安浦線（安浦中央）
- 市：市道大新開吉松線，
市道焼山矢野線，
市道中央二河町線 など

【通学路の安全対策として整備された
市道横路 4 丁目白石線】



2-6 第3次呉市環境基本計画

資料名称	第3次呉市環境基本計画		
発行主体	呉市	策定時期	令和5（2023）年3月
目指すべき姿	豊かな環境を次の世代につなぐまち「エコポリス・呉」		
取組分野	○省エネルギー対策の推進		
自転車活用推進に関連する施策等の方向	○徒歩や自転車によるスマートムーブの推進		

⑤スマートムーブの推進

＜公共交通機関の利用促進＞

生活バスの運行やバスロケーションシステムの整備などにより、公共交通を使用しやすい環境を整備します。

＜徒歩や自転車によるスマートムーブの推進＞

歩道や駐輪場の整備等により、利用者の幅広いニーズに即した、徒歩や自転車での移動環境の向上に取り組みます。

また、環境負荷を低減させるため「呉市自転車活用推進計画」を策定し、自転車活用の取組を推進します。

＜モーダルシフトの検討＞

温室効果ガスを削減するためトラック貨物輸送から船舶貨物輸送へシフトし、定期航路就航に向けた調整・環境整備の検討を行います。

また、港湾の脱炭素化について検討します。

＜コラム＞スマートムーブのすすめ

一人が1km移動する時の二酸化炭素排出量は、移動手段により様々です（マイカーでは145g、バスでは66g、鉄道では20g、自転車や徒歩はもちろんCO₂排出量0g）

環境への負荷を考慮し、公共交通機関の積極的な利用や、自転車や徒歩による移動など、様々な手段からベストミックスで地球にやさしい状況に応じた最適な移動方法を選択しましょう。

自転車以外の移動手段（スマートムーブ）

通勤・通学のための自動車移動をバス・電車・自転車に置き換えた場合（都市部）

⇒年間で1人あたりCO₂243kgの削減



2-7 第4次健康くれ21（健康増進計画・食育推進計画）

資料名称	第4次健康くれ21（健康増進計画・食育推進計画）		
発行主体	呉市	策定時期	令和6（2024）年3月
基本理念	誰もが、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち		
基本的な方向	○個人の行動と健康状態の改善		
自転車活用推進に関連する施策等の方向	○自分にあった運動習慣や身体活動を増加させる方法を知り、継続的に実践することができる。 ○地域で気軽に体を動かす機会、健康づくりのための知識を得る機会、自身の筋肉量・筋力などを知る機会を持ち、活用することができる。		

1 身体活動・運動

(2) 目指すべき姿

・自分に合った運動や身体活動を増加させる方法を知り、継続的に実践することができる。

・地域で気軽に体を動かす機会、健康づくりのための知識を知る機会、自身の筋肉量・筋力などを知る機会を持ち活用することができる。

(3) 施策の方向性

・身体活動量を増やすことは生活習慣病予防だけでなく、メンタルヘルスや生活の質の改善にも効果があります。しかし近年、日常生活の中で体を動かす機会が減少しており、意識的に体を動かす必要があります。全ての市民が身体活動・運動の必要性に気づき、自分に合った方法で継続できるように支援していきます。幅広い世代に対し体を動かすことの重要性、「いつでもどこでも+10（プラステン）運動」を始め、無理なく継続できる具体的な身体活動・運動の方法を普及啓発していきます。

・ロコモティブシンドロームは筋肉や骨、関節などの運動器に障害が起こり日常生活に何らかの障害が発生している状態を指し、要支援・要介護の大きな原因となります。ロコモティブシンドロームを予防するためには、ウォーキングなどの有酸素運動だけでなく、筋力トレーニングをすることが重要です。幅広い世代に対しロコモティブシンドロームの正しい知識や筋力トレーニングの具体的な方法などを普及啓発していきます。

・運動に関わる団体や運動普及推進協議会等の関係機関と協力して地域に根ざした活動を実施していきます。

「+10（プラステン）」今より10分多くからだを動かして、健康寿命を延ばしましょう！

普段から元気に体を動かすことで、糖尿病・心臓病・脳卒中・がん・ロコモ・うつ・認知症などのリスクを下げるができます。今より10分多く体を動かして、健康寿命をのばしましょう。

こんなことから始めてみよう！

家事の動作を大きくしてみよう

階段を使って移動

家族や友人とウォーキング

サイクリング









2-8 呉市スポーツ振興計画

資料名称	呉市スポーツ振興計画		
発行主体	呉市	策定期間	平成 29（2017）年 10 月
目指すべき姿	いつでも・どこでも・だれでもスポーツに親しめるまち呉		
基本目標	○スポーツ環境の整備		
自転車活用推進に関連する施策等の方向	○新たなニーズに応じた施設の計画的整備		

基本目標 3：スポーツ環境の整備

施策展開（1）新たなニーズに応じた施設の計画的整備

■現状と課題

戦後、全国に先駆け、いち早く整備された呉市のスポーツ施設は、これまでも市民のスポーツ振興に多大な貢献をしてきました。

現在では、大規模な大会を開催できる拠点施設だけでなく、各地域にある単体種目のスポーツ施設、学校施設、公園の多目的広場など、多種多様なスポーツに使用することができる地域施設や空間も活用され、市民が多様なスポーツ活動に参加しています。しかしながら、老朽化や競技の近代化、市民のライフスタイルの変化により、競技者や市民のニーズに十分に対応できていない施設が多く、快適に使用するための設備や機能などが不足しており、更なる質とサービスの向上に取り組む必要があります。

今後は、呉市公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、安全性の確保、施設の特性、地域の実情、利用実態を踏まえ、また、施設の有効活用、維持管理経費の削減を考慮し、既存老朽施設の改修や新しいスポーツ需要に対応した施設の整備・充実を計画的に行っていきます。

2-9 呉市観光振興計画

資料名称	呉市観光振興計画		
発行主体	呉市	策定期	令和3（2021）年9月
行動指針	たくさんの『呉ファン』を生み出そう		
基本方針	○受入体制の充実		
自転車活用推進に関連する施策等の方向	○受入環境の整備		

基本方針3 受入体制の充実

1 市民意識の向上

観光を新たな基幹産業に成長させていくためには、様々な人が観光を産業と捉えチャレンジするとともに、産業間の連携による地域経済循環の向上を図る取組を地域全体で行うことが大切です。

そのため、市民一人一人が「観光は自分たちの生活を支える大切な産業である」という意識を持つことができる講座などを開催するとともに、観光が呉市経済に与える好影響を市民が実感できるよう、市内の優良事例などを効果的に情報発信していくことで、観光産業への参画を促進していきます。

また、観光客は、旅先での全ての体験（飲食・宿泊・アクティビティ・お土産・タクシーなど）を通して旅行の満足度を評価します。

旅行中の体験は、飲食や宿泊などに限らず、例えば、目的地への道案内や、バスの中での会話といった、地域住民との触れ合いもあり、自然体で明るく親切的な市民の観光案内は、観光客の満足度を高め、旅先での良い体験として思い出になっていきます。

さらに、こうした交流は、市民の地域への愛着や誇りといった「郷土愛」を育むことにつながっていくため、地域の歴史や文化などについて深く語れる学びの機会を提供していきます。

具体的な取組内容

- 1-1 観光産業への市民意識の向上を図る講座などの開催及び市民への情報発信
- 1-2 郷土愛を育む機会の充実

2 受入環境の整備

呉を訪れた観光客に少しでも長く滞在してもらうには、ストレスなく楽しんでもらえる観光地としての受入環境を充実させる必要があります。

今後は、スマートフォンなどの検索機能を活用した地域案内、ニーズに基づいたモデルコースの作成、安全で安心して観光できる環境づくり、プロフェッショナルガイドなどの人材育成等による受入環境を整備し、多様な顧客ニーズに対応していきます。

具体的な取組内容

- 2-1 顧客ニーズに基づいた受入環境の整備
- 2-2 プロフェッショナルガイドなどの観光を担う人材の育成

2-10 第11次呉市交通安全計画

資料名称	第 11 次呉市交通安全計画		
発行主体	呉市交通安全対策会議	策定時期	令和 4（2022）年 3 月
基本理念	○交通事故のない社会を目指して ○人優先の交通安全思想 ○高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築		
対策	道路交通事故の安全についての対策		
自転車活用推進に関連する施策等の方向	【6つの視点】 ①高齢者及び子どもの安全確保 ②歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上 ③生活道路における安全確保 ④先端技術の活用推進 ⑤交通実態等を踏まえた細かな対策の推進 ⑥地域が一体となった交通安全対策の推進		

【7つの柱】

第1節 道路交通環境の整備

○交通安全施設等の整備事業の推進

○自転車利用環境の総合的整備

第2節 交通安全思想の普及徹底

○段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

○交通安全に関する普及啓発活動の推進

・自転車の安全利用の推進

①自転車交通ルール等の周知徹底（交通安全教育の充実等）

②自転車交通事故防止対策（損害賠償保険の加入促進等の推進）

③被害軽減対策（全ての年齢層の自転車利用に対する、ヘルメット着用の推奨）

第3節 安全運転の確保

第4節 車両の安全性の確保

第5節 道路交通秩序の維持

第6節 救助・救急活動の充実

第7節 被害者支援の充実と推進

第Ⅲ章 自転車を取巻く現状と課題

本章では、「まちづくり」「健康・スポーツ」「観光」「交通安全」の分野で、自転車を取り巻く現状及び課題を整理します。

なお、現状について本市が把握していない項目については、広島県等のデータを用いて整理します。

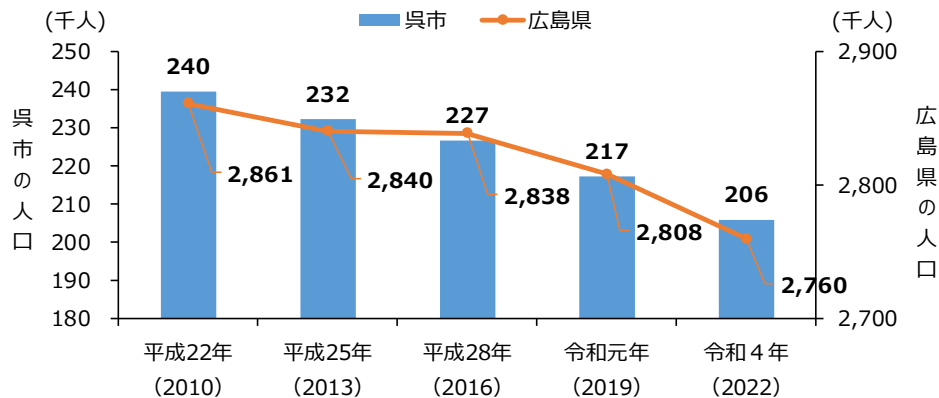
1 まちづくり

1-1 現状

(1) 人口

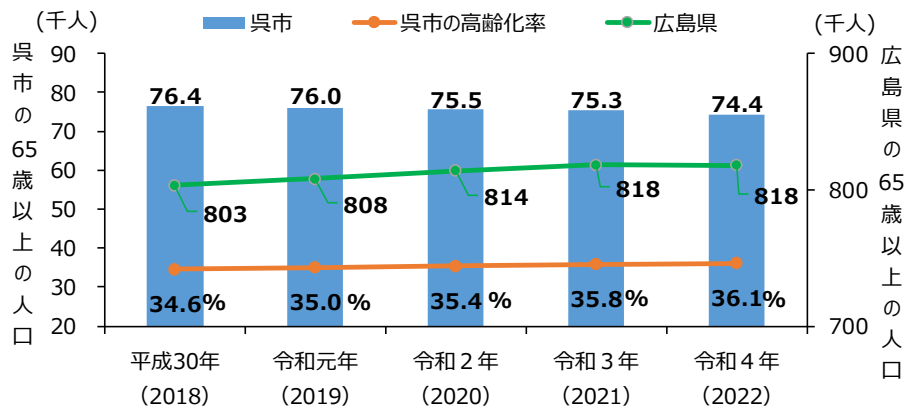
- 本市の人口は広島県全体と同様に、減少傾向にあります。
- 本市の 65 歳以上の人口は減少傾向であるが、高齢化率（＝65 歳以上の人口／人口）は上昇傾向にあります。

本市の人口



資料：広島県「人口移動統計調査」（平成 22（2010）年～令和 4（2022）年）

本市の 65 歳以上の人口

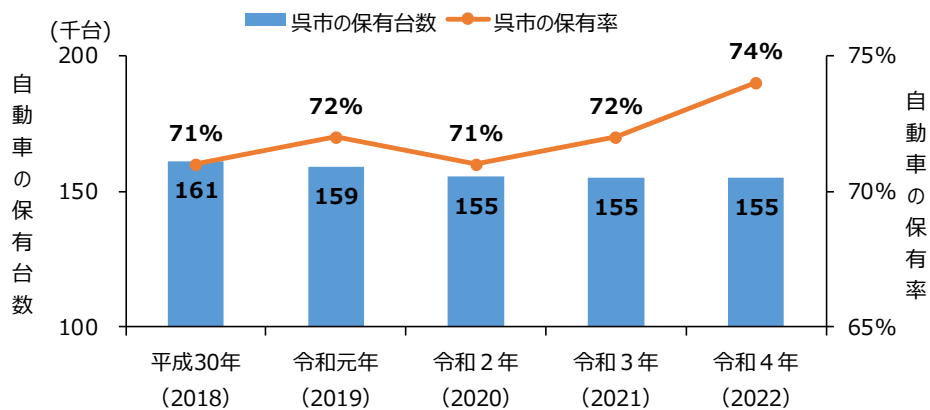


資料：広島県「人口移動統計調査」（平成 30（2018）年～令和 4（2022）年）

(2) 自動車・自転車保有状況

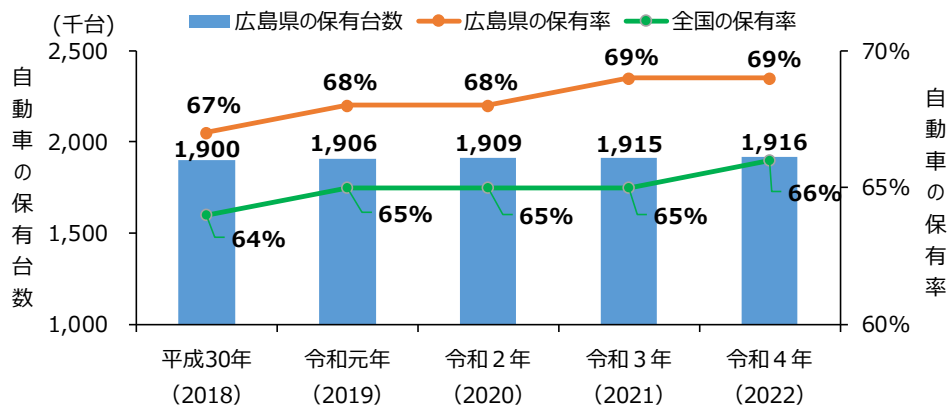
- 本市の自動車保有台数は横ばいの傾向であるが、保有率は広島県全体よりも高い傾向にあります。また広島県全体の自動車保有台数は増加傾向であり、自動車保有率（＝保有台数/人口）は全国平均よりやや高い状況です。
- 本市の自転車の保有台数は減少傾向にあり、人口一人当たりの保有台数も広島県全体・全国と比べて低い状況です。

本市の自動車保有台数・保有率



資料：呉市オープンデータ（平成30（2018）年～令和4（2022）年）

広島県の自動車保有台数・保有率

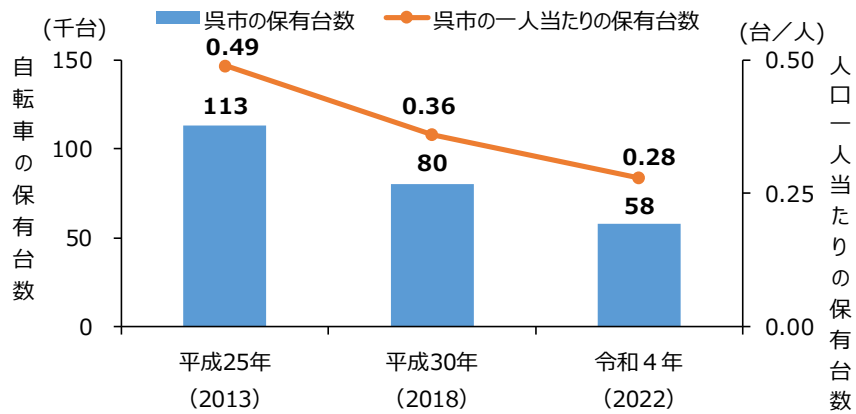


資料：（一財）自動車検査登録情報協会（平成30（2018）年～令和4（2022）年）

資料：広島県「人口移動統計調査」（平成30（2018）年～令和4（2022）年）

資料：総務省統計局「人口推計」（平成30（2018）年～令和4（2022）年）

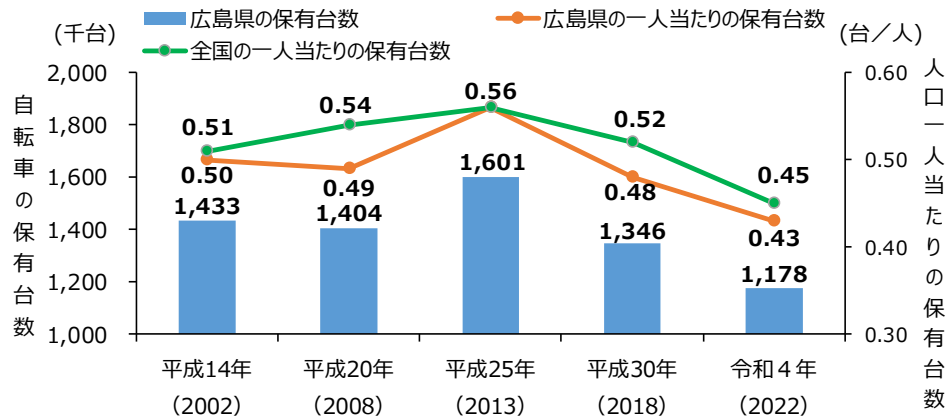
本市の自転車保有台数と人口一人当たりの保有台数



※呉市 平成25年以前の調査データなし

資料：(一財)自転車産業振興協会「保有実態調査」(平成25(2013)年～令和4(2022)年)
資料：広島県「人口移動統計調査」(平成25(2013)年～令和4(2022)年)

広島県の自転車保有台数と人口一人当たりの保有台数

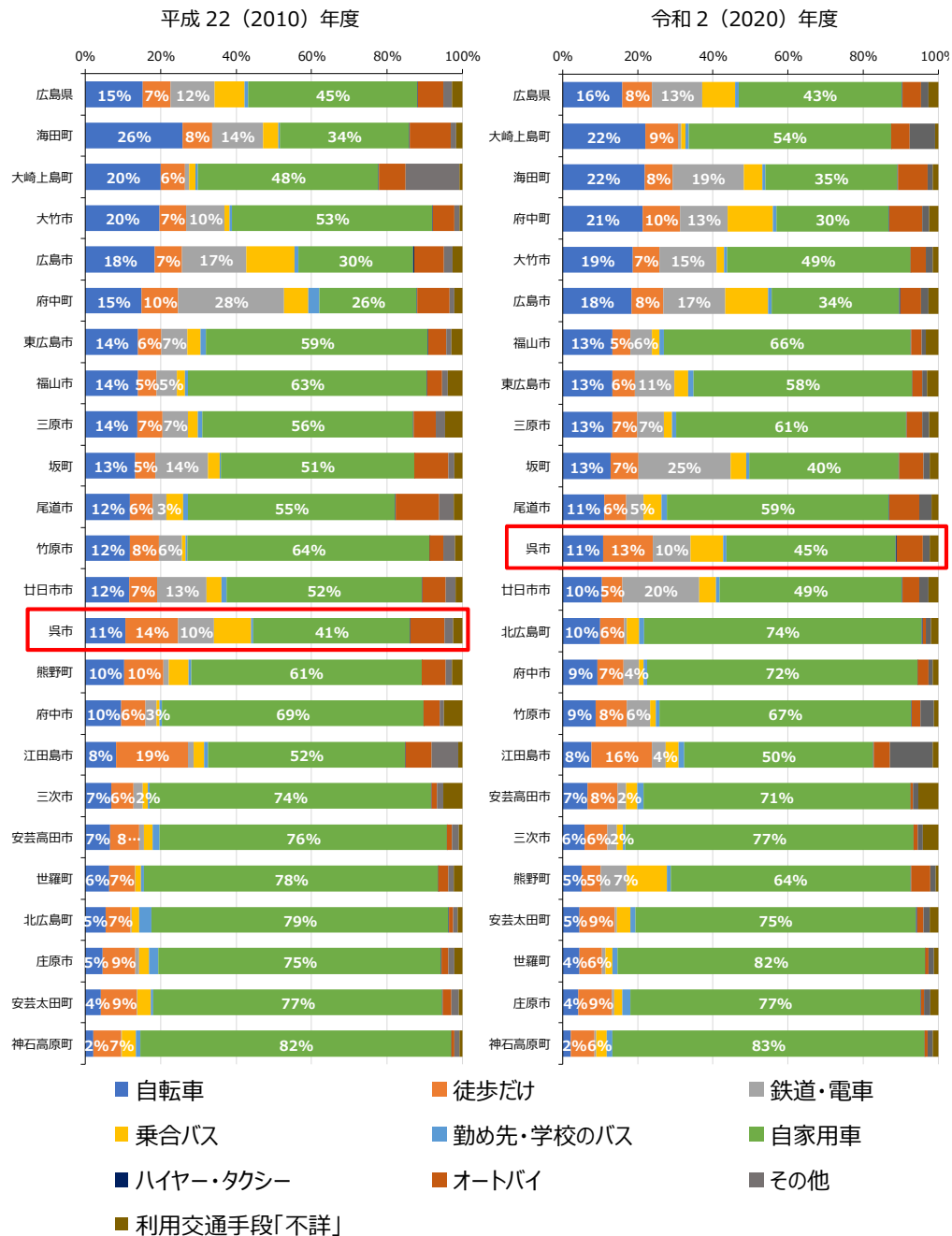


資料：(一財)自転車産業振興協会「自転車統計要覧」(平成15(2003)年, 平成22(2010)年)
資料：(一財)自転車産業振興協会「保有実態調査」(平成25(2013)年～令和4(2022)年)
資料：広島県「人口移動統計調査」(平成14(2002)年～令和4(2022)年)
資料：総務省統計局「人口推計」(平成14(2002)年～令和4(2022)年)

(3) 本市の交通分担率

- 本市の通勤・通学で自転車を使用する割合は 11%を占めており、自家用車を使用する割合が 45%と最も高い状況です。
- 通勤・通学で自転車を使用している割合は 10 年で横ばいであるが、自家用車を使用している割合は上昇しています。

県内の通勤・通学の交通手段分担率※1



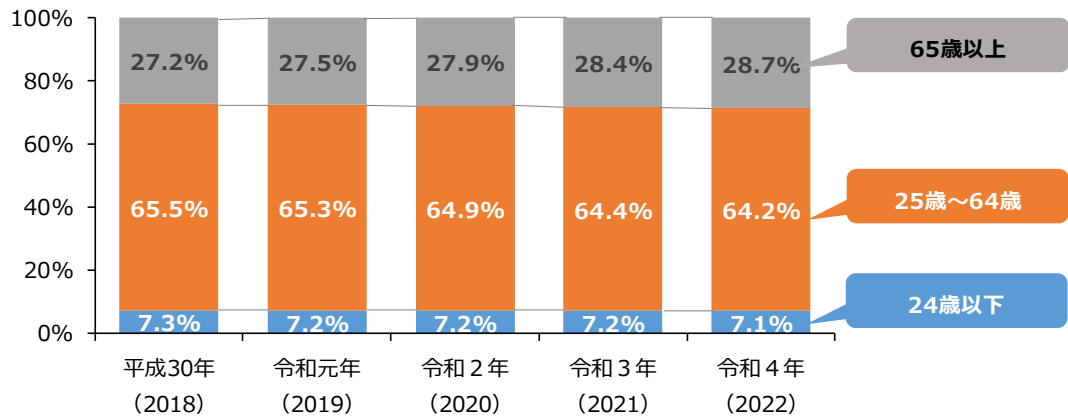
資料：総務省統計局「平成 22 (2010) 年, 令和 2 (2020) 年国勢調査」

※1 交通手段分担率：移動にどのような手段が使われているかを、手段毎のシェアで示したものを「交通手段分担率」という。

(4) 本市の自動車運転免許保有者状況

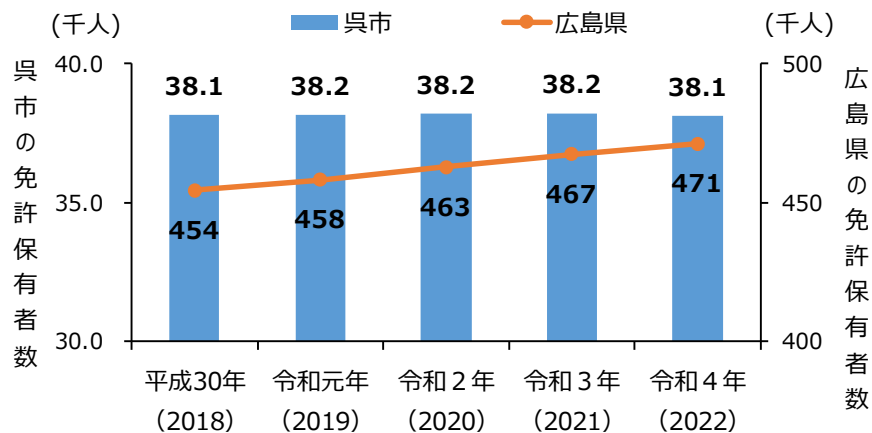
- 本市の 65 歳以上の自動車運転免許保有者数は横ばいの傾向であるが、65 歳以上の自動車運転免許保有者割合は微増の傾向です。
- 本市の 65 歳以上の自動車運転免許自主返納者数は令和元（2019）年より減少傾向にあり、広島県全体と同様の傾向です。

本市の年齢別自動車運転免許保有者割合



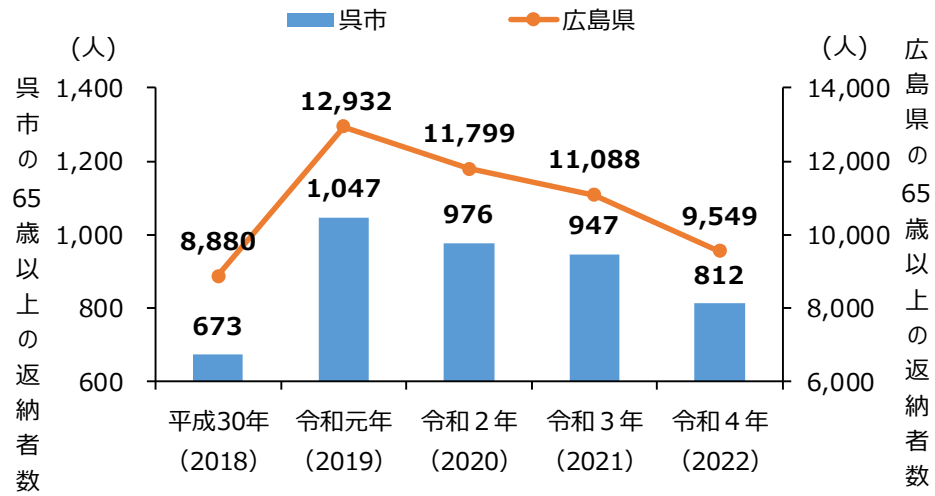
資料：広島県警察「免許に関する統計」（平成 30（2018）年～令和 4（2022）年）

本市の 65 歳以上の自動車運転免許保有者数



資料：広島県警察「免許に関する統計」（平成 30（2018）年～令和 4（2022）年）

本市の65歳以上の自動車運転免許自主返納者数



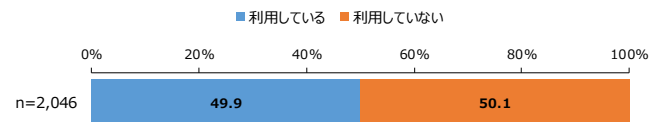
資料：警察庁「運転免許統計」(平成30(2018)年～令和4(2022)年)

(5) 自転車の利用状況

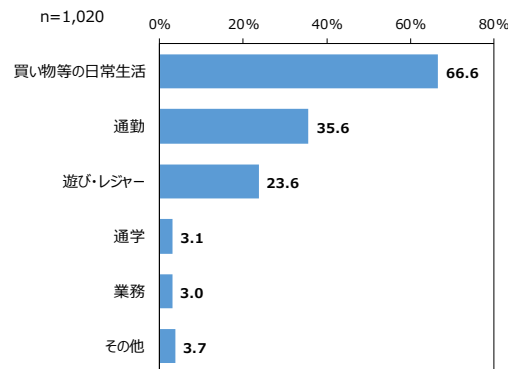
- 広島県全体の自転車利用者は、買い物等の日常生活をはじめ、通勤や遊び・レジャーなどに自転車を利用しています。

広島県の自転車の利用状況

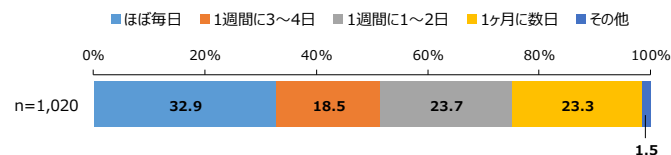
問 あなたは普段自転車を利用していますか。



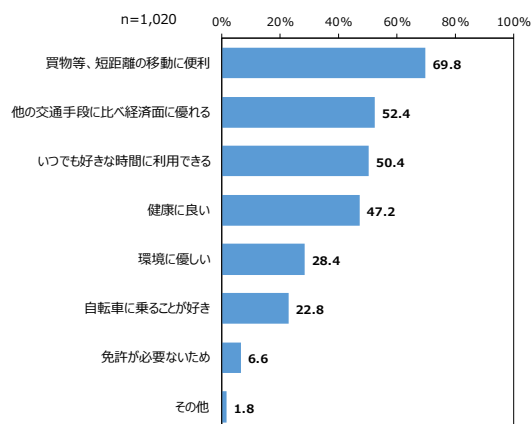
問 あなたの自転車利用の主な目的は何ですか。（複数回答可）



問 あなたは自転車をどれくらいの頻度で利用していますか。



問 あなたが自転車を利用される主な理由は何ですか。（複数回答可）



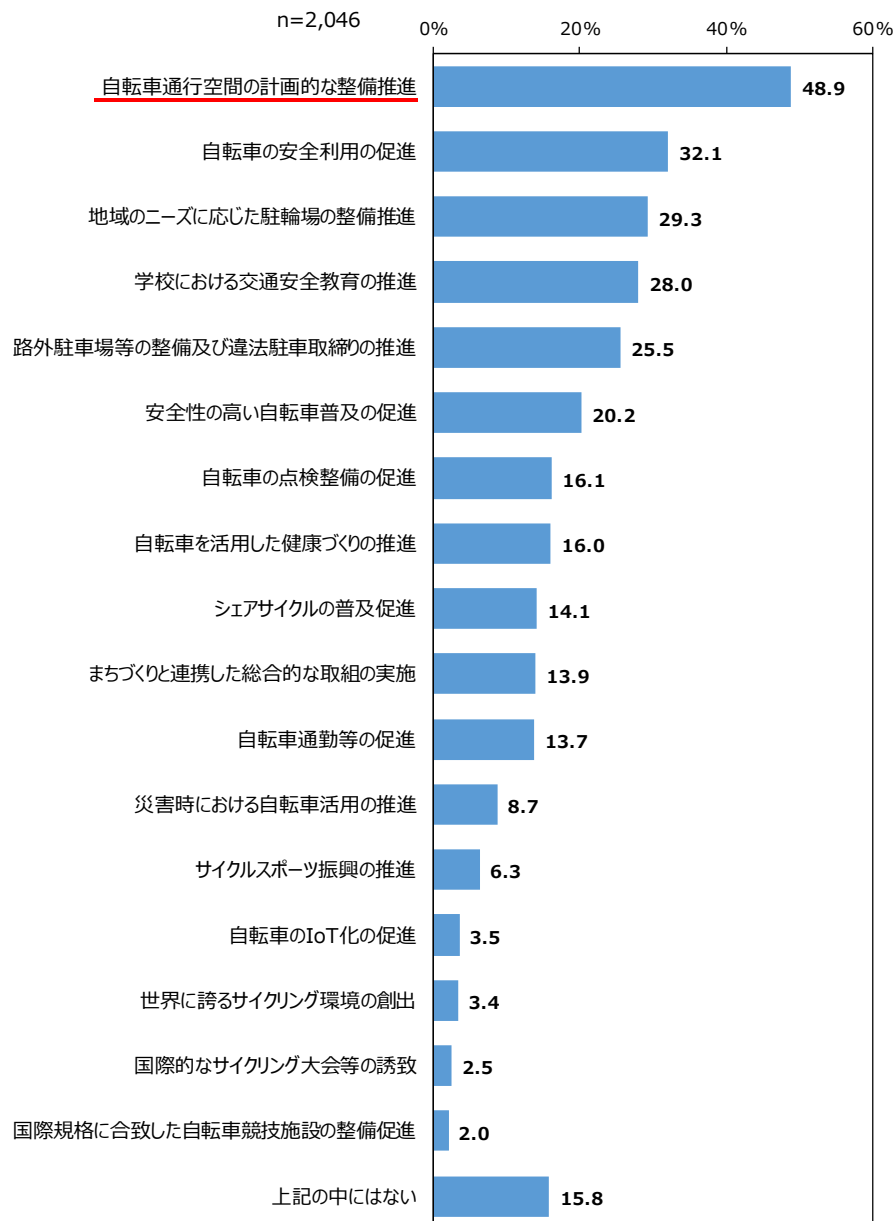
資料：広島県「県民の自転車利用状況に関するアンケート調査」（平成 30（2018）年 12 月）

(6) 関心の高い施策

- 「自転車通行空間の計画的な整備推進」に対する県民ニーズが最も高くなっています。

広島県の関心の高い自転車に関する施策

問 あなたが自転車の活用を推進する上で特に重要と思われるものを教えてください。(最大5つまでお答えください)

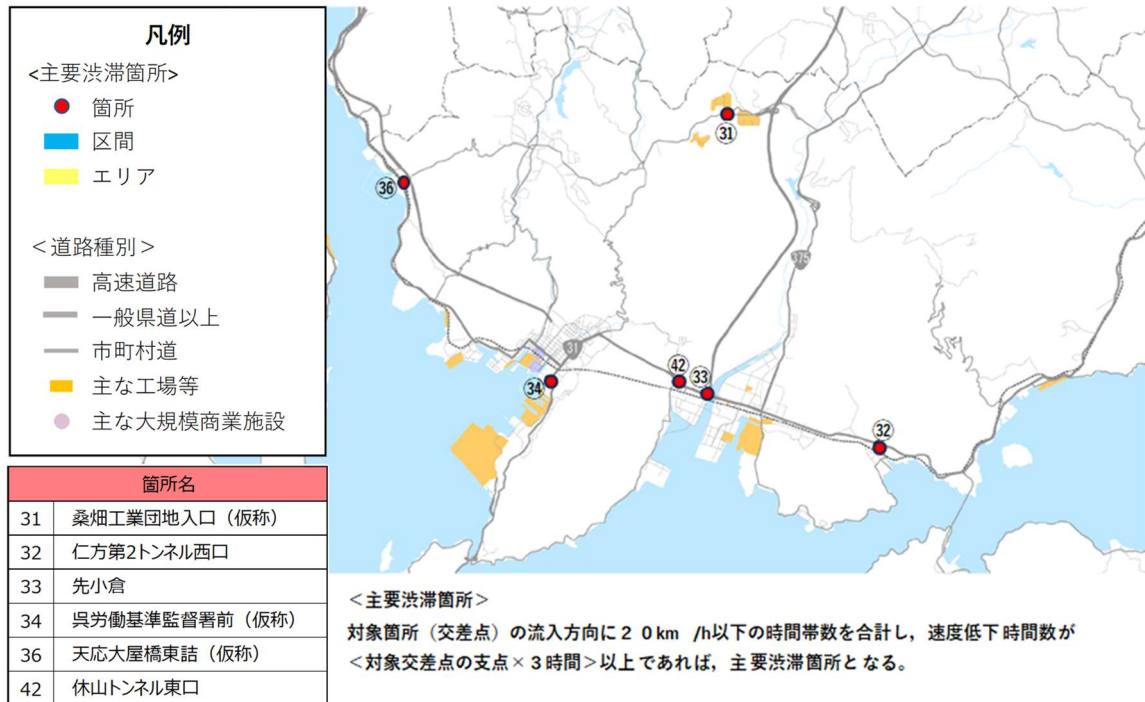


資料：広島県「県民の自転車利用状況に関するアンケート調査」（平成 30（2018）年 12 月）

(7) 交通渋滞の発生状況

- 次の箇所に交通渋滞が発生しています。

本市の渋滞発生状況

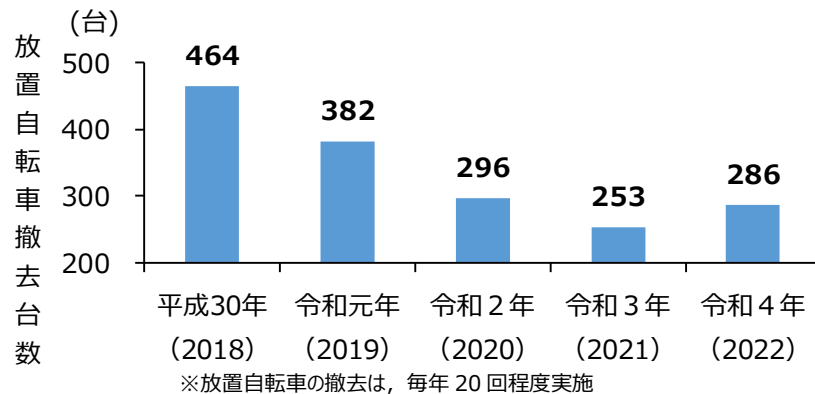


資料：広島県道路交通渋滞対策部会「広島県の主要渋滞箇所」（R4.9.1 現在）

(8) 放置自転車の状況

- 本市の放置自転車の撤去台数は、減少傾向にあります。

本市の駅周辺の放置自転車撤去台数

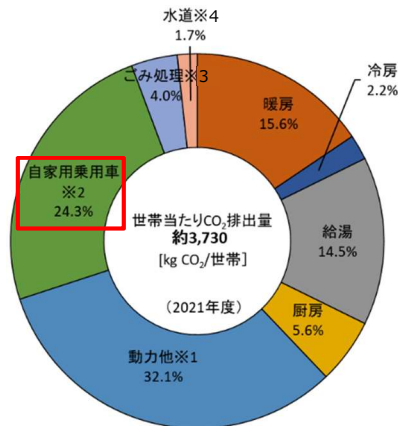


資料：呉市

(9) 環境

- 我が国は、家庭から排出されるCO₂の約2割が自家用乗用車から排出されています。

家庭からのCO₂排出量の内訳



1人が1km移動する時のCO₂排出量

自家用乗用車	132
航空	124
バス	90
鉄道	25
自転車	0
徒歩	0

CO₂排出原単位 [g-CO₂/人 km]

資料：国土交通省「輸送量あたりの二酸化炭素の排出量（旅客）」(2021年度)

※1 動力他：電力を使用し、他の用途に含まれないものが含まれる。(例：照明、冷蔵庫、掃除機、テレビ)

※2 自家用乗用車：自家用乗用車は、運輸（旅客）部門の自家用乗用車（家計寄与分）。

※3 ごみ処理：ごみ処理は、以下の排出源のうち、生活系ごみ由来分を推計したもの。
石油由来の一般廃棄物（プラスチック等）の焼却によるCO₂（非エネルギー起源CO₂-廃棄物の一部）

※4 水道：水道は上下水道施設で使用するエネルギー起源CO₂（業務その他部門-電気ガス熱供給水道業の一部）のうち、家庭寄与分を推計したもの。）

資料：温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」（2021年度）

1-2 課題

自転車は、環境にやさしく、サイクリングを通じた健康づくりや余暇の充実等、身近で人々の行動を気軽に広げる重要なモビリティであり、買物や通勤、通学など幅広い用途で利用されています。

しかしながら、本市では、自転車の人口一人当たり保有台数が0.28台と広島県・全国と比べて低い状況です。また、通勤及び通学における自転車の交通手段分担率が約1割と広島県全体と比べて低く、移動手段の半数程度が自家用車となっており自動車への依存度が高い状況です。さらに、本市では、人口減少と高齢化率の高まり、65歳以上の免許保有者割合の微増と免許自主返納者数の減少などの傾向により、自動車への依存度は引き続き高い状況が見込まれます。

加えて、現在、家庭から排出される二酸化炭素の約2割を自家用乗用車が占めており、交通分野の低炭素化を進める必要があります。

このようなことから、自動車から自転車への利用の転換を図ることが極めて重要であり、少子高齢化社会における移動手段としてあらゆる世代で自転車が安全・安心・快適に利用できる環境を創出するため、自転車ネットワークの形成及び通行空間の整備を推進する必要があります。

1-3 これまでの主な取組

本市では、道路・街路整備や交通安全対策などにより、これまでに都市計画道路の約8割※を整備するとともに、約82kmの自転車歩行者道が整備済となるなど、自転車通行空間の確保を進めてきました。また、駅周辺等26箇所で収容台数7,869台の駐輪場を整備するとともに、自転車等放置規制区域での放置自転車撤去を進めるなど、安全・安心・快適に自転車を利用できる環境の整備に取り組んできました。

また、令和3年（2021）4月に策定した「呉市土木未来プラン」では、第5次呉市長期総合計画を実現するための施策を着実に推進するため、社会資本のうち道路等に係るマネジメントの基本方針及び効率的・効果的な整備をするため実施計画を定め、安全・安心に利用できる道路空間の形成などを進めています。

※自転車専用道路を除く。概成（計画幅員の2／3以上の幅員がある区間）を含む。

2 健康・スポーツ

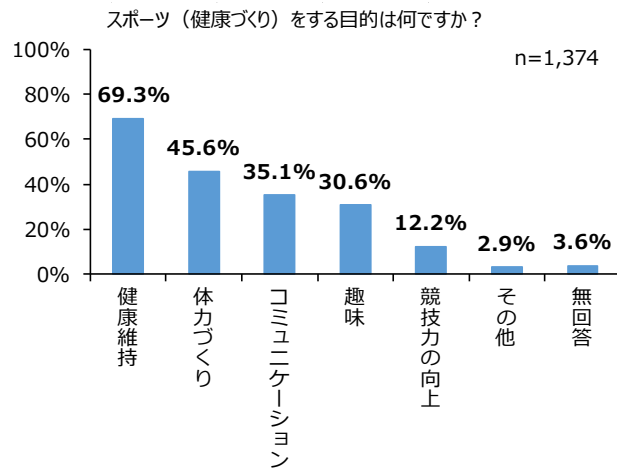
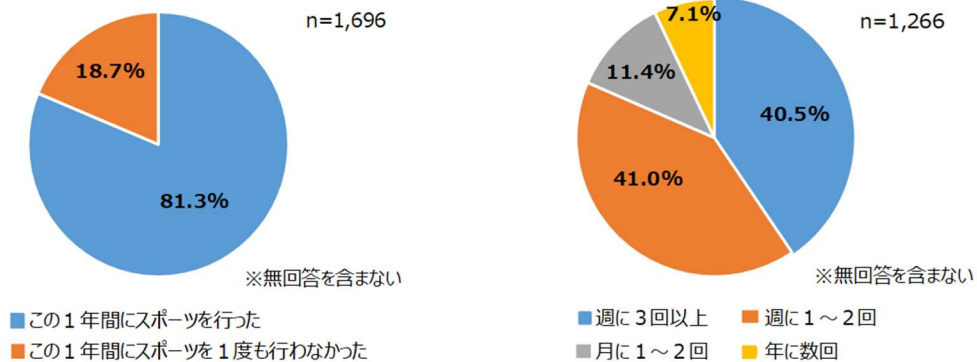
2-1 現状

(1) スポーツ

- 本市では、スポーツをする人の中で、週1回以上運動をする人が8割を上回っており、健康維持、体力づくり、コミュニケーション、趣味等、様々な目的でスポーツが行われています。

本市のスポーツ実施率

この1年間にスポーツ（健康づくりを含む）を行いましたか？ この1年間どの程度スポーツ（健康づくりを含む）を行いましたか？



※調査対象：呉市在住の18歳以上の男女

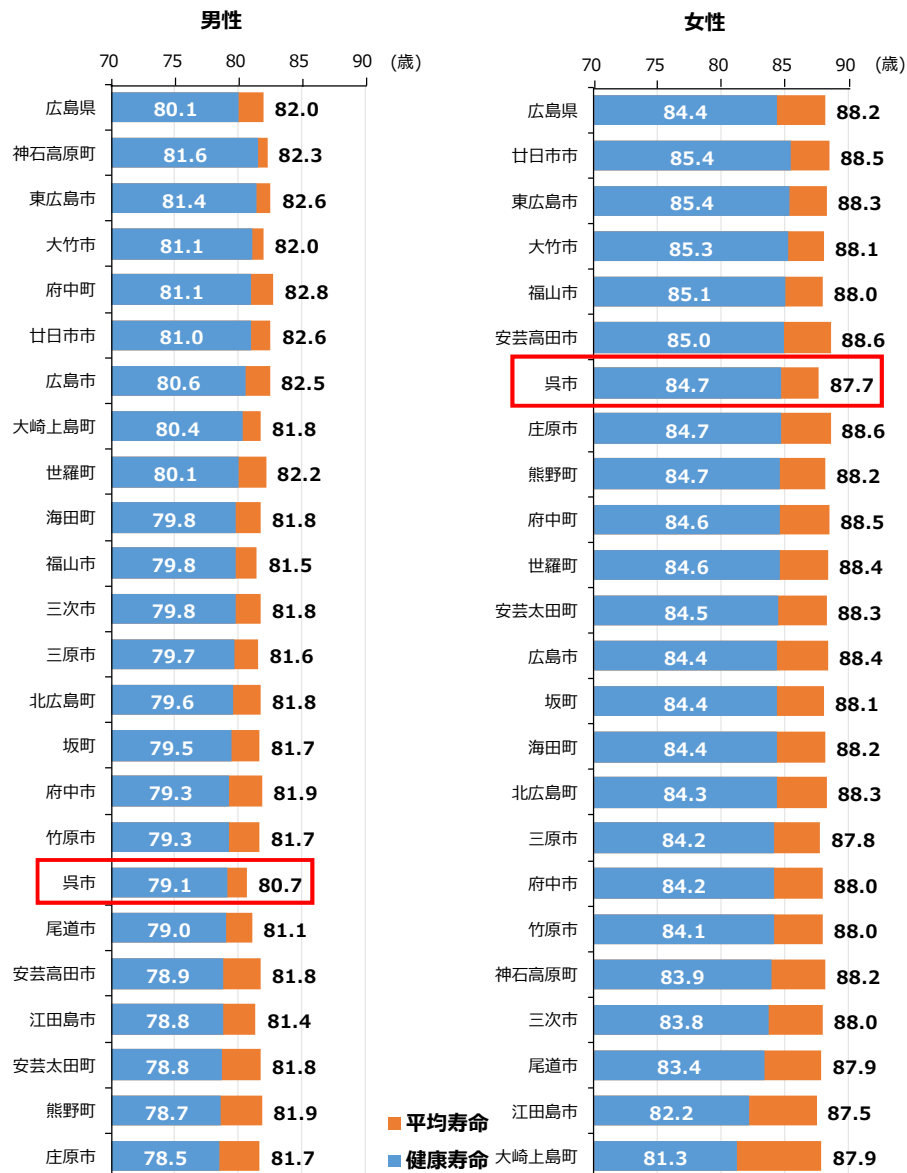
資料：「呉市スポーツ振興計画」（平成29（2017）年10月）

(2) 健康

- 本市の健康寿命^{※1}は県内において、男性は下位に、女性は上位に位置しています。
- 本市の健康寿命及び平均寿命^{※2}は男性・女性ともに延伸傾向にあります。

県内の健康寿命と平均寿命

令和2（2020）年度

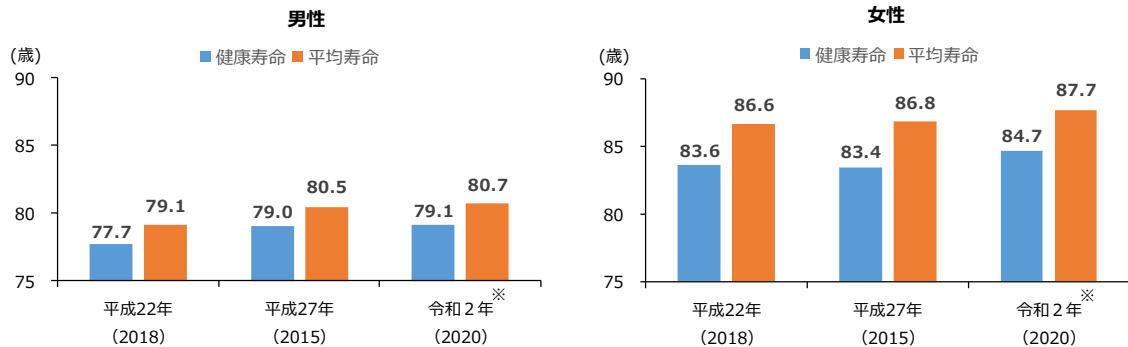


資料：広島県提供数値（健康寿命）
 広島県人口移動統計調査による推計人口（日本人人口（令和元（2019）年10月末）
 人口動態統計（死亡数）（令和元（2019）年）
 介護保険の「要介護2～5」の認定者数（令和元（2019）年9月）
 資料：令和2年市町村別生命表（平均寿命）
 ※健康寿命と平均寿命は同一年のデータがないため、参考比較
 （令和2年度について健康寿命は令和元年度、平均寿命は令和2年度のデータ）

※1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

※2 平均寿命：0歳のものが平均何年生きられるかを示した期間

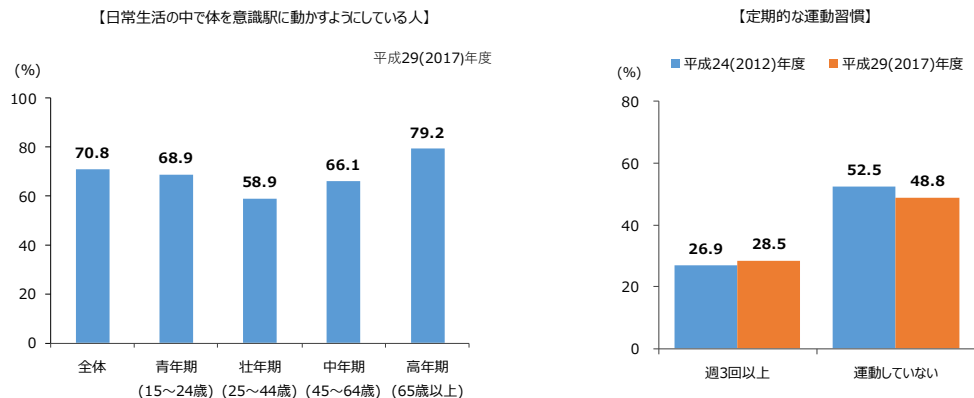
本市の健康寿命と平均寿命



資料：広島県提供数値（健康寿命）
「第3次健康くれ21」（平成30（2018）年3月）
市町村別生命表（平成22（2010）年～令和2（2020）年）
※同一年のデータがないため、参考比較
（令和2年度について健康寿命は令和元年度、平均寿命は令和2年度のデータ）

- 本市の「定期的な運動習慣」のある人の割合は28.5%となっており、5年前と比較すると1.6ポイント上昇しています。

本市における運動習慣の状況



資料：「第3次健康くれ21」（平成30（2018）年3月）

2-2 課題

本市において、週一回以上運動を行う人の割合は8割を上回っており、健康意識が高いと考えられます。青少年の健全育成、健康づくりや生きがいづくりなど、子どもから高齢者まで全ての人に対して、スポーツの果たす役割はますます重要性を増しており、気軽に身体を動かす機会を増やすことができる取組の充実を図ることが大切です。

また、健康寿命及び平均寿命が延伸傾向にあることから、生涯スポーツの一つとして日常生活における自転車利用の推進は、心身の健全な発達や健康・体力の保持増進に役立つだけでなく、将来的な社会保障費抑制に一定の効果が期待されることから、自転車という身近なスポーツの楽しさや喜びを味わうことができる環境づくりを進めることが重要です。

2-3 これまでの主な取組

本市では、平成 29（2017）年に策定した「呉市スポーツ振興計画（第 2 次）」で定めた①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、②競技スポーツの振興、③スポーツ環境の整備の目標を達成するために、安芸灘とびしま海道オレンジライド等のスポーツイベントの後援や情報発信を行うとともに、利用ニーズの高い施設の機能を維持するための改修等、スポーツ施設の整備に取り組んでいます。

また、令和 6（2024）年に策定した「第 4 次健康くれ 21」では、運動習慣のある人の割合を増加することを目標に、「+10（プラステン）」運動^{※1}の普及啓発に取り組んでいます。

※1 「+10（プラステン）」運動：身体活動量を増やし、運動習慣の定着につなげるため、今より 10 分多く体を動かすこと

3 観光

3-1 現状

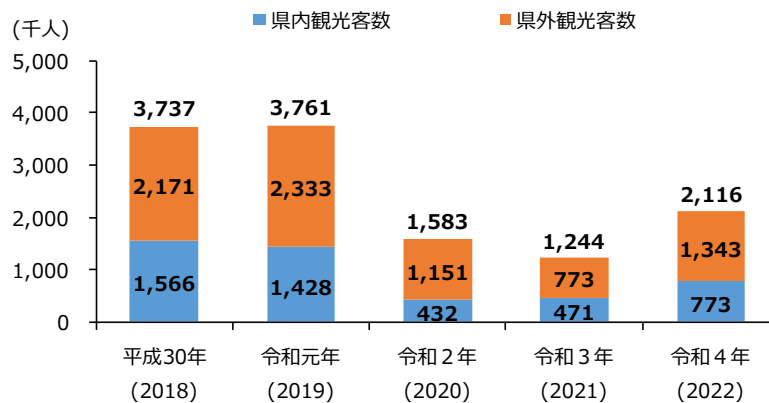
(1) 観光動態

- 本市における観光客数は、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きく減少しましたが、令和4（2022）年より回復傾向にあります。
- 本市では、安芸灘とびしま海道オレンジライドなど、様々な自転車イベント等が開催されています。
- 本市をサイクリング目的で訪れる観光客は少ない状況です。

本市における県内・県外からの観光客数の推移

県内観光客：広島県内から呉市に訪れた観光客

県外観光客：海外を含む広島県外から呉市に訪れた観光客

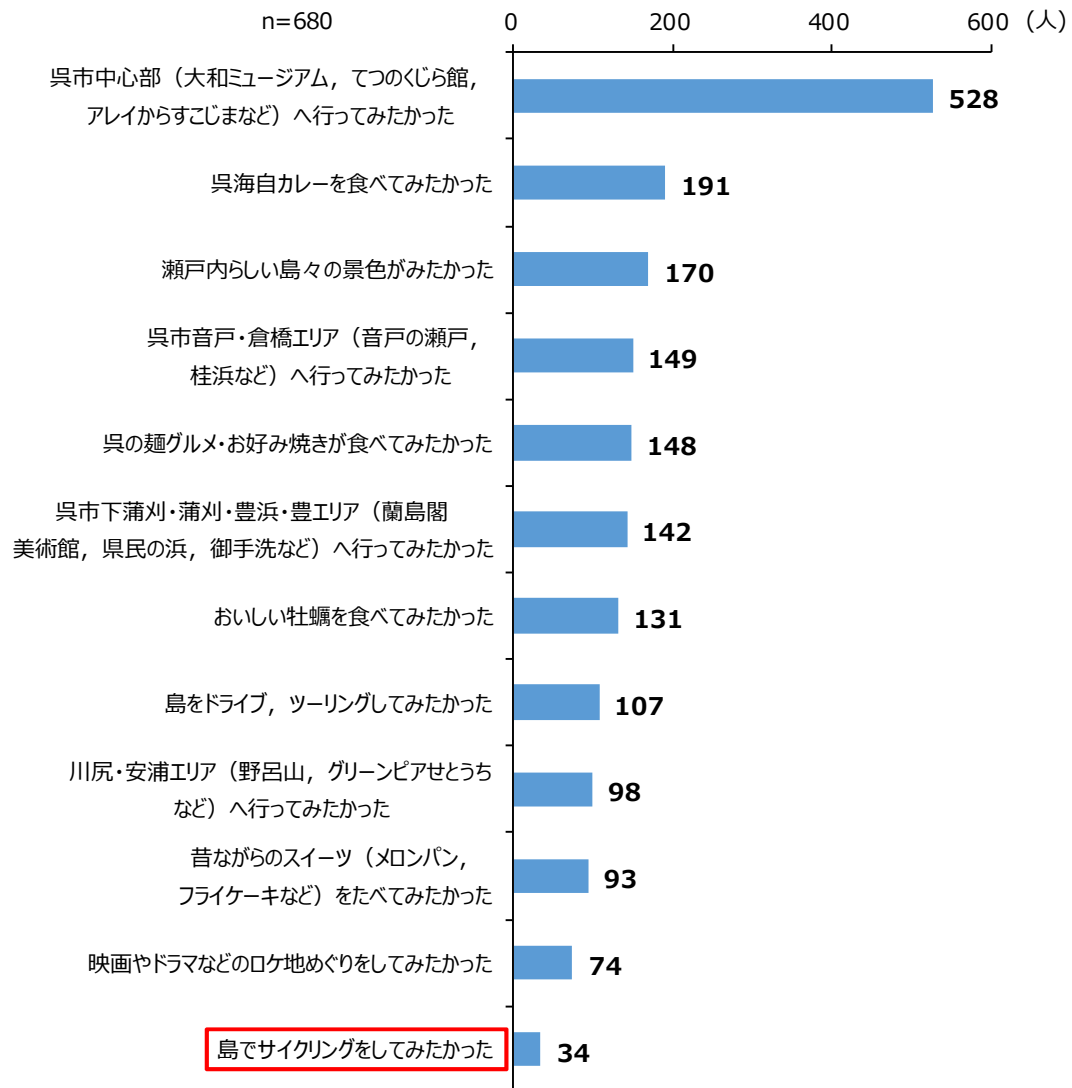


資料：（一社）広島県観光連盟「広島県観光客数の動向」（令和5（2023）年7月）

本市の主な自転車に関するイベント等（令和5（2023）年度）

場所	大会名	開催日	主催者
呉市川尻町	野呂山 GRAND ヒルクライム	令和5年10月22日	野呂山 GRAND ヒルクライム実行委員会
呉市蒲刈町	トビシマスロン （とびしま海道デュアスロン大会）	令和6年1月21日	トビシマスロン実行委員会
呉市下蒲刈町 ～ 今治市岡村島	安芸灘とびしま海道オレンジライド	令和6年2月4日	一般社団法人 ITADAKI
呉市下蒲刈町	サイクリングとびしま春吉ライド	令和6年3月31日	瀬戸内サイクルメディア

本市を訪れる決め手となったこと



資料：「呉市観光振興計画」（令和3（2021）年9月）

(2) 本市のサイクリングロード

- 本市には、風光明媚でブルーラインや距離標・方向表示が整備されたサイクリングロードがあります。

本市のサイクリングロード

かきしま海道サイクリングロード (約 74 km)	広島市からフェリーで 25 分の好アクセス。潮風に吹かれながら、海沿いの緩やかなコースからヒルクライムまで、多彩なコースが楽しめます。(呉市、江田島市) ※音戸渡船の事業廃止により、呉－倉橋島間のサイクリングルートの見直しを検討します。
安芸灘とびしま海道サイクリングロード (往：約 47 km 復：約 50 km)	7 つの島、7 つの橋をつなぐサイクリングルート。初心者でも安心して瀬戸内海の多島美や海を見ながらいくつもの島を自転車で爽快に楽しめます。地域内には、ビーチや歴史ある町並み保存地区などがあり、見所の多い海道です。(呉市、愛媛県今治市)
R185 さざなみ海道サイクリングロード (約 82 km)	瀬戸内海沿いの海岸線进行シーサイドコース。海岸沿いの道からは、佐木島・高根島・大三島・大崎上島など瀬戸内海の多島美が見渡せます。(呉市、東広島市、竹原市、三原市、尾道市)



資料：拡張版全国デジタル道路地図データベースより作成

※各サイクリングロードでサイクリング推奨ルートを明示し、分かりやすい案内を行うためにブルーラインや距離標・方向表示を設置



かきしま海道サイクリングロード
見所：音戸の瀬戸



安芸灘とびしま海道サイクリングロード
見所：松濤園



R185 さざなみ海道サイクリングロード
見所：大和ミュージアム

(3) サクリストの受入環境づくり

- 本市の主要なサイクリングロードでは、沿線地域など関係者が連携してサイクルツーリズムを推進しており、サイクリングマップの配布やサイクルスタンドの設置、サイクリングロードの適切な維持管理等、サイクリストの受入環境の整備に取り組んでいます。
- 本市ではサイクリストへの対応として、公共機関や民間事業者等により、ひろしまサイクルおもてなしスポット、せとうちサイクルーズPASS、レンタサイクルなどの受入環境の整備に取り組んでいます。

ひろしまサイクルおもてなしスポット^{※1}でのサイクリストへの対応

サイクリストが気軽に立ち寄れる、休憩できる場所として、ひろしまサイクルおもてなしスポットが各サイクリングロードにあります。

サイクリングロード / 沿線施設		飲食店等	宿泊	サイクルスタンド	空気入れ	修理工具	その他
かきしま海道サイクリングロード	大和ミュージアム			○			
安芸灘とびしま海道サイクリングロード	であいの館	○		○	○	○	
	ゆたか海の駅とびしま館	○	○	○			シャワー・お風呂
	コテージ梶ヶ浜		○	○	○	○	レンタサイクル
	下蒲列市民センター						無料休憩所
	海駅三之関			○	○	○	
	県民の浜	○	○	○	○	○	レンタサイクル
	豊まちづくりセンター						ベンチ・イス
	豊市民センター						ベンチ・イス
R185 さざなみ海道サイクリングロード	安芸灘大橋有料道路管理事務所			○			

※1 ひろしまサイクルおもてなしスポット：サイクリストに便利に安心して立ち寄れる飲食店・食品販売・宿泊施設・自転車屋等

せとうちサイクルーズPASSでのサイクリストへの対応

サイクリング観光客が旅客船航路を利用し、エリア内で周遊する際に、「せとうちサイクルーズPASS」を提示すると、乗船料が割引されます。



資料：「せとうちサイクルーズPASS」（一財）中国旅客船協会

レンタサイクルでのサイクリストへの対応

呉の代名詞でもある造船所やクレーンを眺めながら海岸線を走るルート、呉市入船山記念館などの歴史が感じられるルート、瀬戸内の島々を楽しみたいルートなど、自転車を持参していない方でも、サイクリングを楽しむことができます。

場所	店名	自転車	電動自転車 (E-Bike)
呉市宝町 1-16	JR 西日本レンタカー&リース 呉駅営業所	10 台 子ども用 2 台	—
呉市中央 1-9-17 (「オート小笠原」内)	呉観光協会	—	6 台
呉市築地町 3-3	クレイトンベイホテル	—	8 台
呉市下蒲刈町下島 839-16	とびしま海道レンタサイクル※	31 台 子ども用 5 台	9 台
呉市下蒲刈町下島 839-16	自転車観光案内ぼたりん※	—	5 台

※とびしま海道レンタサイクル・自転車観光案内ぼたりんは提携店

3-2 課題

本市には、安芸灘とびしま海道サイクリングロード、R185 さざなみ海道サイクリングロード、かきしま海道サイクリングロードがあり、サイクリングを目的とした観光客の誘致に向け、ブルーラインや距離標・方向表示の設置、またサイクルスタンド等を設置するなど、受入環境の整備を進めています。

こうしたハード整備に加え、サイクリングを活用した周遊観光を促進し、滞在時間の延長を図る様々な取組を進めることで飲食消費さらには宿泊消費につなげていく必要があります。

3-3 これまでの主な取組

平成 23 (2011) 年 7 月より、安芸灘とびしま海道サイクリングロード推奨ルート上の管理道路で、車道に推奨ルートを明示するブルーラインと距離標・方向表示などの計画・整備を進め、平成 24 (2012) 年度末までに整備が完了しています。また、かきしま海道サイクリングロード、R185 さざなみ海道サイクリングロードにおいても平成 24 (2012) 年度より計画を進め、平成 25 (2013) 年度末までに同様の整備が完了しています。

加えて、安芸灘とびしま海道の魅力の発信と地域活性化を図るために、サイクリングマップの作成、サイクルステーションの設置、案内板の設置、サイクリングロードの適切な維持管理等、サイクリング環境の向上に取り組んでいます。

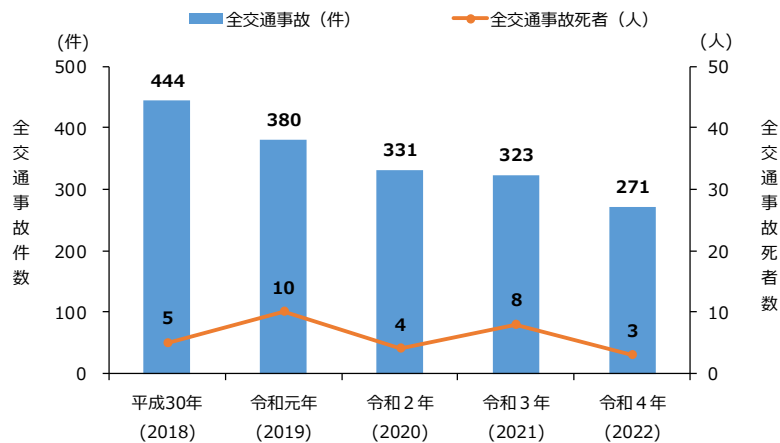
4 交通安全

4-1 現状

(1) 交通事故の発生状況

- 本市の全交通事故^{※1}件数は広島県全体・全国と同様に減少の傾向が見られます。
- 本市の全交通事故死者数は年度においてばらつきが見られ、広島県全体では令和元(2019)年以降は横ばいの傾向で、全国では減少の傾向が見られます。

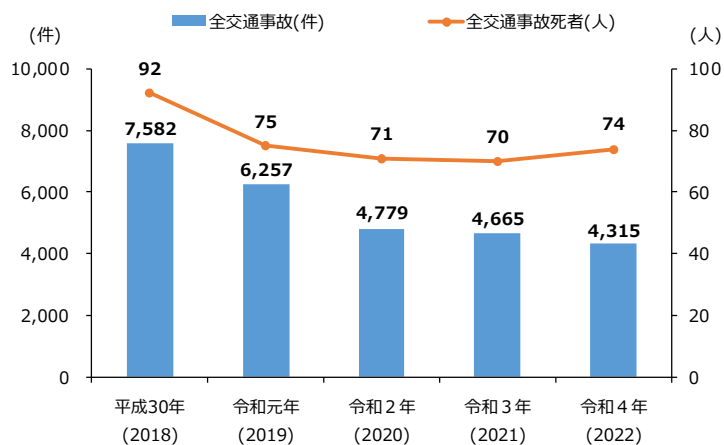
本市の全交通事故件数の推移



※1 全交通事故：車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）

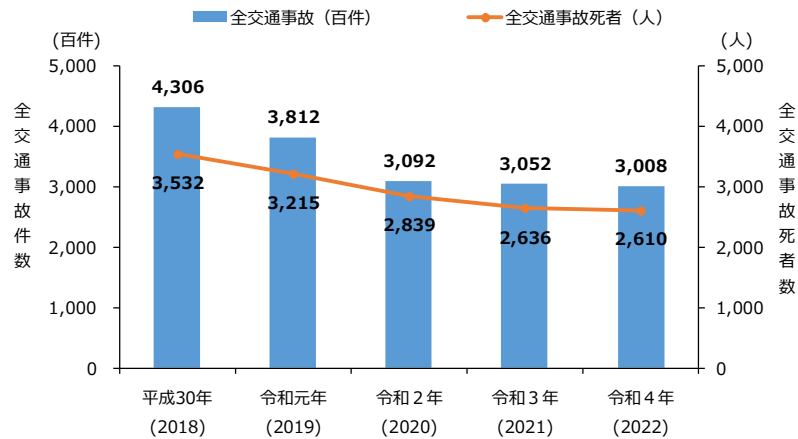
資料：広島県警察 HP「交通事故統計」（平成30（2018）年～令和4（2022）年）

広島県の全交通事故件数の推移



資料：広島県警察 HP「交通事故統計」（平成30（2018）年～令和4（2022）年）

全国の全交通事故件数の推移

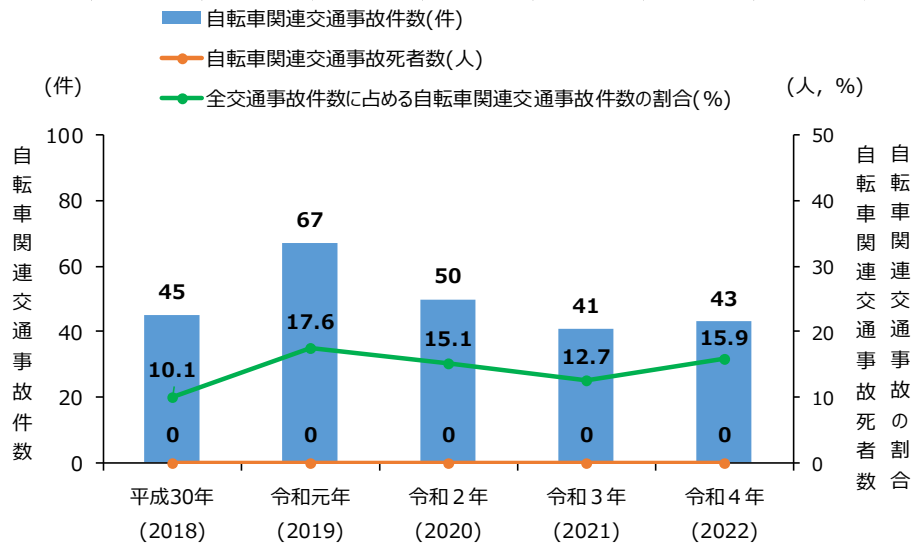


資料：警察庁「交通事故統計情報のオープンデータ」（平成30（2018）年～令和4（2022）年）

(2) 自転車関連交通事故の発生状況

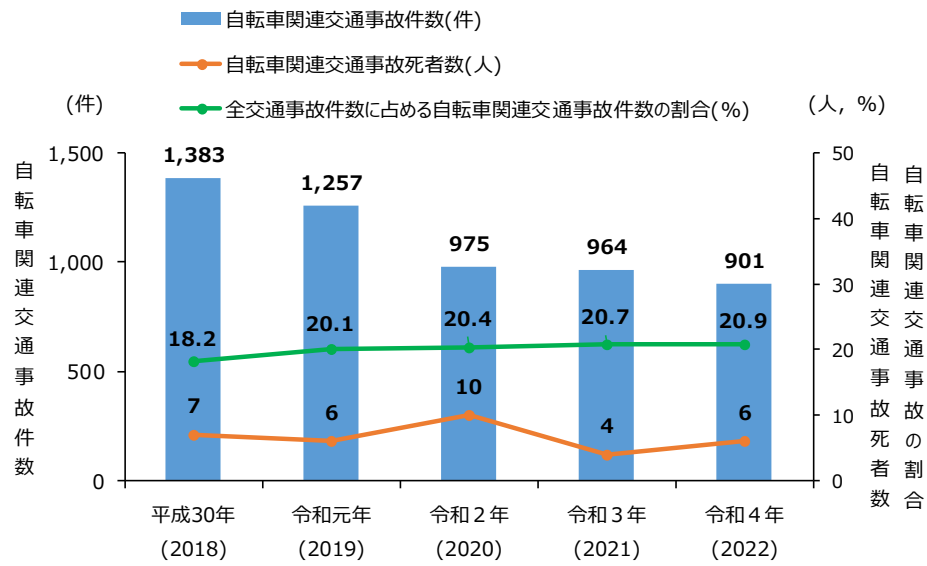
- 本市の自転車関連交通事故件数は、令和4（2022）年に43件となっており、年度ごとにばらつきがあるが、横ばいの傾向が見られます。
- 本市の全交通事故件数に占める自転車関連交通事故件数の割合は、広島県全体・全国と比べて低い状況です。

本市の自転車関連交通事故件数の推移

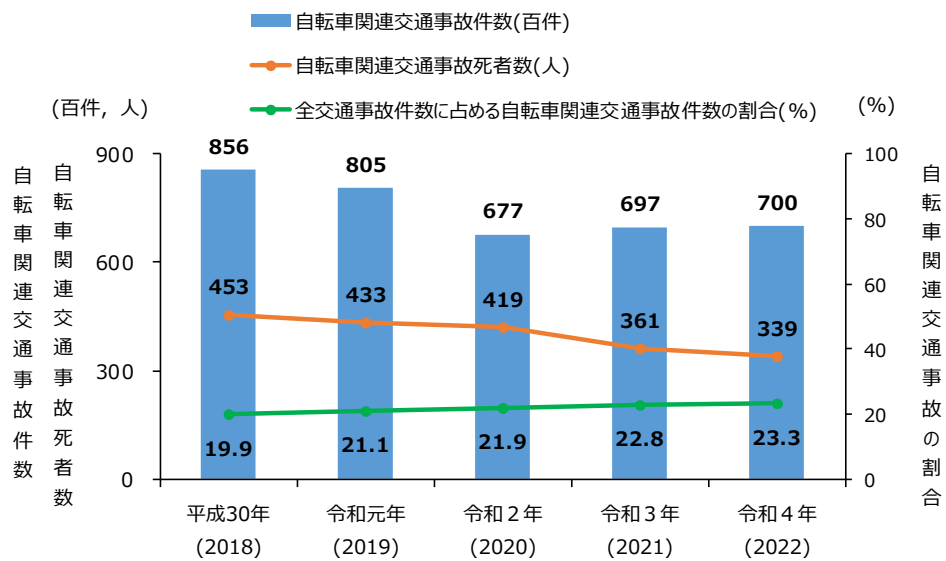


資料：警察庁「交通事故統計情報のオープンデータ」（平成30（2018）年～令和4（2022）年）

広島県の自転車関連交通事故件数の推移



全国の自転車関連交通事故件数の推移

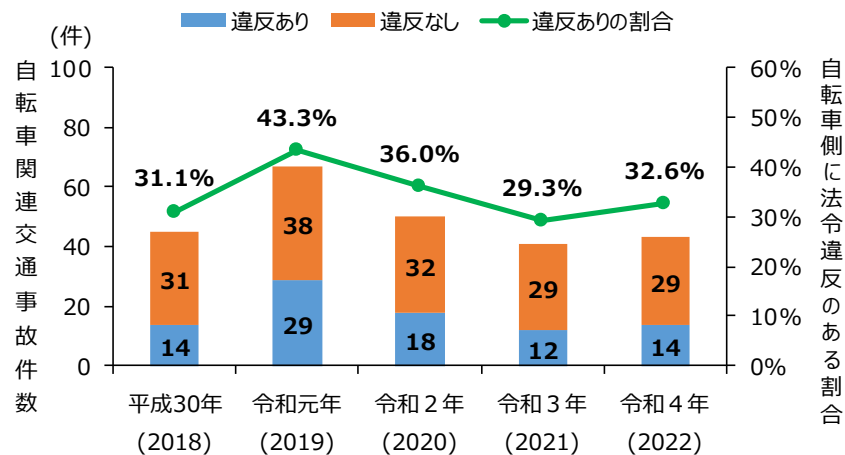


(3) 自転車関連交通事故における自転車運転者の法令違反状況

- 本市において、自転車側に法令違反のある事故^{※1}の割合は、広島県全体や全国と比べて低い状況です。

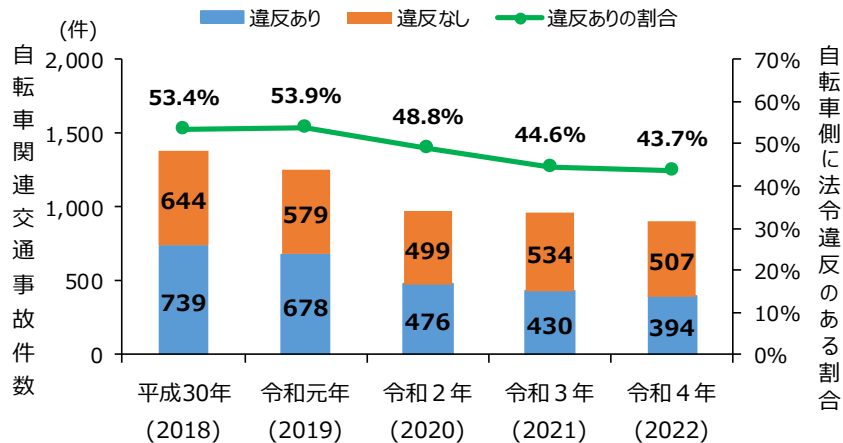
本市の自転車関連交通事故における自転車側の法令違反の状況

※1 法令違反のある事故：信号無視・一時停止不停止・前方不注意等の自転車側に過失がある場合



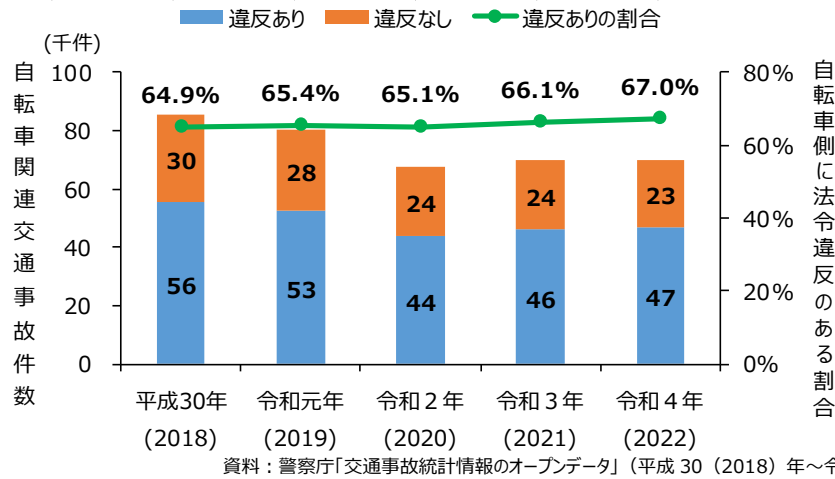
資料：警察庁「交通事故統計情報のオープンデータ」(平成30(2018)年～令和4(2022)年)

広島県の自転車関連交通事故における自転車側の法令違反の状況



資料：広島県警察 HP「交通事故統計」(平成30(2018)年～令和4(2022)年)

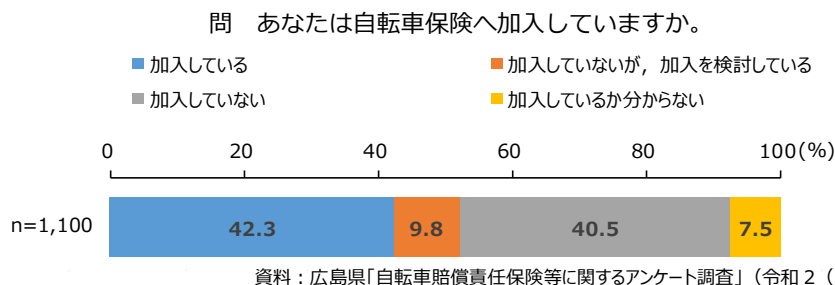
全国の自転車関連交通事故における自転車側の法令違反の状況



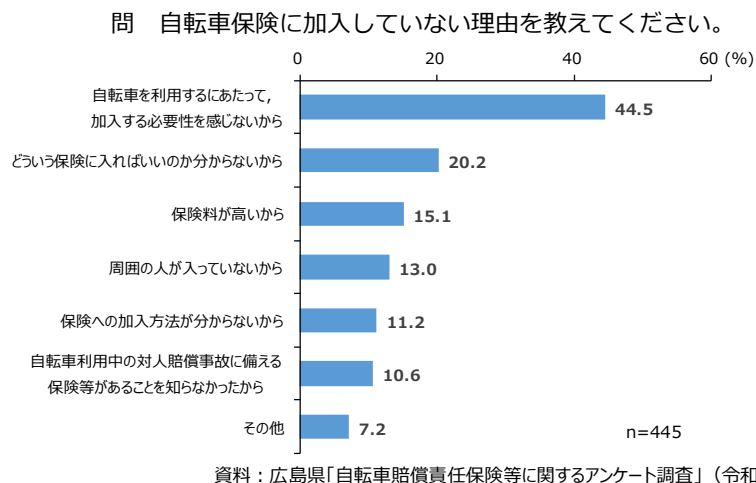
(4) 自転車保険加入状況

- 広島県では、「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」により、令和5(2023)年4月1日から自転車保険の加入が義務化されました。
- 条例制定前の時点(令和2年)では、自転車保険の加入率は、加入する必要性を感じない等の理由により、広島県全体で42.3%と低い状況です。

広島県の自転車保険の加入状況



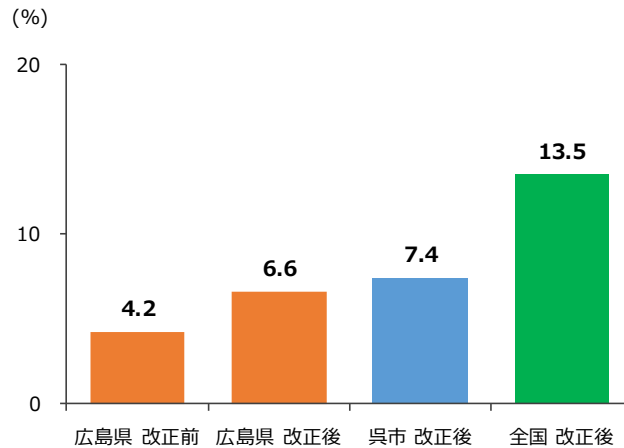
広島県の自転車保険に加入していない理由



(5) 自転車用ヘルメットの着用状況

- 道路交通法の改正により、令和5（2023）年4月から自転車乗車時にヘルメットの着用が努力義務化され、広島県全体では、着用率が改正前に比べて上昇しています。
- 本市では、広島県全体と比べて着用率が若干高く、全国と比べると低い状況です。

ヘルメットの着用率（令和5（2023）年）



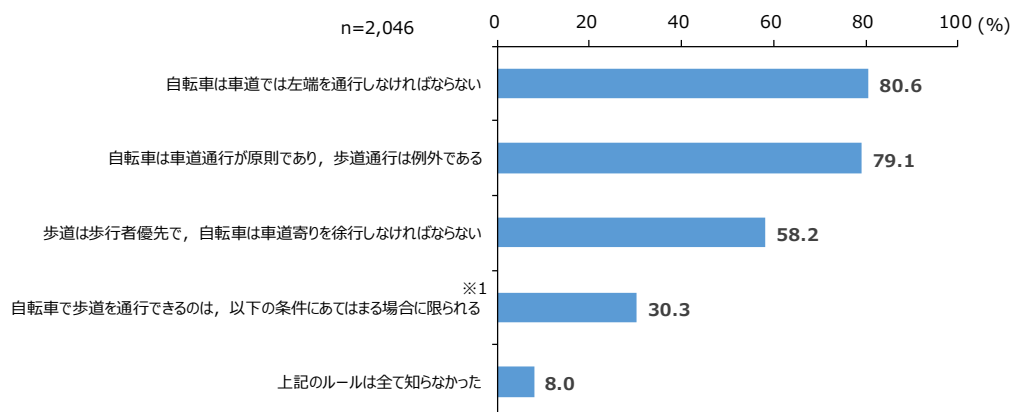
資料：警察庁「自転車乗車用ヘルメット着用率調査結果」（令和5（2023）年2月、7月）
資料：広島県警察「自転車乗車用ヘルメット着用率調査結果」（令和5（2023）年10月）

(6) 交通ルール・マナー

- 自転車の通行ルールについて、「自転車は車道では左端を通行しなければならない」「自転車は車道通行が原則であり、歩道通行は例外である」の認知度は高いものの、その他のルールについては高いとは言えない状況です。

広島県の通行ルールの認知度

問 自転車の通行ルールについて、あなたが既にご存知のものを教えてください。（複数回答可）



※1 以下の条件：①道路標識等で通行することができるとされている場合 ②自転車の運転者が高齢者や児童、幼児等の場合
③車道又は交通の状況からみてやむを得ないと認められる場合

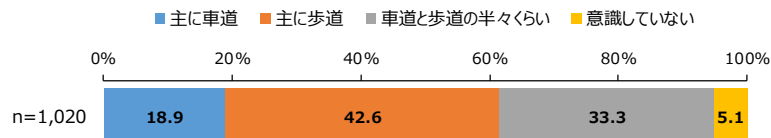
資料：広島県「県民の自転車利用状況に関するアンケート調査」（平成30（2018）年12月）

（７）自転車の通行位置の状況

- 広島県全体の自転車利用者は、自転車を利用する際、主に歩道を走行する割合が最も高い状況です。

広島県の自転車の通行場所

問 あなたが自転車を利用する場合、主に道路のどこを走行していますか。



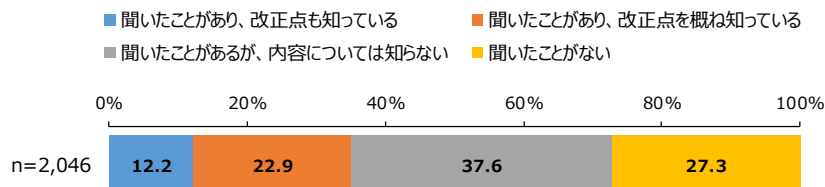
（８）自転車安全講習義務化の認知度

- 広島県全体の自転車安全講習義務化について半数以上が内容を知らず、認知度は低い状況です。

広島県の自転車安全講習義務化の認知度

自転車安全講習制度：自転車の交通ルール遵守を徹底するため、自転車の運転に関し一定の違反行為(危険行為)を 3 年以内に 2 回以上行った者に対し、都道府県公安委員会が講習の受講を命ずるもの

問 あなたは平成 27（2015）年 6 月に道路交通法が改正され、信号無視や一時不停止など自転車の危険行為を繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が義務付けられたことを知っていますか。



4-2 課題

本市の全交通事故は減少傾向ですが、自転車関連交通事故の発生状況は年度ごとに多少のバラつきはあるものの、横ばいの傾向にあります。

自転車に関係する最近の動向として、令和 5（2023）年 4 月から道路交通法が一部改正され、自転車用ヘルメット着用の努力義務化が始まり、また、同時期に施行された「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」による自転車保険の加入義務が始まったところです。

自転車は身近な移動手段として多様な方が利用されていますが、場合によっては自分の命を落とす事故や相手を重傷・死傷に至らしめる事故にも繋がります。

ヘルメットの着用や自転車保険の加入、交通ルールの周知やマナーの向上は、自転車関連交通事故のない社会の実現に向けて大きく寄与するものであり、引き続き交通安全対策を進めるとともに、このような取組についても充実を図る必要があります。

4-3 これまでの主な取組

本市では、昭和 46（1971）年以降、交通事故を根絶し、安全で安心な呉市を実現することを目的に、11 次にわたり、「呉市交通安全計画」を策定し、各種施策を推進しています。本計画に基づく様々な取組により、市内の交通事故による死者数及び事故発生件数は、ピーク時である昭和 38（1963）年の 39 人、昭和 44（1969）年の 2,617 件から令和 4（2022）年にはそれぞれ 3 人、271 件と大幅に減少させることができています。また、「第 11 次呉市交通安全計画」では、子ども・高齢者への指導・啓発の充実、交通安全施設等の整備事業の推進等を掲げ、交通安全活動に積極的に取り組んでいます。

第Ⅳ章 計画の目標と体系

1 基本理念及び目指す姿

1-1 基本理念

安全・安心・快適な自転車利用環境の形成による 環境にやさしく、人を惹きつけるまちづくり

本市においては、自転車の活用による環境負荷の低減、市民の健康増進、サイクリングを目的とした観光客の誘致、自転車関連交通事故のない社会の実現などの課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することによって、公共の利益の増進に資することが求められています。

このような背景から、本市では「安全・安心・快適な自転車利用環境の形成による環境にやさしく、人を惹きつけるまちづくり」を基本理念とし、自転車の特性を生かし、交通手段としてだけでなく、まちづくり、健康・スポーツ、観光、交通安全など様々な視点で自転車活用の取組を推進していくこととします。

1-2 目指す姿

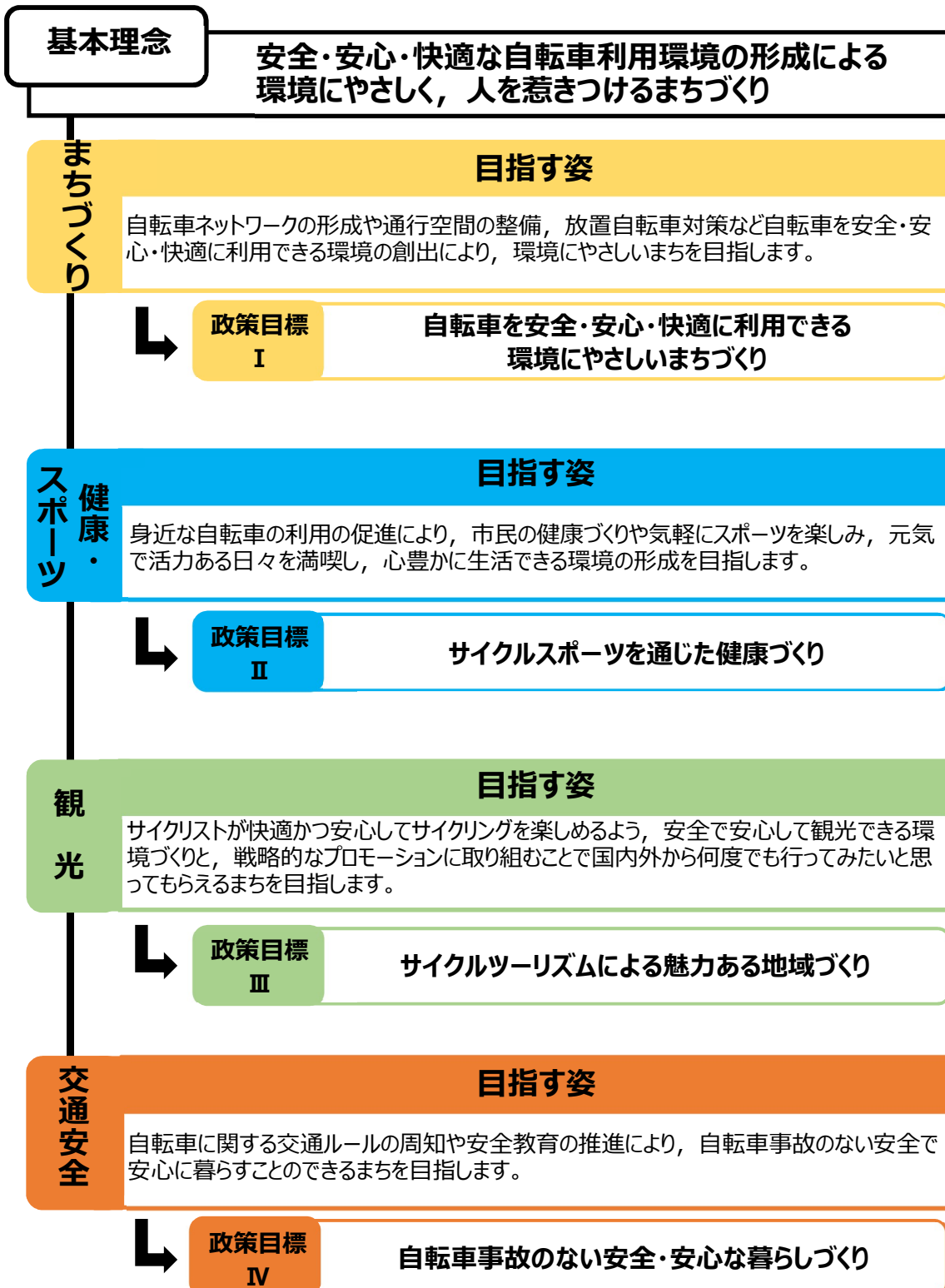
上述の基本理念を実現するため、市民ニーズや課題等を踏まえ、本市の目指す姿を以下のように設定します。

- 自転車ネットワークの形成や通行空間の整備、放置自転車対策など自転車を安全・安心・快適に利用できる環境の創出により、環境にやさしいまちを目指します。
- 身近な自転車の利用の促進により、市民の健康づくりや気軽にスポーツを楽しみ、元気で活力ある日々を満喫し、心豊かに生活できる環境の形成を目指します。
- サイクリストが快適かつ安心してサイクリングを楽しめるよう、安全で安心して観光できる環境づくりと、戦略的なプロモーションに取り組むことで国内外から何度でも行ってみたいと思ってもらえるまちを目指します。
- 自転車に関する交通ルールの周知や安全教育の推進により、自転車事故のない安全で安心に暮らすことのできるまちを目指します。

2 目標の設定

本市において、1-2 で述べた目指す姿を実現するため、以下に示す四つの目標を設定します。

四つの政策目標



第Ⅴ章 実施する取組

1 取組一覧

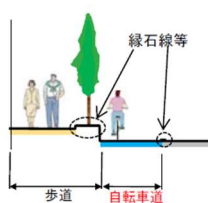
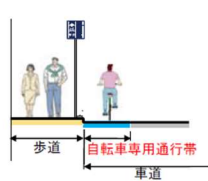
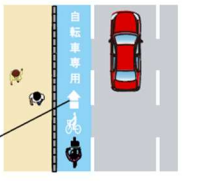
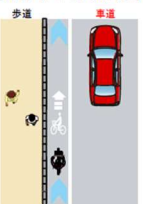
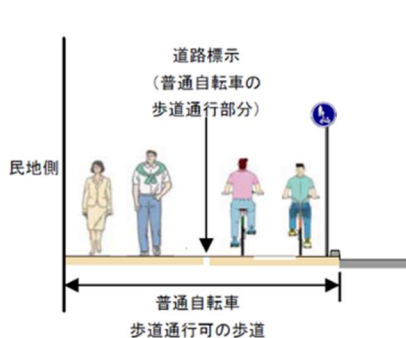
実施する取組を次のとおり設定します。

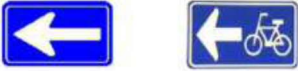
1-1 実施する取組

目 標	実施施策	本市の取組
【政策目標Ⅰ】 自転車安全・安心・快適に利用できる環境にやさしいまちづくり	自転車通行空間の計画的な整備推進	①自転車通行空間の整備（第Ⅵ章に記載）
		②交通規制等の適切な実施・運用
	自転車の利用による環境負荷の低減	①自転車の利用推進による環境負荷の低減
		②自転車通勤の広報・啓発
	地域のニーズに応じた駐輪場の管理	①ニーズに対応した駐輪場の管理・運営
	違法駐輪取締りの推進	①違法駐輪の積極的な取締り
【政策目標Ⅱ】 サイクルスポーツを通じた健康づくり	サイクルスポーツ振興の推進	①サイクルスポーツ振興の推進
		②スポーツ環境の整備
	自転車を活用した健康づくりの推進	①健康増進の広報・啓発
		②自転車通勤の広報・啓発【再掲】
【政策目標Ⅲ】 サイクルツーリズムによる魅力ある地域づくり	国内外から選ばれるサイクリングエリアの創出	①サイクリストのマーケティング調査
		②ブランディングによるサイクリングロードの魅力向上
		③サイクリスト誘客のためのコンテンツ造成
		④サイクリスト受入環境の整備
		⑤サイクルツーリズムのプロモーション
		⑥広域的な連携による地域振興
【政策目標Ⅳ】 自転車事故のない安全・安心な暮らしづくり	自転車の安全利用の促進	①自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知
		②交通安全意識向上を図る広報・啓発
		③交通安全に関する指導技術の向上
		④ヘルメット着用の広報・啓発
		⑤自転車運転者講習制度の着実な運用
		⑥関係機関・団体と連携した指導・啓発活動の推進
		⑦自転車指導啓発重点地区・路線における指導取締りの推進
	自転車の点検整備の促進	①安全な自転車の点検整備を促進するための広報・啓発
	学校等における交通安全教育の推進	①交通安全教室の実施
		②通学路周辺の安全点検
	自転車通行空間の計画的な整備推進	①自転車通行空間の整備【再掲】
	自転車損害賠償保険等への加入促進	①ポスター、チラシ、ホームページ等を通じた広報・啓発

2 政策目標Ⅰ 自転車を安全・安心・快適に利用できる環境にやさしいまちづくり

2-1 自転車通行空間の計画的な整備推進

取組	①自転車通行空間の整備
取組内容	安全・安心・快適な自転車利用環境創出のため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成 28 年 7 月国土交通省道路局，警察庁交通局）に基づくとともに，呉市都市計画マスタープランや呉市土木未来プラン等の関連計画との整合を図りながら，自転車ネットワーク計画を策定し整備を進めます。 ※Ⅵ章に掲載
取組 イメージ	整備形態 【整備イメージ】 自転車道  歩道 自転車道 自転車専用通行帯  歩道 自転車専用通行帯 車道 ※自転車専用通行帯の幅の全部  ※自転車専用通行帯の幅の一部 （1）歩道のある道路における対策 （2）歩道のない道路における対策 自転車と自動車とを混在通行とする道路（車道混在） ピクトグラム等を設置 歩道 車道 【路肩・停車帯内の対策】  歩道 車道 【車線内の対策】  歩道 車道 ※矢印模様の路面表示は外側線の下に重複させることができる 【車線内の対策】  歩道 車道 「自転車道」，「自転車専用通行帯」，「車道混在」の整備イメージ  道路標示（普通自転車の歩道通行部分） 民地側 普通自転車歩道通行可の歩道 歩道（普通自転車の歩道通行部分あり） 車道（普通自転車の歩道通行部分あり） 自転車歩行者道における自転車走行位置の明示のイメージ

取組	②交通規制等の適切な実施・運用
取組内容	自転車交通を含め、全ての交通に対して安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示等の適切な設置、維持管理や運用に努めます。また、他の交通への妨害とならない道路において自転車専用通行帯の規制を検討するとともに、道路管理者と連携して自転車通行空間の確保に努めます。
取組イメージ	通行・進入禁止に関する標識  通行止め 車両進入禁止 自転車通行止め 車両進入禁止 歩行者専用 逆走の禁止に関する標識  一方通行 自転車一方通行 通行禁止に係る標識例

2-2 自転車の利用による環境負荷の低減

取組	①自転車の利用推進による環境負荷の低減
取組内容	交通渋滞の緩和や地球温暖化対策等の環境負荷の軽減対策として有効な自転車利用を習慣化させるため、近距離の外勤時において、公用自転車の利用を推進します。また、自家用車以外の移動手段の選択として、自転車によるスマートムーブ※1を推進します。
取組イメージ	 呉市本庁舎の公用自転車置き場  スマートムーブ ※1 スマートムーブ：自家用車以外の移動手段の選択

取組	②自転車通勤の広報・啓発
取組内容	都市交通の円滑化を図り、交通渋滞と道路環境の改善、CO ₂ の削減と健康増進を目的として、自転車通勤を拡大するための広報・啓発を行います。
取組 イメージ	皆様も、ぜひ、 「エコ通勤」に、ご協力ください。 地球温暖化対策のためには、 日常的な「節電」や「リサイクル」などの、 皆様一人一人のご協力がとても大切です。 しかし、その中でも一番、効果的なのは 「クルマの利用を見直すこと」 であることを、ご存じでしょうか？ ここでは、このことについて、 ご説明したいと思います。 広報・啓発のイメージ 一人ひとりが、少しずつ、エコ通勤 このような多くのCO₂を排出するクルマを、 皆様一人お一人が、少しずつ、控えれば、 全体でCO₂が大きく、削減されることとなります。 それを呼びかけているのが、 この「エコ通勤」運動です。 ぜひ、ご無理のないできる範囲で、ご協力ください。 「エコ通勤」とは・・・ ・健康的に... 「自転車・徒歩」で通勤 ・本でも読みながら... 「電車・バス」で通勤 ・会社の同僚と一緒に... クルマの「あいのり」通勤 ※毎日ではなくても、まずは... 週に1回だけでも、エコ通勤をおためしください。 (もし、「通勤」が難しい場合には、 休日のクルマ利用の見直しも、あわせてご検討ください。) なお、エコ通勤は、「健康」(生活習慣病対策・ダイエット)や 「交通安全」「コスト」の点からも望ましいものです。 詳しくは、下記ウェブサイトをご参照ください。 http://www.oo.jp

資料：国土交通省

2-3 地域のニーズに応じた駐輪場の管理

取組	①ニーズに対応した駐輪場の管理・運営																																																																																																																																																								
取組内容	駐車を適切に管理・運営することにより、自転車等の円滑な駐輪を促進し、JR 駅等の周辺環境の安全確保や景観の保持を図ります。																																																																																																																																																								
取組イメージ	市内駐輪場一覧表（呉市管理）																																																																																																																																																								
	<table><tr><th>場所</th><th>駐輪場</th><th>区分</th><th>供用時間</th><th>収容台数(台)</th></tr><tr><td rowspan="5">呉駅</td><td>呉駅東</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>303</td></tr><tr><td>呉駅東第2</td><td>無料</td><td>6:30～22:00</td><td>160</td></tr><tr><td>元ペアーレ前</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>54</td></tr><tr><td>呉駅西</td><td>有料</td><td>4:50～25:05</td><td>1,400</td></tr><tr><td colspan="3">小計</td><td>1,917</td></tr><tr><td rowspan="3">広駅</td><td>広駅裏</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>150</td></tr><tr><td>広駅前</td><td>有料</td><td>4:40～25:15</td><td>1,400</td></tr><tr><td colspan="3">小計</td><td>1,550</td></tr><tr><td rowspan="4">安浦駅</td><td>安浦駅前</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>150</td></tr><tr><td>安浦駅北西側</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>86</td></tr><tr><td>安浦駅北東側</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>86</td></tr><tr><td colspan="3">小計</td><td>322</td></tr><tr><td rowspan="3">仁方駅</td><td>仁方駅</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>25</td></tr><tr><td>仁方駅前※1</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>200</td></tr><tr><td colspan="3">小計</td><td>225</td></tr><tr><td rowspan="2">安芸阿賀駅</td><td>阿賀駅北</td><td>無料</td><td rowspan="2">24時間</td><td rowspan="2">747</td></tr><tr><td>阿賀駅南</td><td>無料</td></tr><tr><td rowspan="3">吉浦駅</td><td>吉浦駅</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>120</td></tr><tr><td>吉浦駅（JR）※1</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>300</td></tr><tr><td colspan="3">小計</td><td>420</td></tr><tr><td rowspan="3">天応駅</td><td>天応駅</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>87</td></tr><tr><td>天応駅（JR）※1</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>100</td></tr><tr><td colspan="3">小計</td><td>187</td></tr><tr><td>新広駅</td><td>新広駅</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>895</td></tr><tr><td>安芸川尻駅</td><td>川尻駅前</td><td>有料</td><td>24時間</td><td>320</td></tr><tr><td>安登駅</td><td>安登駅</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>480</td></tr><tr><td>音戸大橋下</td><td>音戸大橋下</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>70</td></tr><tr><td>川原石駅</td><td>川原石駅</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>190</td></tr><tr><td rowspan="4">その他</td><td>ポートピア※2</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>95</td></tr><tr><td>焼山</td><td>無料</td><td>24時間</td><td>151</td></tr><tr><td>亀山橋東詰</td><td>無料</td><td>24時間</td><td rowspan="2">300</td></tr><tr><td>元堺川駐車場対岸</td><td>無料</td><td>24時間</td></tr><tr><td colspan="4">合計</td><td>7,869</td></tr></table>					場所	駐輪場	区分	供用時間	収容台数(台)	呉駅	呉駅東	無料	24時間	303	呉駅東第2	無料	6:30～22:00	160	元ペアーレ前	無料	24時間	54	呉駅西	有料	4:50～25:05	1,400	小計			1,917	広駅	広駅裏	無料	24時間	150	広駅前	有料	4:40～25:15	1,400	小計			1,550	安浦駅	安浦駅前	無料	24時間	150	安浦駅北西側	無料	24時間	86	安浦駅北東側	無料	24時間	86	小計			322	仁方駅	仁方駅	無料	24時間	25	仁方駅前※1	無料	24時間	200	小計			225	安芸阿賀駅	阿賀駅北	無料	24時間	747	阿賀駅南	無料	吉浦駅	吉浦駅	無料	24時間	120	吉浦駅（JR）※1	無料	24時間	300	小計			420	天応駅	天応駅	無料	24時間	87	天応駅（JR）※1	無料	24時間	100	小計			187	新広駅	新広駅	無料	24時間	895	安芸川尻駅	川尻駅前	有料	24時間	320	安登駅	安登駅	無料	24時間	480	音戸大橋下	音戸大橋下	無料	24時間	70	川原石駅	川原石駅	無料	24時間	190	その他	ポートピア※2	無料	24時間	95	焼山	無料	24時間	151	亀山橋東詰	無料	24時間	300	元堺川駐車場対岸	無料	24時間	合計				7,869
	場所	駐輪場	区分	供用時間	収容台数(台)																																																																																																																																																				
	呉駅	呉駅東	無料	24時間	303																																																																																																																																																				
		呉駅東第2	無料	6:30～22:00	160																																																																																																																																																				
		元ペアーレ前	無料	24時間	54																																																																																																																																																				
		呉駅西	有料	4:50～25:05	1,400																																																																																																																																																				
		小計			1,917																																																																																																																																																				
	広駅	広駅裏	無料	24時間	150																																																																																																																																																				
		広駅前	有料	4:40～25:15	1,400																																																																																																																																																				
		小計			1,550																																																																																																																																																				
	安浦駅	安浦駅前	無料	24時間	150																																																																																																																																																				
		安浦駅北西側	無料	24時間	86																																																																																																																																																				
		安浦駅北東側	無料	24時間	86																																																																																																																																																				
		小計			322																																																																																																																																																				
	仁方駅	仁方駅	無料	24時間	25																																																																																																																																																				
		仁方駅前※1	無料	24時間	200																																																																																																																																																				
		小計			225																																																																																																																																																				
	安芸阿賀駅	阿賀駅北	無料	24時間	747																																																																																																																																																				
		阿賀駅南	無料																																																																																																																																																						
	吉浦駅	吉浦駅	無料	24時間	120																																																																																																																																																				
		吉浦駅（JR）※1	無料	24時間	300																																																																																																																																																				
		小計			420																																																																																																																																																				
	天応駅	天応駅	無料	24時間	87																																																																																																																																																				
		天応駅（JR）※1	無料	24時間	100																																																																																																																																																				
		小計			187																																																																																																																																																				
	新広駅	新広駅	無料	24時間	895																																																																																																																																																				
安芸川尻駅	川尻駅前	有料	24時間	320																																																																																																																																																					
安登駅	安登駅	無料	24時間	480																																																																																																																																																					
音戸大橋下	音戸大橋下	無料	24時間	70																																																																																																																																																					
川原石駅	川原石駅	無料	24時間	190																																																																																																																																																					
その他	ポートピア※2	無料	24時間	95																																																																																																																																																					
	焼山	無料	24時間	151																																																																																																																																																					
	亀山橋東詰	無料	24時間	300																																																																																																																																																					
	元堺川駐車場対岸	無料	24時間																																																																																																																																																						
合計				7,869																																																																																																																																																					
	※ 1 西日本旅客鉄道株式会社管理																																																																																																																																																								
	※ 2 国土交通省管理																																																																																																																																																								
	資料：呉市																																																																																																																																																								

2-4 違法駐輪取締りの推進

取組	①違法駐輪の積極的な取締り								
取組内容	良好な生活環境の確保及び都市機能の保持を図ることを目的に、呉駅、広島、安浦駅等の周辺における自転車等放置規制区域で、放置自転車の撤去を行います。 - 自転車等放置規制区域 ＪＲ呉駅周辺自転車等放置規制区域 ＪＲ広島駅周辺自転車等放置規制区域 資料：呉市 HP ※その他 ＪＲ安芸川尻駅周辺自転車等放置規制区域、音戸大橋下周辺自転車等放置規制区域 ＪＲ安浦駅前周辺自転車等放置規制区域、ＪＲ安登駅周辺自転車等放置規制区域 - 放置自転車等保管場所 撤去された自転車等は放置自転車等保管所で保管しています。引取の際に撤去・保管費用が必要となります。 取組イメージ 資料：呉市 HP 放置自転車等保管場所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th><th>撤去・保管</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>原付バイク</td><td>3,600円</td></tr> <tr> <td>大型・普通自動二輪</td><td>4,200円</td></tr> </tbody> </table> 撤去・保管費用	車種	撤去・保管	自転車	2,000円	原付バイク	3,600円	大型・普通自動二輪	4,200円
車種	撤去・保管								
自転車	2,000円								
原付バイク	3,600円								
大型・普通自動二輪	4,200円								

2-5 通学路等における交通安全対策の推進

取組	①通学路や生活道路における交通安全対策の実施
取組内容	安全で快適な道路空間を形成するため、通学路等における交通安全対策を実施します。
取組イメージ	・通学路交通安全プログラム及び通学路合同点検の結果に基づく交通安全対策の実施 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進するため、地域ごとに教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により策定される通学路交通安全プログラムや、令和3年6月に発生した千葉県八街市での交通事故を受け実施した通学路合同点検の結果を踏まえた対策箇所等において歩道整備等を実施します。 【通学路の安全対策として整備された市道横路4丁目白石線】  ・ゾーン30プラスの整備による交通安全対策の実施 関係機関（道路管理者、公安委員会）が連携して、最高速度30キロメートル毎時の区域規制と、狭さくやハンプなどの物理的な抑制対策との適切な組み合わせによる「ゾーン30プラス」の整備や生活道路における安全対策を推進します。 警察による交通規制（ゾーン30）  + 道路管理者による物理的デバイスの設置  ハンプ 狭さく → ゾーン30プラス  ゾーン30プラス 資料：警察庁

3 政策目標Ⅱ サイクルスポーツを通じた健康づくり

3-1 サイクルスポーツ振興の推進

取組	①サイクルスポーツ振興の推進
取組内容	安芸灘とびしま海道サイクリングイベント事業補助金を交付することで、サイクルスポーツの振興を行うとともに、とびしま海道の魅力を発信し、地域の活性化を図ります。
取組 イメージ	・安芸灘とびしま海道オレンジライド 2024（令和6年2月4日開催）  あきなだ 30 走行距離 30.5km／制限時間3時間 50名 参加料1人 ¥6,000（小学生 ¥4,000） オレンジ 50 走行距離 53.3km／制限時間5時間 200名 参加料1人 ¥8,500（小学生 ¥6,000）  とびしま 90 走行距離 88.2km／制限時間7時間 700名 参加料1人 ¥11,000（小学生 ¥7,000）  資料：（一社）ITADAKI HP

取組	②スポーツ環境の整備
取組内容	近年人気を集めている BMX 等のアーバンスポーツ※¹に接する機会を増やし、若者を中心とした交流人口の増加等による地域の活性化を図るために、大会開催が可能な中規模の施設及び身近な練習場所に適した小規模な施設の整備を検討します。
取組 イメージ	BMX（フリースタイル・フラットランド） ・呉ポートピアパークに大会開催が可能な中規模のアーバンスポーツ（スケートボード・BMX・3×3バスケットボール等）施設の整備を目指します。 呉ポートピアパークでのアーバンスポーツの体験会の様子 ・アーバンスポーツの身近な練習場所に適した小規模な施設の整備を目指し、適地について検討します。 ※1 アーバンスポーツ：アーバンスポーツとは、「楽しむスポーツ」や「遊びの要素を取り入れたアクティビティ」としての都市型スポーツを指し、スケートボード・BMX・3×3バスケットボール・ブレイクダンス・ボルダリング等が含まれます。

3-2 自転車を活用した健康づくりの推進

取組	①健康増進の広報・啓発
取組内容	呉市では、平成 15 年 3 月に健康くれ 21 を策定し、健康寿命の延伸を目標に健康づくりを推進してきました。運動を特別なものと捉えず、日常の生活活動を活発にすることで、無理なく身体活動量を増やすことから始めることが、運動習慣の定着に繋がります。地域で行われる健康づくり活動を支援するとともに、気軽に身体を動かす機会として自転車の利用を促進し、運動習慣者の割合の増加に繋げるため、地域のサイクリングロードや自転車イベント等の広報をホームページ等で実施します。
取組イメージ	  上：第4次健康くれ21 下：ひろしま健康づくり県民運動推進会議 資料：呉市、ひろしま健康づくり県民運動推進会議 HP

取組	②自転車通勤の広報・啓発（再掲） ※P.51 と同様
取組内容	都市交通の円滑化を図り、交通渋滞と道路環境の改善、CO₂ の削減と健康増進を目的として、自転車通勤を拡大するための広報・啓発を行います。

4 政策目標Ⅲ サイクルツーリズムによる魅力ある地域づくり

4-1 国内外から選ばれるサイクリングエリアの創出

取組	①サイクリストのマーケティング調査
取組内容	本市のサイクリングロードがサイクリストに選ばれるためには、「サイクリストが何を求めているのか」というニーズを把握することが重要です。そのため、専門家とともに現地調査しながら、サイクリストのニーズを把握するためのマーケティング調査を行い、サイクリングルート造成（現ルートの再構築）等に向けた取組を進めます。
取組イメージ	 マーケティング調査のイメージ

取組	②ブランディングによるサイクリングロードの魅力向上
取組内容	サイクリストのマーケティング調査をもとにしたブランドコンセプトやロゴを設定し、WEB サイトや動画、チラシ等により広く発信することで、ほかのルートにはない呉らしいサイクリングロードとしての魅力や価値を高めます。
取組イメージ	 広報イメージ

取組	③サイクリスト誘客のためのコンテンツ造成
取組内容	インバウンドを含む観光客を対象とした島しょ部でのサイクルツーリズム（多言語対応ガイドツアー、自然体験ツアー等）の創出に対する伴走支援等に取り組みます。 また、本市のサイクリングロードの魅力を発信するために、周遊型サイクルイベントや地域振興アプリ等を活用した観光振興を行います。
取組 イメージ	・観光コンテンツ創出事業 滞在時間の延長、宿泊及び観光消費額の増加を図ることを目的に、魅力ある観光コンテンツの創出により観光コンテンツ創出事業補助金の交付を行います。 ・周遊型サイクルイベント 「サイクリストの聖地」として世界中に知られる「しまなみ海道」とは異なり、「とびしま海道」はサイクリングルートのひとつが海沿いで、アップダウンも少なく、初心者でも楽しめる風光明媚なコースです。「とびしま海道」、「しまなみ海道」、「かきしま海道」、「さざなみ海道」のサイクリングロードを活用した周遊型サイクルイベントについて、県内近隣市及び今治市等と連携を図っていきます。 ・呉市観光・地域振興アプリの活用 スタンプラリー機能や情報発信機能等を有する呉市観光・地域振興 CRM アプリ「マイクレ」等を活用するなど、地域への経済効果を見据えた企画を創出します。  

取組	④サイクリスト受入環境の整備
取組内容	サイクリングロードの魅力の発信と地域活性化を図るために、サイクリングマップの作成、サイクルステーションの設置、コース分岐路への案内板の設置、サイクリングロードの適切な維持管理等、安全・安心・快適にサイクリングを楽しめる環境づくりを推進します。
取組 イメージ	・サイクリングマップ サイクリングロードや周辺観光地、交通アクセスなどの案内を日本語、英語で掲載  資料：呉市 ・案内看板及びサイクルステーションの設置 安芸灘四島（下蒲刈島・上蒲刈島・豊島・大崎下島）内の分岐路でそれぞれのルートを示す案内板を設置しています。また、安芸灘とびしま海道の休憩所（海駅三之関、であいの館、県民の浜 輝きの館、御手洗休憩所、ゆたか海の駅 とびしま館）において、サイクルスタンドや空気入れなどを設置しています。  案内看板及びサイクルステーション 資料：ひろしま観光ナビ

取組	⑤サイクルツーリズムのプロモーション
取組内容	本市の魅力を発信するために、インフルエンサーなどを通じて SNS 等を活用した効果的な PR を行います。 また、レンタサイクル事業や宿泊施設など、サイクリスト向けの情報発信を行います。
取組 イメージ	・インフルエンサーなどを招聘した観光 PR 情報をダイレクトに届けるためターゲットをサイクリストに絞り、発信力・影響力の大きいインフルエンサーなどを活用して、国内外のサイクリストに向けた観光プロモーションを行います。   広報イメージ
	・レンタサイクル等の情報発信 市内中心部では観光施設等への移動手段として、また、島しょ部では瀬戸内の多島美と潮風を満喫しながら爽快なサイクリングが楽しめます。観光客が手軽にサイクリングを楽しめるよう、レンタサイクル事業や宿泊施設など、サイクリスト向けの情報発信を行います。 

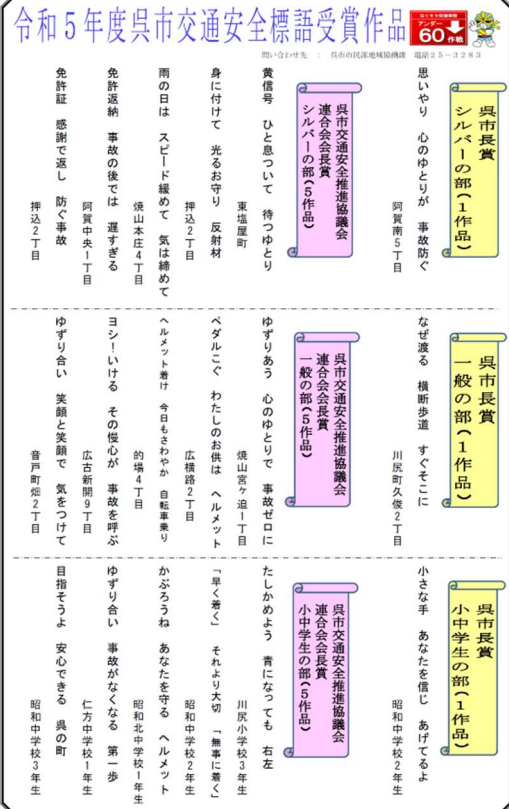
取組	⑥広域的な連携による地域振興（SetouchiVélo 協議会）
取組内容	瀬戸内地域及びその周辺地域を、世界にも認められる「サイクリングの推進エリア」に育て、ブランド価値の向上を図るため、国や地方公共団体、関係機関が連携し、持続的な地域振興を実現します。 （令和 5 年 10 月時点：34 団体で構成）
取組イメージ	 資料：Setouchi Vélo HP ・サイクリングルートのネットワーク化 瀬戸内周辺地域それぞれに存する多数のサイクリングルートを「Setouchi Vélo ルート」として行政境界を越えてネットワーク化し、地域全体が広域に連携したサイクリングエリアとなることを目指します。 ・サイクリングの推進エリア化 「日本屈指のサイクリングの推進エリア」として国内外にアピールできるよう、歩行者・自転車・自動車等が互いに安全に道路を利用できる快適性の高い自転車文化の構築を目指します。また、老若男女を問わず幅広い層がサイクリングを楽しめるよう、e-bike の普及・促進を図ります。 ・国内外への情報発信 世界に誇るサイクリングルートを有する本地域を国内外に向けて発信するため、マップ、ホームページの活用やメディア、DMO^{※1}等との連携、新たな Setouchi Vélo ルートを PR するためのキャラバンの実施など、各種活動を展開します。 ※1 DMO（観光地域づくり法人）：地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人

5 政策目標Ⅳ 自転車事故のない安全・安心な暮らしづくり

5-1 自転車の安全利用の促進

取組	①自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知
取組内容	自転車の安全利用に繋がる「自転車安全利用五則」をはじめ、全国交通安全運動の啓発ポスターやチラシを自治会等に配布し、交通安全の周知に取り組みます。
取組イメージ	自転車安全利用五則 1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 3. 夜間はライトを点灯 4. 飲酒運転は禁止 5. ヘルメットを着用    左：自転車安全利用五則のポスター・チラシ（広島県警察） 右：春の全国交通安全運動のポスター・チラシ（内閣府） 令和4年 秋の全国交通安全運動 県市・県市交通安全推進協議会連合会 期 間 9月21日(水)～9月30日(金) 9月30日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。事故に遭わないよう、また事故を起こさないよう特に注意しましょう！ スローガン ゆるさない ハンドル・スマホの 二刀流 運動の重点 ① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保 ② 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転等の根絶 ③ 自転車の交通ルール遵守の徹底 呉市役所 地域協働課 市民センターグループ (0823) 25-3221 裏面もご覧ください 重点① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保 ★歩道では歩行者が優先です。自転車は車道寄りを行進して通行し歩行者に道をゆずりましょう。 ★歩行者を見かけたら十分注意し速度を落とすなど、思いやりの運転を心がけましょう。横断歩道手前では、減速や一時停止をするなど、歩行者の保護を意識しましょう。 ★見通しの悪い交差点、狭い道から広い道に出るとき、一時停止の交通規制がある交差点などでは、必ず一時停止し安全を確認しましょう。 重点② 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転等の根絶 ★9月以降は日没時刻が早まる上、日没後は急速に暗くなることから、日没時間帯前後の交通死亡事故が多発する傾向にありますので注意しましょう。 ★飲酒運転は運転者本人、車やお酒の提供者、同乗者が厳しく罰せられるだけでなく、被害者やその家族の人生を大きく狂わせる結果につながります。皆さん一人一人が「飲酒運転は絶対にしない、させない」を徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。 ★あおり運転（妨害運転）は、重大な事故につながる極めて悪質な行為です。 重点③ 自転車の交通ルール遵守の徹底 ★自転車のヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて高くなります。自転車に乗る時は、大人も子供もヘルメットを必ず着用しましょう。 自転車にも交通ルールがあります ～自転車安全利用五則～ 1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外 2. 車道は左側を通行 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 4. 安全ルールを守る 5. 子供はヘルメットを着用 市民の皆さん一人一人が、交通事故の実態を知り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことが、交通事故防止につながります。

秋の全国交通安全運動のチラシ（呉市）

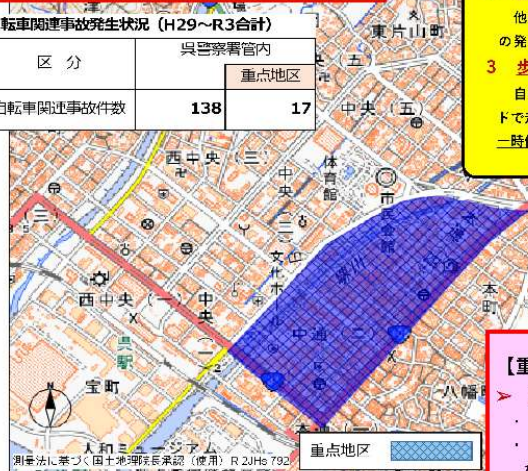
取組	②交通安全意識向上を図る広報・啓発
取組内容	呉市交通安全推進協議会連合会や警察等の関係機関が協力し、各地区において積極的な街頭キャンペーンに取り組みます。 毎年7月ごろ、呉市交通安全大会を開催し、交通安全推進委員や交通安全団体への表彰、交通安全標語の表彰等を行っており、引き続き本大会において、交通安全意識の向上に取り組めます。
取組イメージ	 全国交通安全運動・街頭キャンペーンの様子
	 交通安全大会の様子
	 令和5年度呉市交通安全標語受賞作品 呉市長賞 シルバーの部(1作品) 思いやり 心のゆとりが 事故防ぐ 阿賀南5丁目 呉市長賞 一般の部(1作品) なぜ渡る 横断歩道 すくそこに 川尻町久保2丁目 呉市長賞 小中学生の部(1作品) 小さな手 あなたを信じ あげてるよ 昭和中学校2年生 呉市交通安全推進協議会 連合会長賞 シルバーの部(5作品) 貴番号 ひと思つて 待つゆとり 東塩屋町 身について 光るお守り 反射材 押込2丁目 雨の日は スピード緩めて 気は締めて 焼山本庄4丁目 免許返納 事故の後では 遅すぎる 阿賀中央1丁目 免許証 感謝で返し 防ぐ事故 押込2丁目 呉市交通安全推進協議会 連合会長賞 一般の部(5作品) ゆずりあう 心のゆとりで 事故ゼロに ゆずりあう ベダルこく わたしのお供は ヘルメット 焼山宮ヶ道1丁目 ヘルメット着け 今日もさわやか 自転車乗り 広橋路2丁目 ヨシ！いける その心が 事故を呼ぶ 約場4丁目 ゆずり合い 笑顔と笑顔で 気をつけて 音戸町2丁目 呉市交通安全推進協議会 連合会長賞 小中学生の部(5作品) たしかめよう 書になっても 右左 川尻小学校3年生 「早く着く」 それより大切 「無事に着く」 昭和中学校2年生 かぶろうね あなたを守る ヘルメット 昭和北中学校1年生 ゆずり合い 事故がなくなる 第一歩 仁方小学校1年生 目指そうよ 安心できる 呉の町 昭和中学校3年生 呉市交通安全標語

取組	③交通安全に関する指導技術の向上
取組内容	交通安全指導担当者の養成のため、積極的に研修会等を開催します。また交通指導の参考となるよう街頭指導ハンドブックを作成し、交通安全の指導向上を図ります。
取組イメージ	 呉自動車学校で呉市交通安全研修会を開催  街頭指導ハンドブック（呉市）

取組	④ヘルメット着用の広報・啓発
取組内容	令和5年4月の道路交通法の一部改正により、自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことから、ヘルメットの着用を促すために、購入費の助成を行います。またポスター・チラシ・ホームページ等により、ヘルメット着用を促す広報活動を行います。
取組イメージ	 左：ヘルメット購入助成のチラシ 右：ヘルメット着用啓発のチラシ

取組	⑤自転車運転者講習制度の着実な運用
取組内容	一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象として、自転車運転者講習制度の着実な運用を図ります。
取組イメージ	 【自転車運転者講習リーフレット】 自転車運転者講習のチラシ 資料：警察庁・広島県警察

取組	⑥関係機関・団体と連携した指導・啓発活動の推進
取組内容	警察，交通安全協会，各地区の交通安全推進委員等及び市の交通安全担当者が協力して，幼児・小学生・中学生・高齢者の幅広い世代を対象に交通安全教室等を開催し，交通安全意識の向上を図ります。
取組イメージ	 交通安全教室の様子

取組	⑦自転車指導啓発重点地区・路線における指導取締りの推進						
取組内容	自転車に関係する交通事故の発生状況、自転車利用者が多い路線・区域等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・自転車指導啓発重点路線を広島県警察が選定しています。当該地区・路線において重点的に、自転車利用者の無灯火、並進走行、信号無視等に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対し検挙措置を講じます。						
取組イメージ	自転車指導啓発重点地区（呉警察署）令和4年5月 この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態 ➤ 並進走行 ➤ 無灯火 ➤ 歩道通行時の歩行者通行妨害 NO!!  自転車関連交通事故発生状況（H29～R3合計） <table><tr><th>区 分</th><th>呉警察署管内</th></tr><tr><td></td><td>重点地区</td></tr><tr><td>自転車関連事故件数</td><td>13817</td></tr></table>  重点地区 ★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★ 1 並進走行は危険！ 通行の幅を取り、また、自転車同士の接触などの危険性があるのでやめましょう。 2 無灯火は危険！ 他の車両や歩行者の発見が困難になり、他の車両や歩行者からの発見が遅れる危険な行為です。絶対にやめましょう！ 3 歩道は、歩行者優先！ 自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。 警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。 【重点地区】 れんが通りを中心とした地区 ➤ 選定理由 ・ 事業所や店舗が多数存在し、自転車利用者が多い。 ・ れんが通りと国道185号では歩行者と自転車が交錯する状況があり、交通事故の発生が懸念される。	区 分	呉警察署管内		重点地区	自転車関連事故件数	13817
区 分	呉警察署管内						
	重点地区						
自転車関連事故件数	13817						

自転車指導啓発重点地区（れんが通りを中心とした地区）

※その他 県道 242 号（呉港線）、国道 185 号

資料：広島県警察

5-2 自転車の点検整備の促進

取組	①安全な自転車の点検整備を促進するための広報・啓発
取組内容	安全に自転車を利用するために、ポスター・チラシ・ホームページ等で定期的な自転車の点検整備を促す広報・啓発を行います。
取組イメージ	 自転車点検整備啓発のイメージ

資料：（公財）日本交通管理技術協会

5-3 学校等における交通安全教育の推進

取組	①交通安全教室の実施
取組内容	小学校・中学校等の児童・生徒を対象に、交通安全教室等を開催し、交通安全意識の向上を図ります。
取組イメージ	 交通安全教室の様子

取組	②通学路周辺の安全点検
取組内容	呉市防犯連合会において、パトロール隊の結成が各地区で行われており、地域ぐるみで児童登下校時の見守り活動や夜間パトロールを実施するなど、犯罪の起こりにくいまちづくりに取り組めます。
取組イメージ	 児童登下校時の見守り活動・夜間パトロール 資料：呉市防犯連合会

5-4 自転車通行空間の計画的な整備推進

取組	①自転車通行空間の整備（再掲） ※P.49 と同様
取組内容	安全・安心・快適な自転車利用環境創出のため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成 28 年 7 月国土交通省道路局，警察庁交通局）に基づくとともに、呉市都市計画マスタープランや呉市土木未来プラン等の関連計画との整合を図りながら、自転車ネットワーク計画を策定し整備を進めます。 ※Ⅵ章に掲載

5-5 自転車損害賠償保険等への加入促進

取組	①ポスター、チラシ、ホームページ等を通じた広報・啓発
取組内容	「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され、令和5年4月1日から自転車利用者の自転車損害賠償保険等の加入が義務化されたことを受け、チラシ、ポスター、ホームページ等で当該保険等の加入について広報・啓発を行います。
取組イメージ	The image displays various promotional materials for bicycle insurance and safety. Key elements include: 広島県自転車条例が制定されました (Hiroshima Prefecture Bicycle Regulations Have Been Established): A large poster announcing the new regulations, effective from October 6th. 自転車保険加入の義務化 (Mandatory Bicycle Insurance): A poster illustrating a car accident involving a cyclist, emphasizing the need for insurance. もしもの時の自転車保険 加入していますか!? (Do you have bicycle insurance in case of an accident?): A poster featuring a woman and a child, highlighting the financial protection offered by insurance. 自転車安全利用 5則 (5 Rules for Safe Bicycle Use): A flyer listing five safety rules for cyclists. 自転車損害賠償責任保険等の加入状況チェックシート (Checksheet for Bicycle Damage Liability Insurance etc.): A flowchart and checklist to help users verify their insurance status.

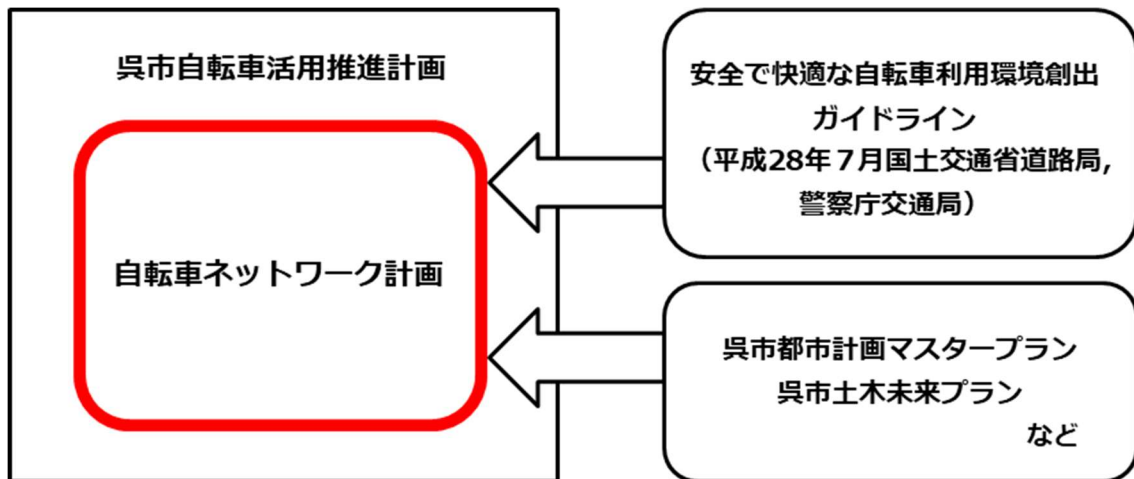
自転車損害賠償保険加入啓発のチラシ

資料：広島県 HP

第Ⅵ章 自転車ネットワーク計画

1 計画の趣旨

安全・安心・快適な自転車利用環境創出のため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成 28 年 7 月国土交通省道路局，警察庁交通局）（以下「ガイドライン」といいます。）に基づくとともに，呉市都市計画マスタープランや呉市土木未来プラン等の関連計画との整合を図りながら，自転車ネットワーク計画を策定します。



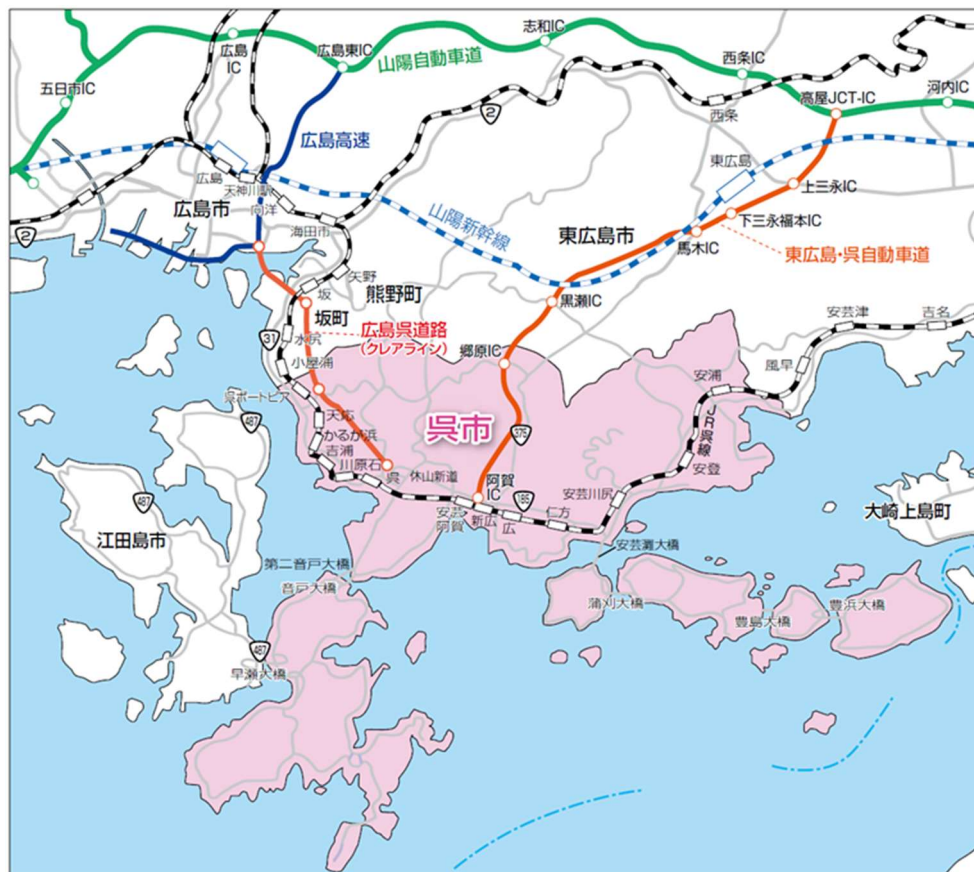
2 本市の現状

2-1 本市の概況

(1) 地理的特性

- 本市は、瀬戸内海に面する陸地部と、倉橋島や安芸灘諸島などの島しょ部で構成される気候温和で自然環境に恵まれた都市です。
- 市域全体を通じて自転車利用が多く見込まれる平たん地が少なく、野呂山、灰ヶ峰など、標高 300m から 800m 前後の山が連なり、地域が分断された地形となっており、また、島しょ部を含めた海岸線延長は約 300 km に及び、西日本有数の多島美を有する風光明媚な地勢を有しています。

本市の全体像

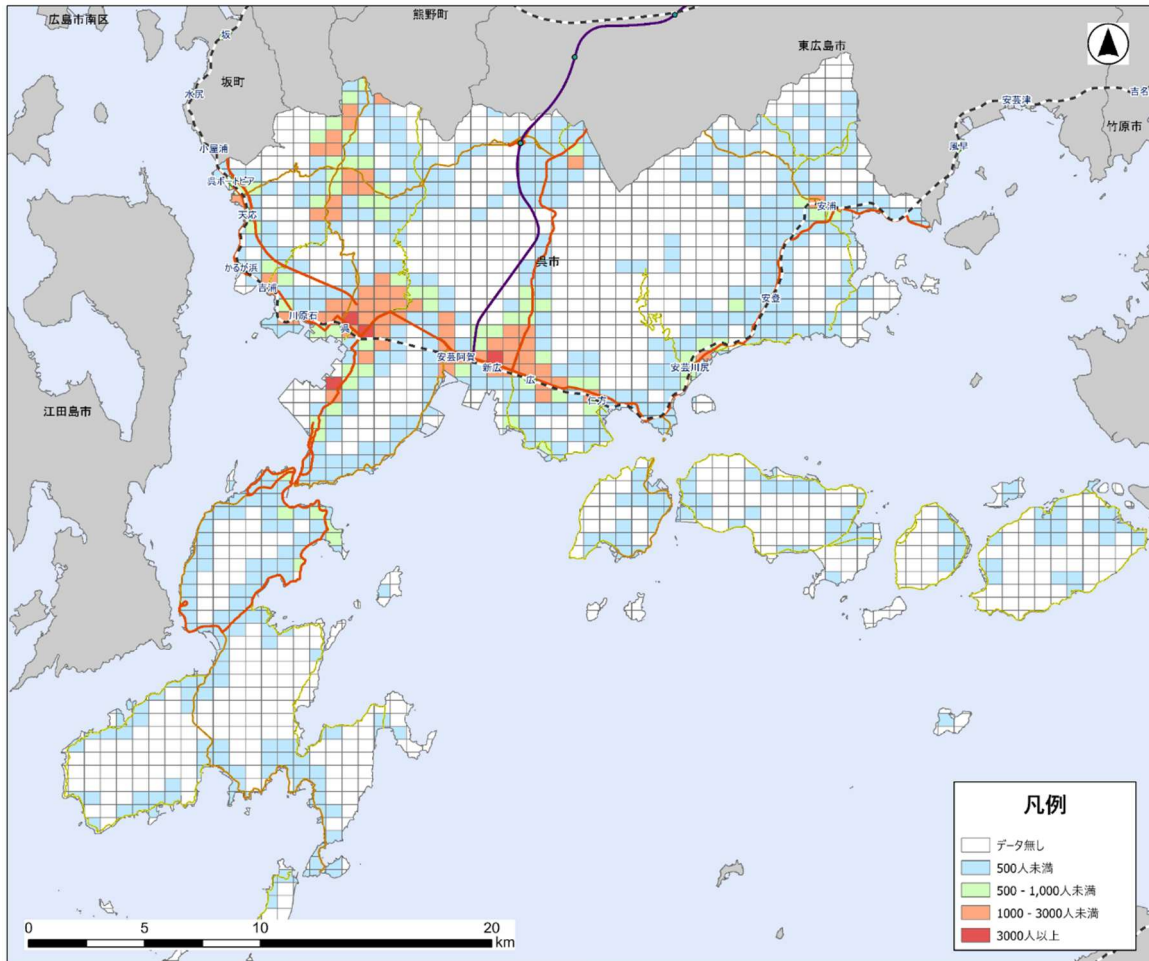


資料：第5次呉市長期総合計画（令和3年3月）

(2) 人口分布

- 本市では、鉄道駅周辺や主要道路沿いに多く人口が分布しており、中央地域及び阿賀・広地域に特に人口が密集しています。

人口分布の状況



資料：総務省統計局「令和2年度国勢調査」

住友電工システムソリューション（株）「拡張版全国デジタル道路地図データベース」(2016)

(3) 都市計画区域

- 本市では、広島圏、川尻安浦、音戸の3つの都市計画区域を有しており、広島圏都市計画区域にのみ市街化区域を定めています。
- 市街化区域は、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、人口が多く分布している中央地域及び阿賀・広地域等に定めています。

都市計画区域の状況



資料：国土数値情報 都市地域データ（平成30年度）

住友電工システムソリューション（株）「拡張版全国デジタル道路地図データベース」(2016)

※1 市街化区域：既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

※2 市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域

※3 用途地域：市街地において、建物の用途の混在による生活環境の悪化と都市機能の低下を防ぎつつ、合理的な土地利用を図るため、それぞれの地域にふさわしい建築物の用途・形態・容積等について守るべき最低限のルールを定めるもの

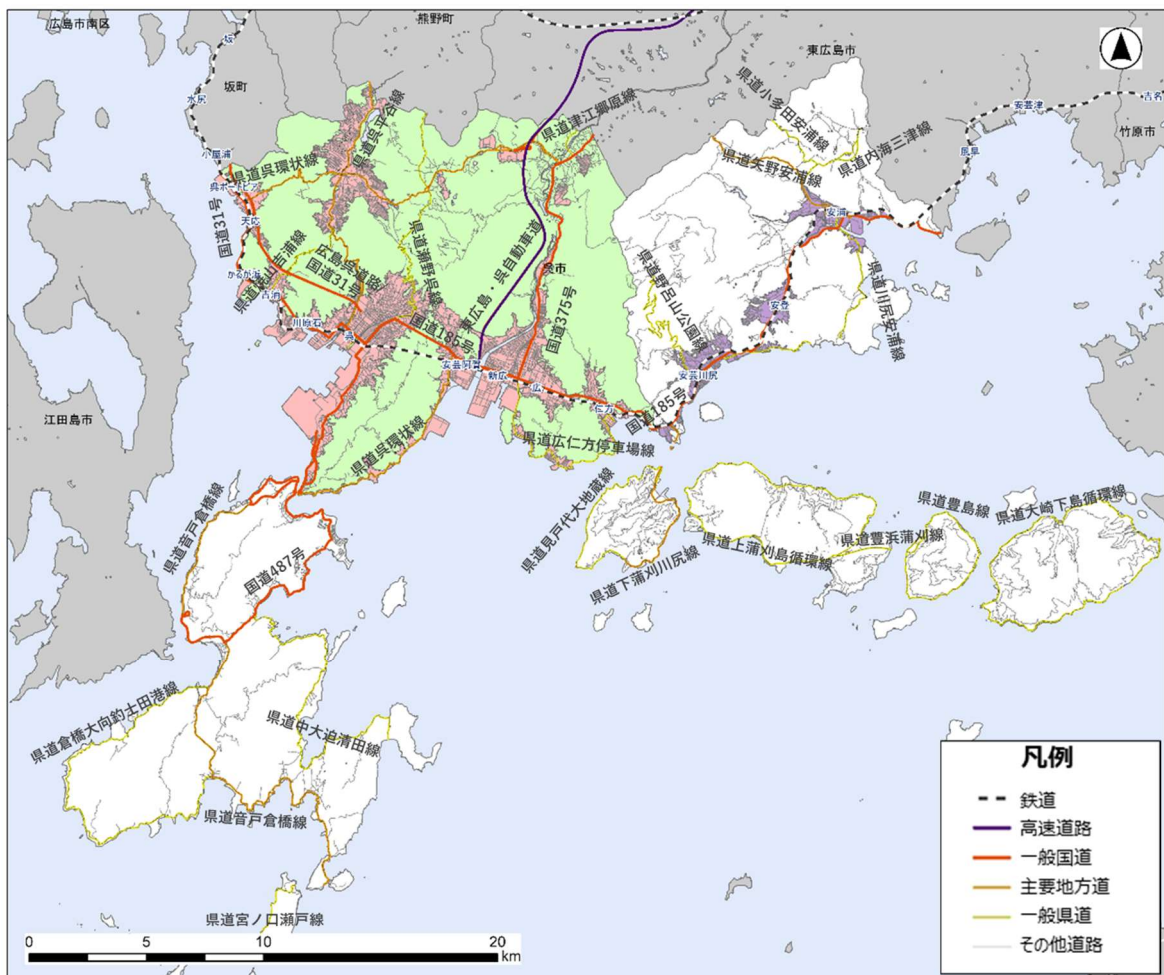
(4) 道路網

- 放射環状型道路網として国道 31 号、国道 185 号、国道 375 号、国道 487 号、県道呉平谷線、県道呉環状線などで構成され、概ね改良済であるものの現在の交通需要に対応できていない状況です。
- 都市計画道路の整備率※は約 8 割となっています。
- 自転車道、自転車専用通行帯、自転車専用道路は未整備である一方で、約 82km の自転車歩行者道が整備済となっています。
- 3つのサイクリングロード（安芸灘とびしま海道、R185 さざなみ海道、かきしま海道）があり、ブルーラインや距離標・方向表示が整備されています。（P.35 参照）

※自動車専用道路除く。概成（計画幅員の 2/3 以上の幅員がある区間）を含む。

a. 市内全域

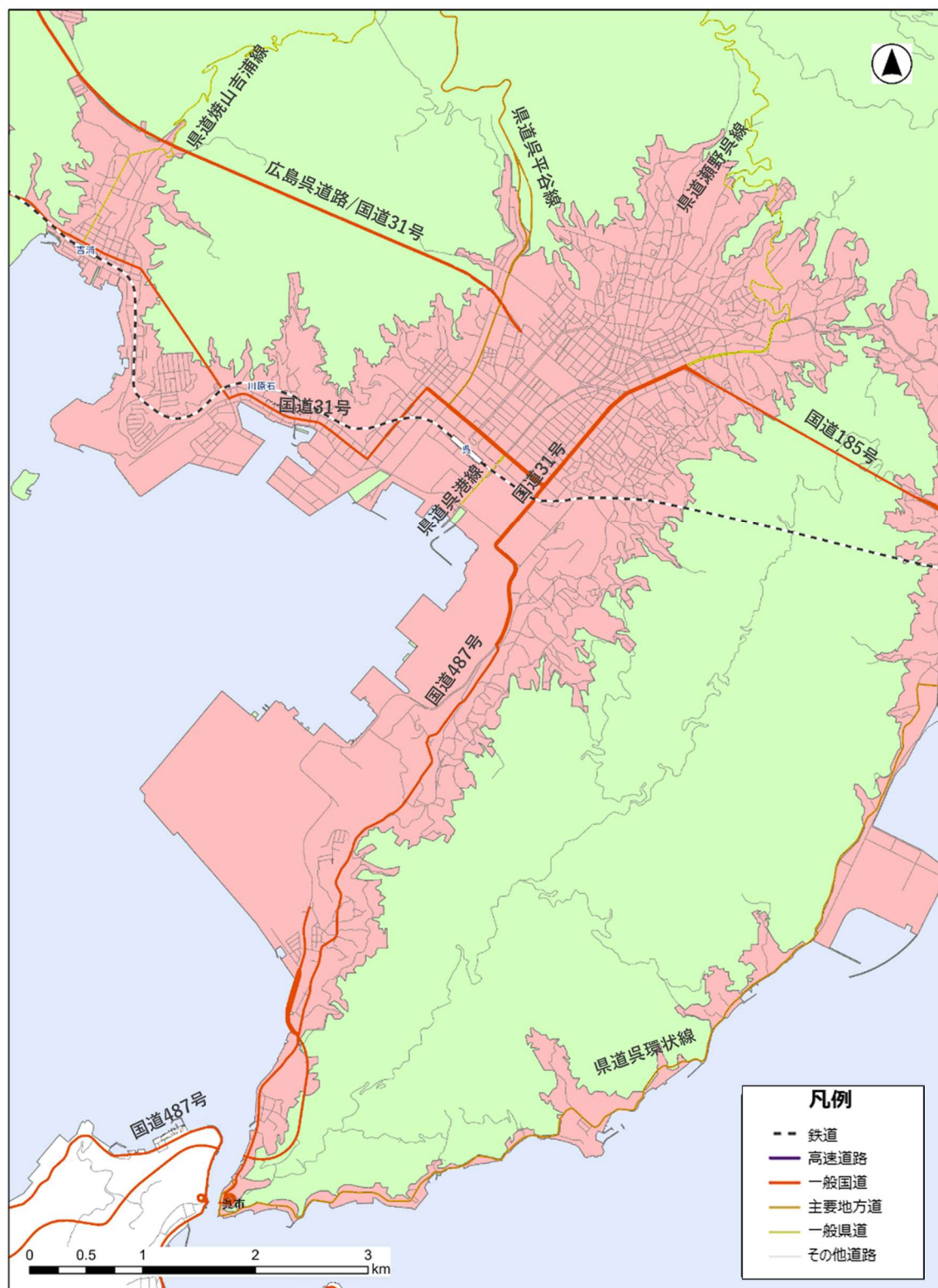
道路網の状況



資料：住友電工システムソリューション（株）「拡張版全国デジタル道路地図データベース」(2016)

b.中央地域

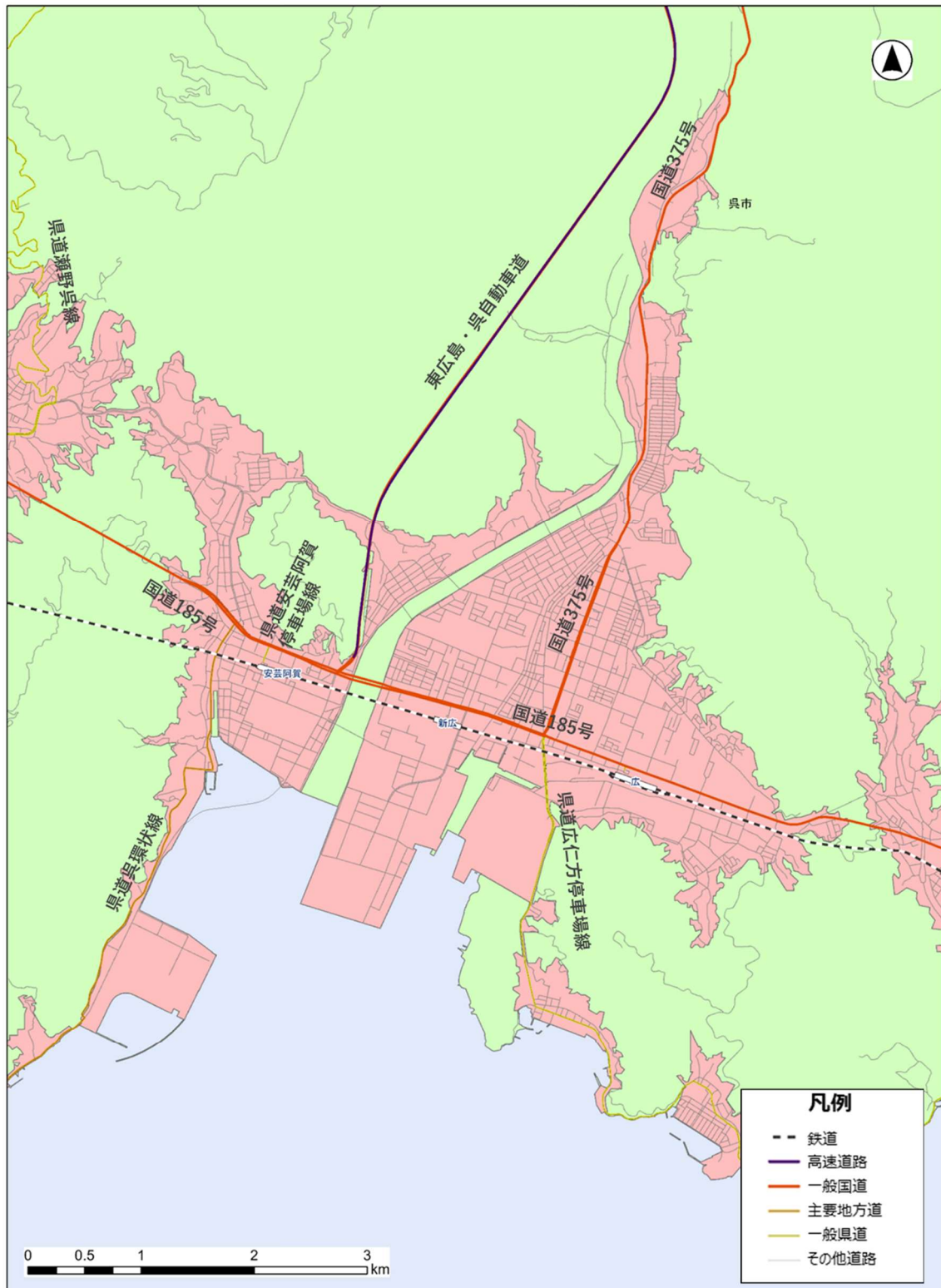
道路網の状況



資料：住友電工システムソリューション（株）「拡張版全国デジタル道路地図データベース」(2016)

c.阿賀・広地域

道路網の状況



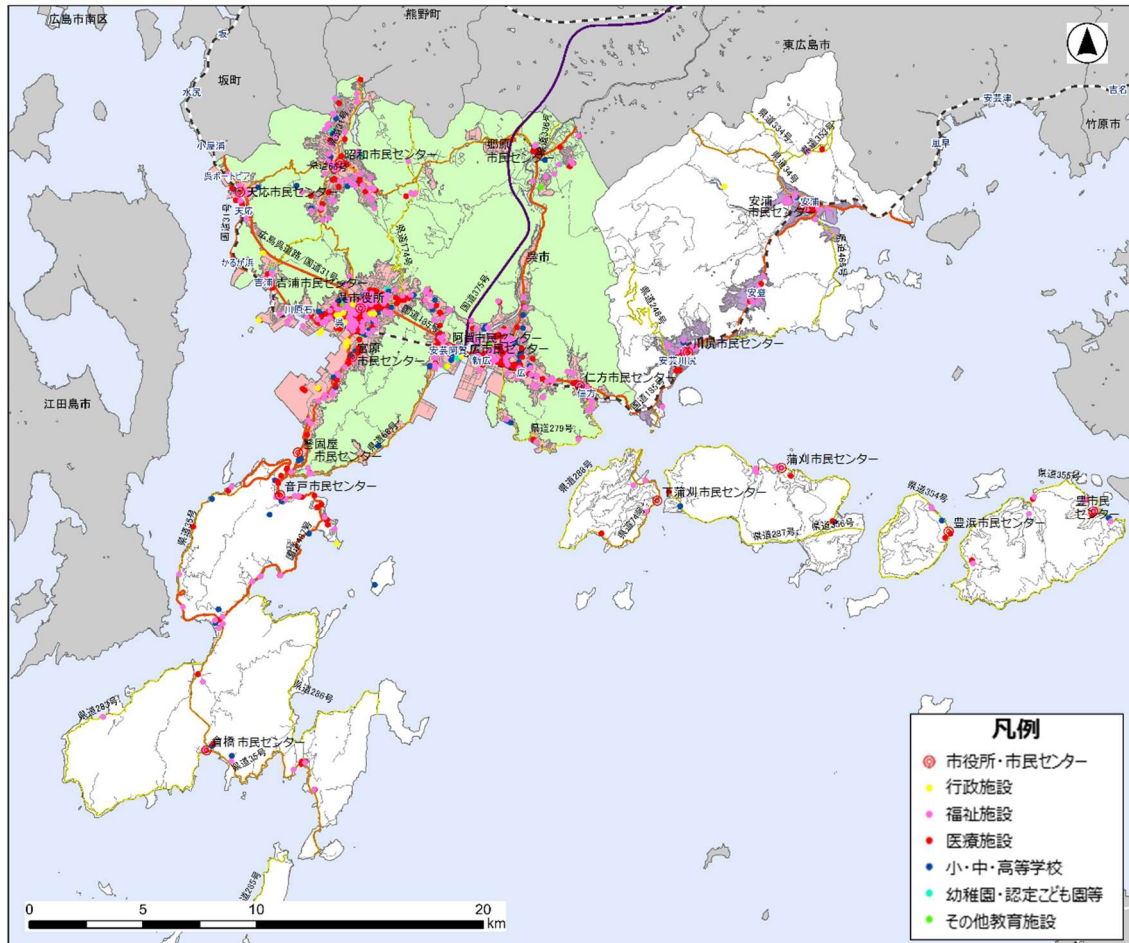
資料：住友電工システムソリューション（株）「拡張版全国デジタル道路地図データベース」(2016)

(5) 施設立地

- 市内の公共・公益施設等は、鉄道駅周辺及び主要道路沿いに立地しており、中央地域及び阿賀・広地域には特に多く立地しています。

a. 市内全域

主な公共・公益施設等



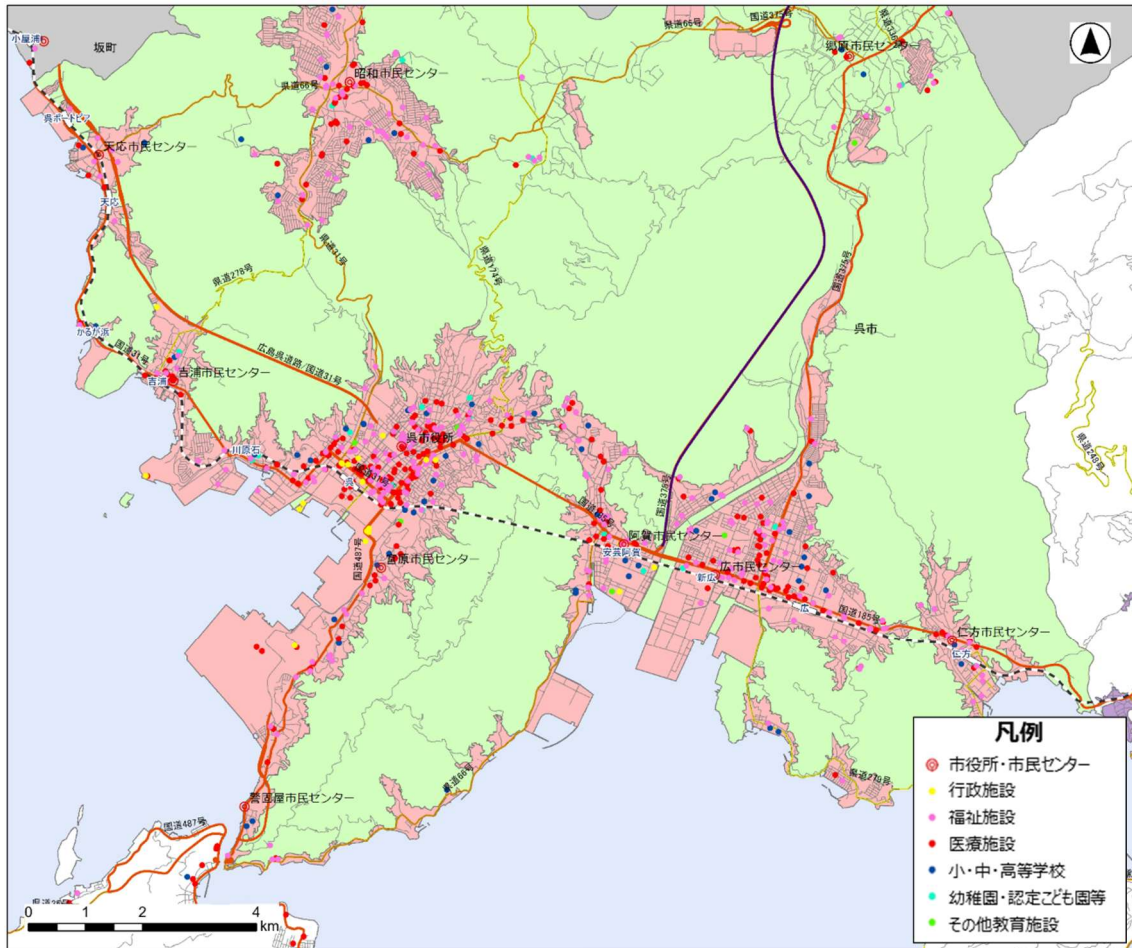
資料：国土交通省「国土数値情報」施設データ各種

(市役所・市民センター H26, 行政施設 H25, 福祉施設 R3, 医療施設 R2, 学校・教育施設 R3)

住友電工システムソリューション（株）「拡張版全国デジタル道路地図データベース」(2016)

b.中央地域及び阿賀・広地域

主な公共・公益施設等



資料：国土交通省「国土数値情報」施設データ各種

(市役所・市民センター-H26, 行政施設 H25, 福祉施設 R3, 医療施設 R2, 学校・教育施設 R3)

住友電工システムソリューション（株）「拡張版全国デジタル道路地図データベース」(2016)

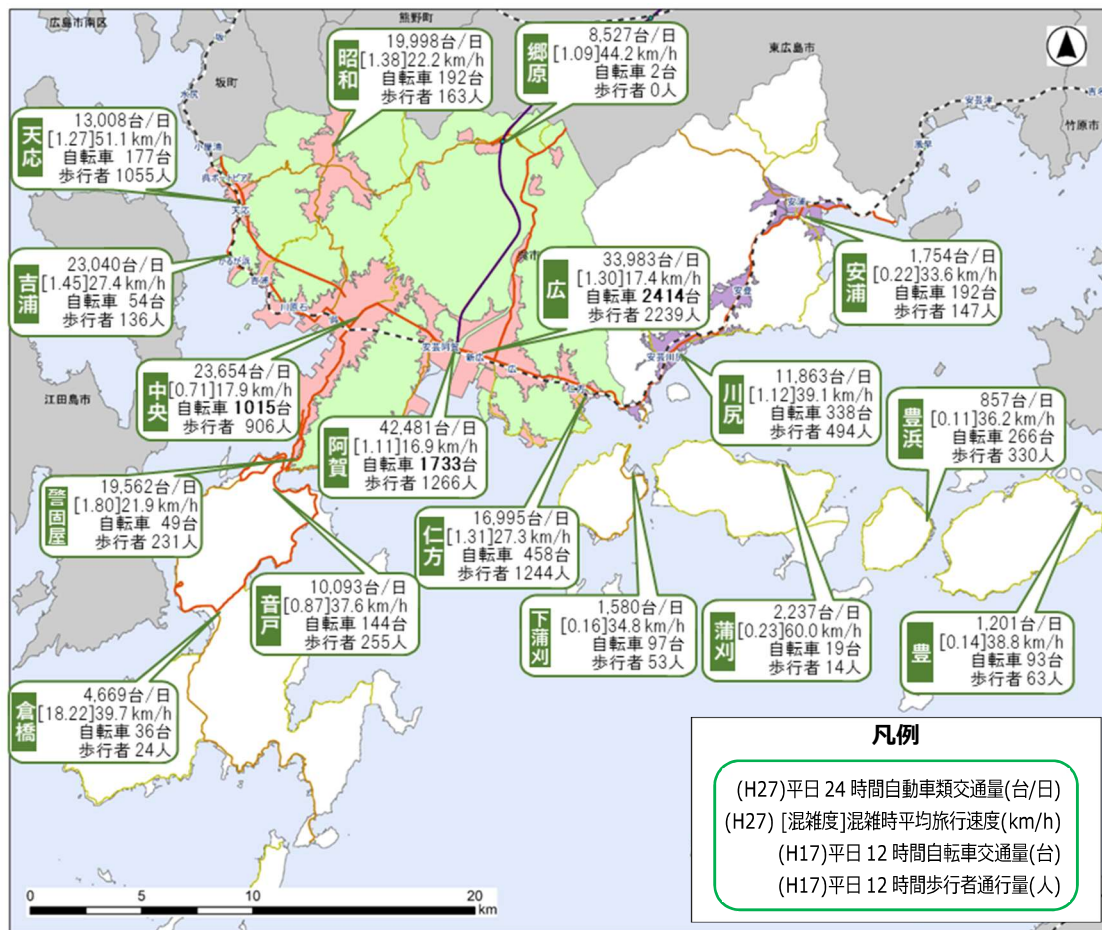
2-2 自転車利用の状況

(1) 自転車交通量

- 自転車交通量（平日 12h）は、中央地域は本通4丁目で 1,015 台、阿賀地域は阿賀中央4丁目で 1,733 台、広地域は広古新開2丁目で 2,414 台と多く、他地域は数十台から数百台程度となっています。

a.市内全域

自転車交通量等 ※各地域において代表的な路線の交通量を抜粋



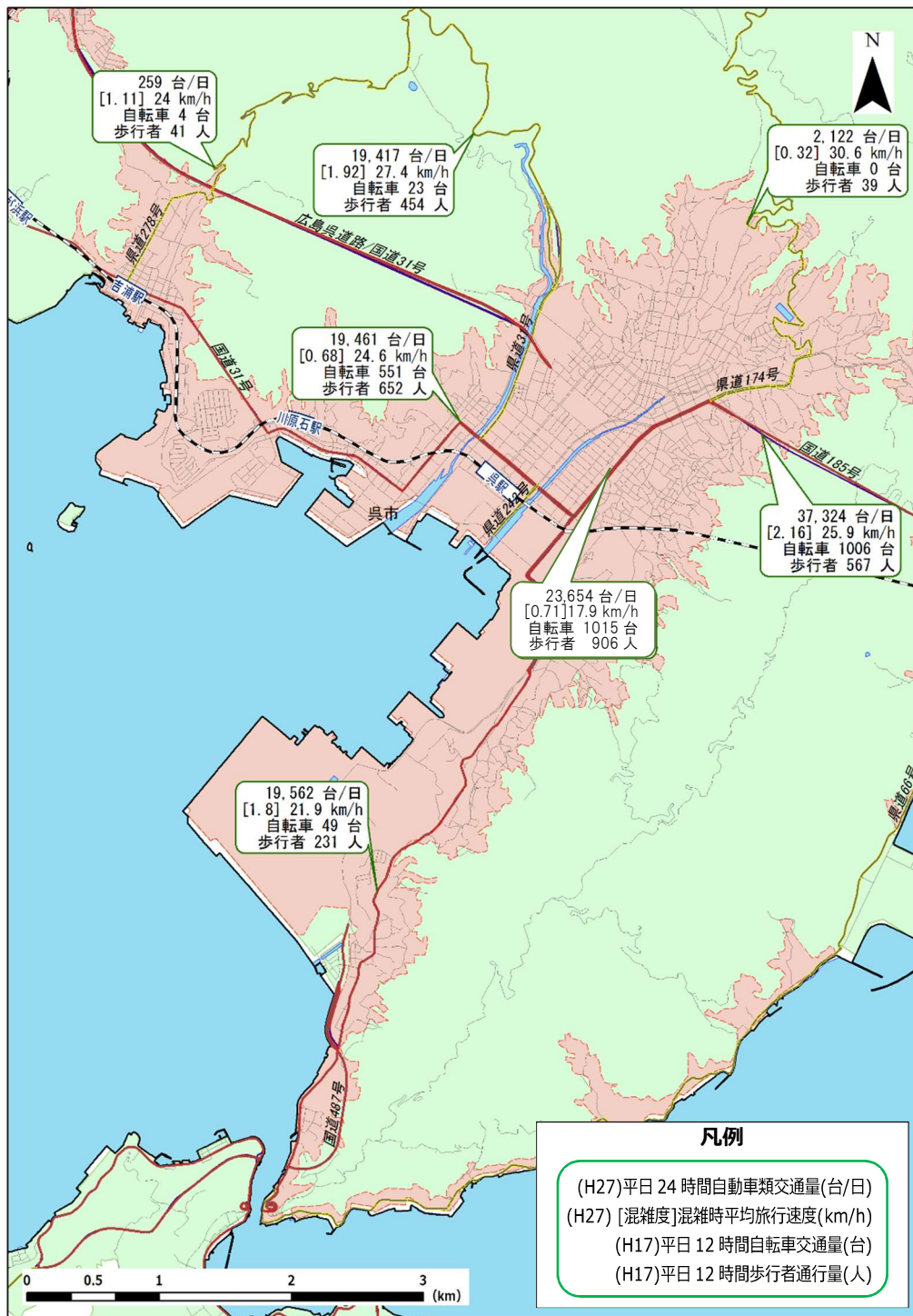
資料：国土交通省「平成 17,27 年度道路交通センサス」

住友電工システムソリューション（株）「拡張版全国デジタル道路地図データベース」(2016)

b.中央地域

- 中央地域においては、国道 185 号が最も多く、本通 4 丁目付近では 1,015 台 /12h となっています。

自転車交通量等



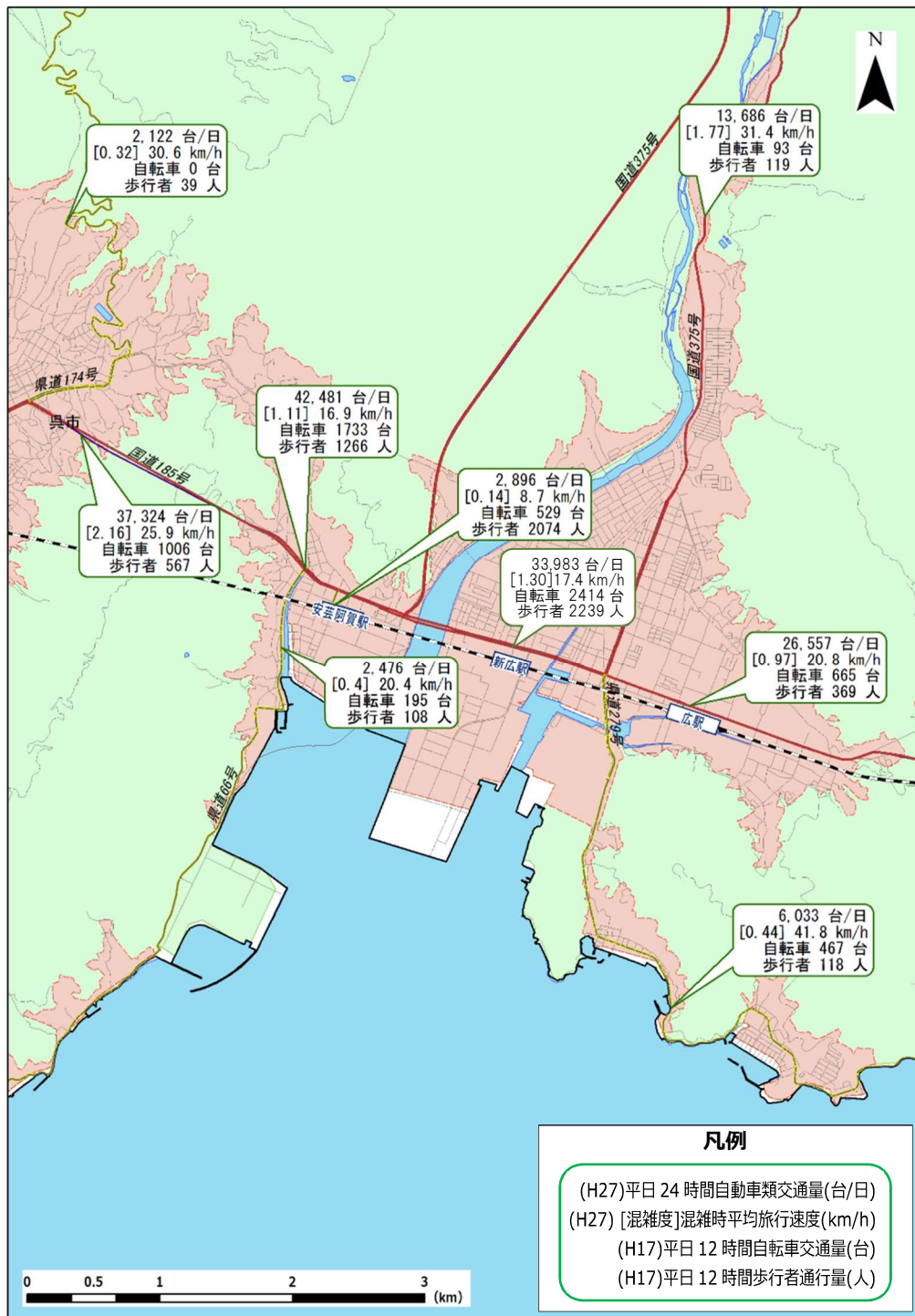
資料：国土交通省「平成 17,27 年度道路交通センサス」

住友電工システムソリューション（株）「拡張版全国デジタル道路地図データベース」(2016)

c.阿賀・広地域

- 阿賀・広地域においては、国道 185 号が最も多く、広古新開 2 丁目付近では 2,414 台/12h となっています。

自転車交通量等



資料：国土交通省「平成 17,27 年度道路交通センサス」

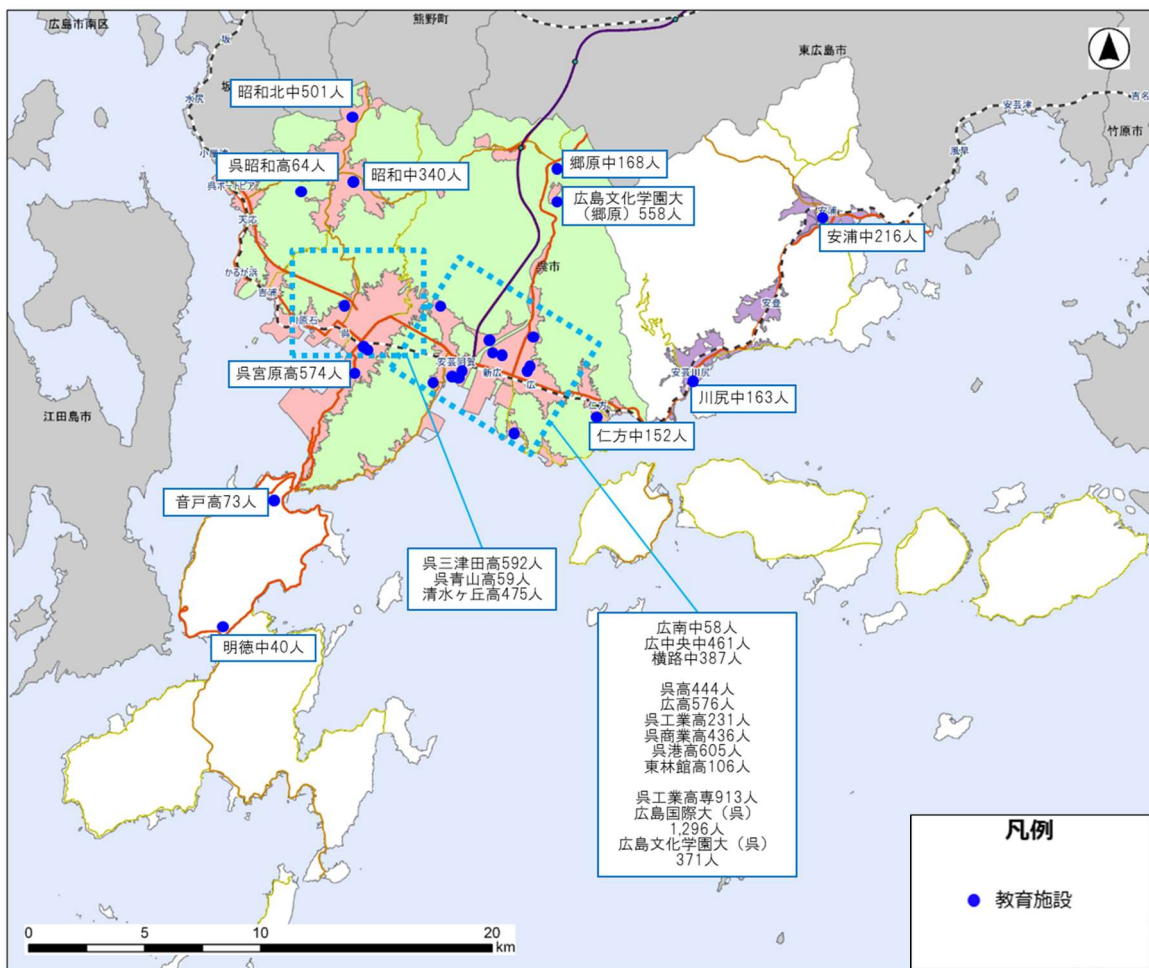
住友電工システムソリューション（株）「拡張版全国デジタル道路地図データベース」(2016)

(2) 通学による自転車利用状況

- 自転車による通学が見込まれる市内の教育施設（通学で自転車利用が認められている中学校・高等学校・大学等）は 26 校あります。
- そのうち、中央地域及び阿賀・広地域では 15 校（中学校 3 校、高等学校 9 校、大学・高等専門学校 3 校）あります。

a. 市内全域

教育施設※及び生徒（学生）在籍者数



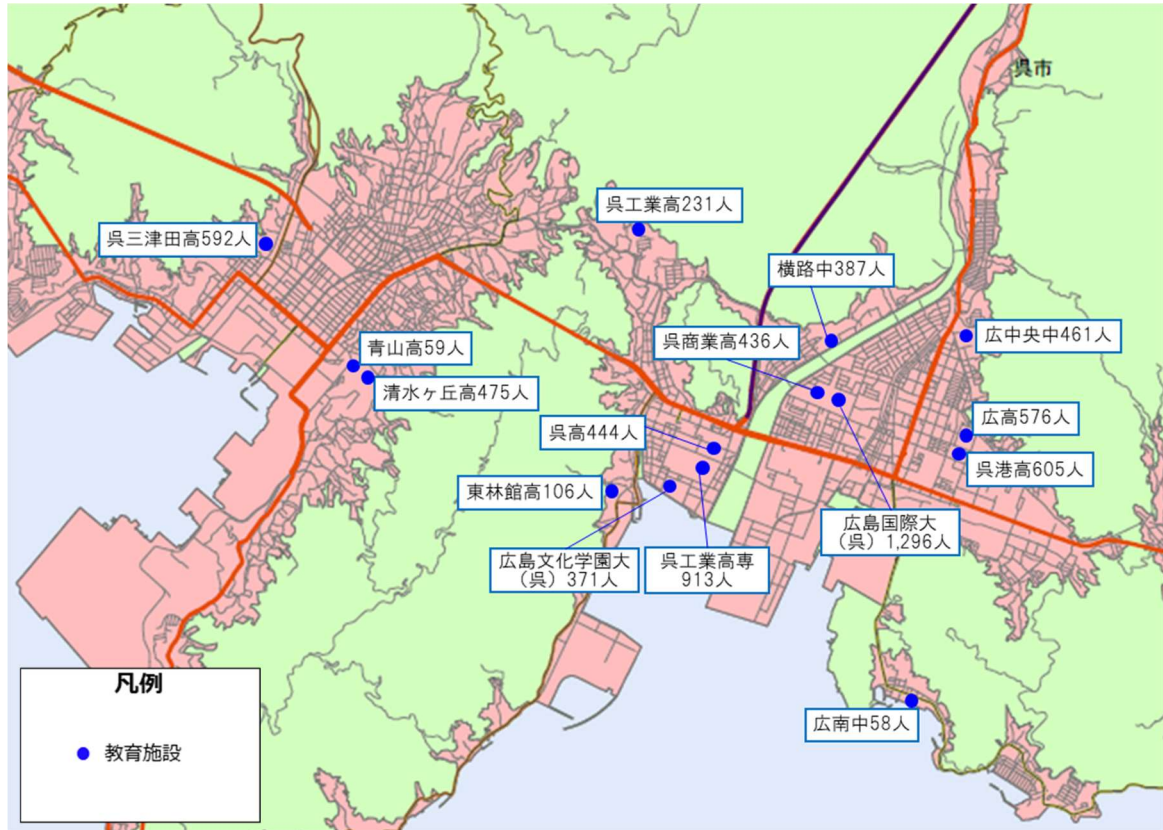
※通学で自転車利用が認められている中学校・高等学校・大学等

資料：広島県教育委員会「令和5年度公立学校基本数」

住友電工システムソリューション（株）「拡張版全国デジタル道路地図データベース」(2016)

b. 中央地域及び阿賀・広地域

教育施設※及び生徒（学生）在籍者数

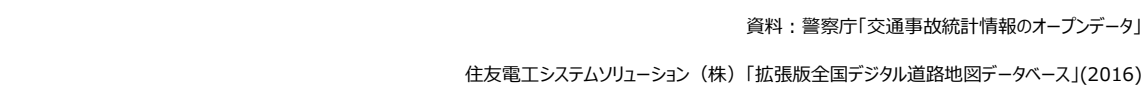


※通学で自転車利用が認められている中学校・高等学校・大学等

資料：広島県教育委員会「令和5年度公立学校基本数」

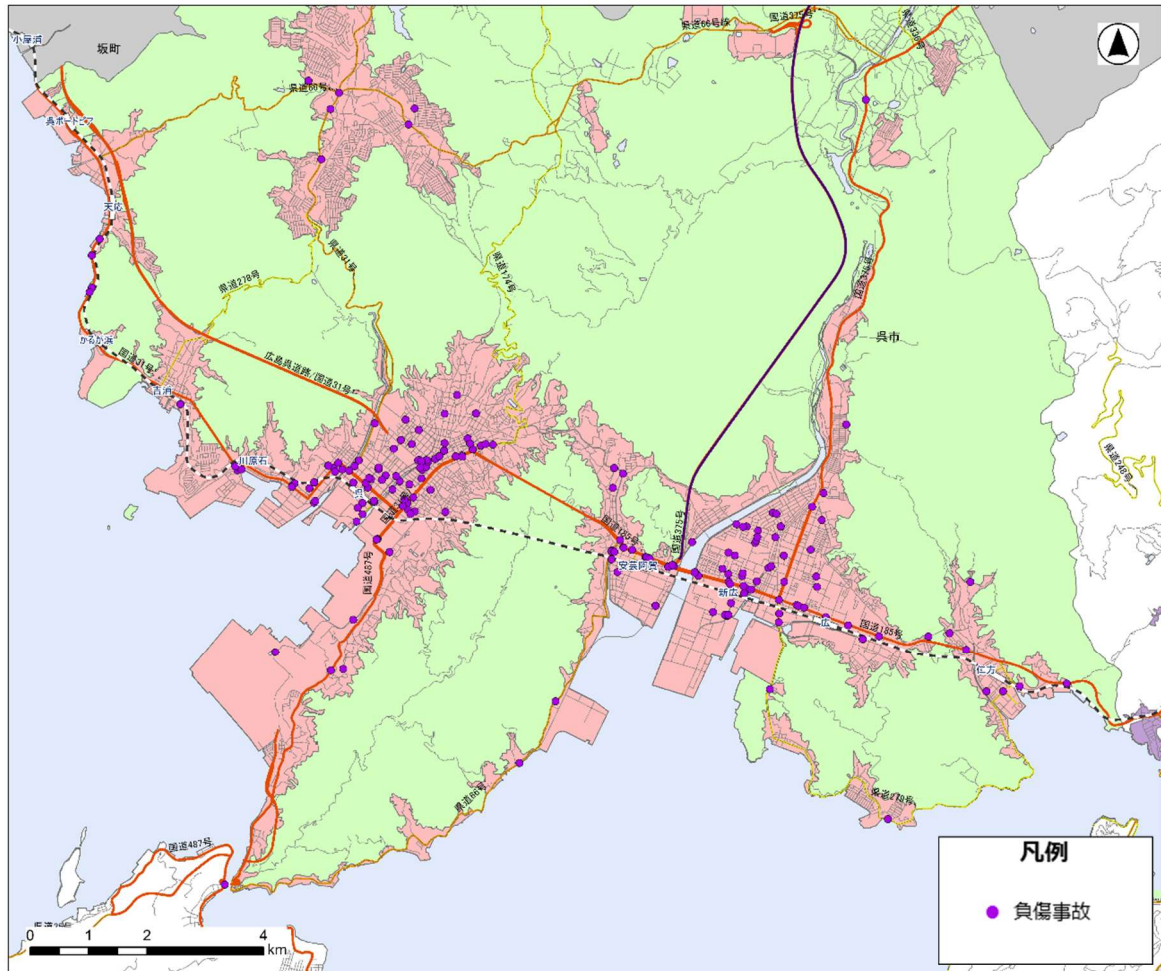
住友電工システムソリューション（株）「拡張版全国デジタル道路地図データベース」(2016)

- 市内の自転車関連の交通事故件数は、令和元年度～令和4年度の4年間で201件（うち死亡事故0件）となっています。
- そのうち、中央地域で85件（42%）、阿賀・広地域で84件（42%）と両地域に特に集中しています。



b.中央地域及び阿賀・広地域

自転車関連交通事故発生箇所



資料：警察庁「交通事故統計情報のオープンデータ」

住友電工システムソリューション（株）「拡張版全国デジタル道路地図データベース」(2016)

(4) 駐輪施設

- 呉市域では、駅周辺など 26 箇所で駐輪場が設置されており、全体収容台数 7,869 台の約 7 割を中央地域及び阿賀・広地域が占めています。

市内駐輪場一覧表

場所	駐輪場	料金	収容台数(台)
中央地域			
呉駅	呉駅東	無料	303
	呉駅東第 2	無料	160
	元ペアーレ前	無料	54
	呉駅西	有料	1,400
川原石駅	川原石駅	無料	190
その他	亀山橋東詰	無料	300
	元堺川駐車場対岸	無料	
小計			2,407
阿賀・広地域			
広駅	広駅裏	無料	150
	広駅前	有料	1,400
新広駅	新広駅	無料	895
安芸阿賀駅	阿賀駅北	無料	747
	阿賀駅南	無料	
小計			3,192
その他地域			
安芸川尻駅	川尻駅前	有料	320
安浦駅	安浦駅前	無料	150
	安浦駅北西側	無料	86
	安浦駅北東側	無料	86
安登駅	安登駅	無料	480
音戸大橋下	音戸大橋下	無料	70
仁方駅	仁方駅	無料	25
	仁方駅前	無料	200
吉浦駅	吉浦駅	無料	120
	吉浦駅 (JR)	無料	300
天応駅	天応駅	無料	87
	天応駅 (JR)	無料	100
その他	ポートピア	無料	95
	焼山	無料	151
小計			2,270
合計			7,869

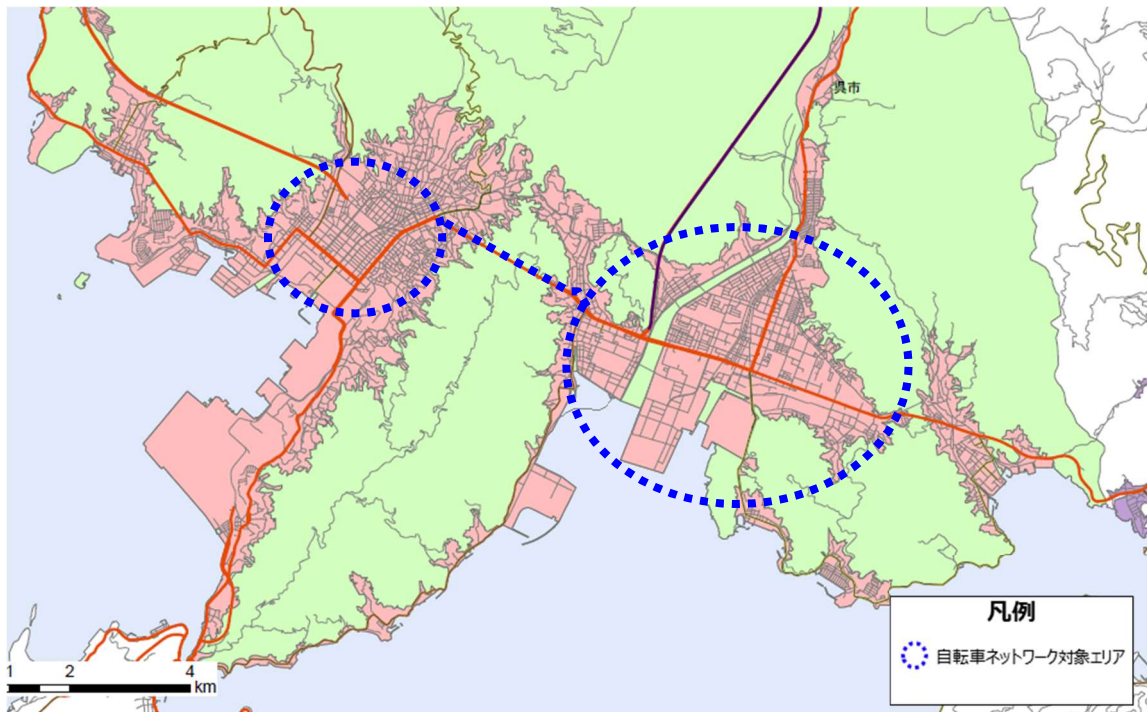
資料：呉市

3 自転車ネットワーク計画

3-1 エリアの設定

- 人口分布、施設立地、自転車利用状況、自転車関連交通事故発生状況等を踏まえ、今回の計画では中央地域及び阿賀・広地域を対象のエリアとして設定します。その他の地域については、今後状況を見ながら追加を検討します。
- なお、ガイドラインでは、エリアの設定に関し、段階的な計画策定が可能とされています。

自転車ネットワーク対象エリア



資料：住友電工システムソリューション（株）「拡張版全国デジタル道路地図データベース」(2016)

※対象エリアの拡大については、今後、整備の進捗状況などを踏まえ検討していきます。

【参考資料】優先的計画策定エリア等の設定の考え方

- ・ 公共交通施設や地域の核となる施設と主な居住地域等を結ぶ自転車交通量が多いエリア
- ・ 自転車と歩行者の錯綜や自転車関連事故が多い通学路等、安全性の向上が必要なエリア
- ・ 地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進するエリア
- ・ 新たな施設立地が予定され自転車利用増加が見込めるエリア
- ・ 観光利用の観点から自転車利用を促進するエリア

3-2 路線の選定

ガイドラインでは、技術検討項目として次の①～⑦の路線を適宜組み合わせて選定することとなっており、各項目に対する呉市における考慮事項は下記のとおりです。

なお、対象のエリア、路線の選定にかかわらず、通学路や生活道路の交通安全対策については、通学路交通安全プログラム等に基づき対策を実施します（P.54 参照）。

本市の自転車ネットワーク計画の考え方

ガイドラインにおける技術検討項目	自転車ネットワーク計画の考え方
①地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う、公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設及びスポーツ関連施設等の大規模集客施設、主な居住地区等を結ぶ路線	・各施設を結ぶ路線を選定 ・居住地区はエリア全体に点在しており位置の特定はしない
②自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線	・自転車関連交通事故発生箇所を踏まえ設定
③自転車通学路の対象路線	・通学で自転車利用がある学校（広中央中学校、横路中学校）の意見を踏まえ設定
④地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線	・地形を考慮し緩勾配の路線の利用を促進
⑤自転車の利用増加が見込まれる、沿道で新たに施設立地が予定されている路線	・総合スポーツセンターの再配置については、各施設の設計内容や自転車の利用状況などを踏まえ別途検討
⑥既に自転車の通行空間（自転車道、自転車専用通行帯、自転車専用道路）が整備されている路線	・自転車道、自転車専用通行帯、自転車専用道路は未整備だが、自転車歩行者道が多く整備済
⑦その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線	・サイクリングロード（安芸灘とびしま海道、R185 さざなみ海道、かきしま海道）との連続性を考慮

3-3 整備形態の選定

選定した路線を対象に、ガイドラインや本市の道路状況等を踏まえ、整備形態を選定します。なお、整備形態については、利用状況の変化、他計画や関係者との調整等により、見直しを行う場合があります。

(1) ガイドラインにおける整備形態の選定

ガイドラインでは、「自転車道」、「自転車専用通行帯」、「自転車と自動車を車道で混在（以下、「車道混在」という。）」のいずれかを選定するものとしています。

ただし、新設道路では、選定した完成形態（自動車の速度や交通量に基づく整備形態）で整備するものとし、既設道路では、道路空間の再配分や道路拡幅の可能性の検討により、選定した完成形態の整備が可能か検討するものとし、道路空間再配分等を行っても本来整備すべき完成形態での自転車通行空間整備が当面困難である場合、かつ車道通行している自転車利用者、今後、車道通行に転換する可能性のある自転車利用者の安全性を速やかに向上させなければならない場合には、車道通行を基本とした暫定形態により、車道上への自転車通行空間整備を行うものとされています。

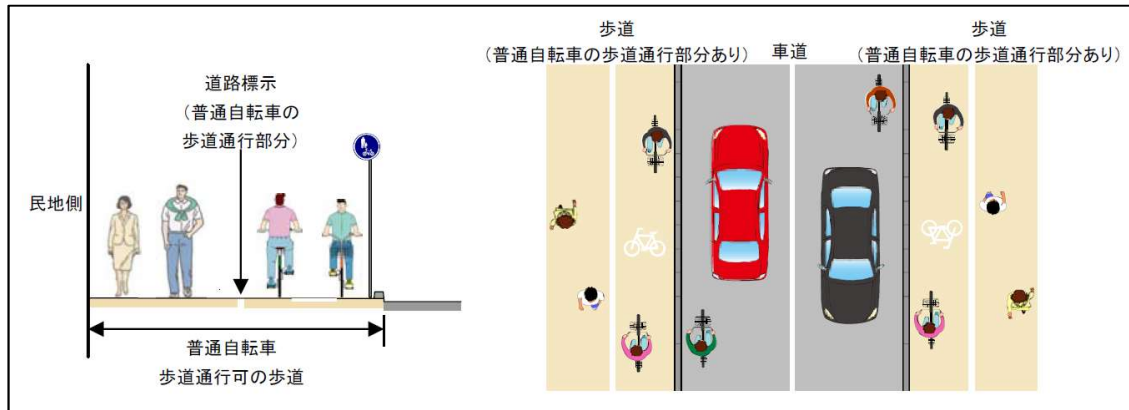
また、「やむを得ず自転車通行空間として歩道のみを活用せざるを得ない場合には、その区間を自転車ネットワーク路線からはずし、自転車ネットワークを補完する経路として活用することを検討すること」とされています。

▼基本的な整備形態（イメージ）

整備形態	【整備イメージ】
自転車道	
自転車専用通行帯	※自転車専用通行帯の幅の全部 ※自転車専用通行帯の幅の一部
自転車と自動車を混在通行とする道路(車道混在)	(1) 歩道のある道路における対策 〔路肩・停車帯内の対策〕 〔車線内の対策〕 ※矢羽型路面表示は外側線の下に重複させることができる (2) 歩道のない道路における対策 〔車線内の対策〕 〔路側帯〕

資料：「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」

▼自転車歩行者道における自転車走行位置の明示（イメージ）



▼矢羽根型路面表示の標準仕様（案）

	形状	配置	
		歩道あり	歩道なし
仕様（案）	<標準形> 幅＝0.75m以上※1 長さ＝1.50m以上 角度＝1:1.6 道路幅員が狭く、歩行者を優先させる道路（生活道路など）では、必要に応じて、以下を採用。 幅＝0.75m 長さ＝0.60m 角度＝1:0.8	設置間隔＝10m※2 1.0m以上※3	設置間隔＝10m※2 1.0m以上（0.75m以上※4）
備考	※1：自転車は、車道や自転車道の中央から左の部分、その左端に沿って通行することが原則である。このため、路面表示の幅員は、標準仕様を用いない場合でも、この原則を逸脱しない範囲で適切な形状を設定するとともに、自転車通行空間として必要な幅員を自転車と自動車の両方に認識させることが重要である。 ※2：矢羽根型路面表示の設置間隔は10mを標準とし、交差点部等の自動車と自転車の交錯の機会が多い区間や、事故多発地点等では設置間隔を密にする。 ※3：路面表示の幅員は、側溝の部分を除いて確保することが望ましい。 ※4：現地の交通状況に応じて、0.75m以上とすることもできる。		

資料：「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」

▼自転車ピクトグラム例



ガイドライン



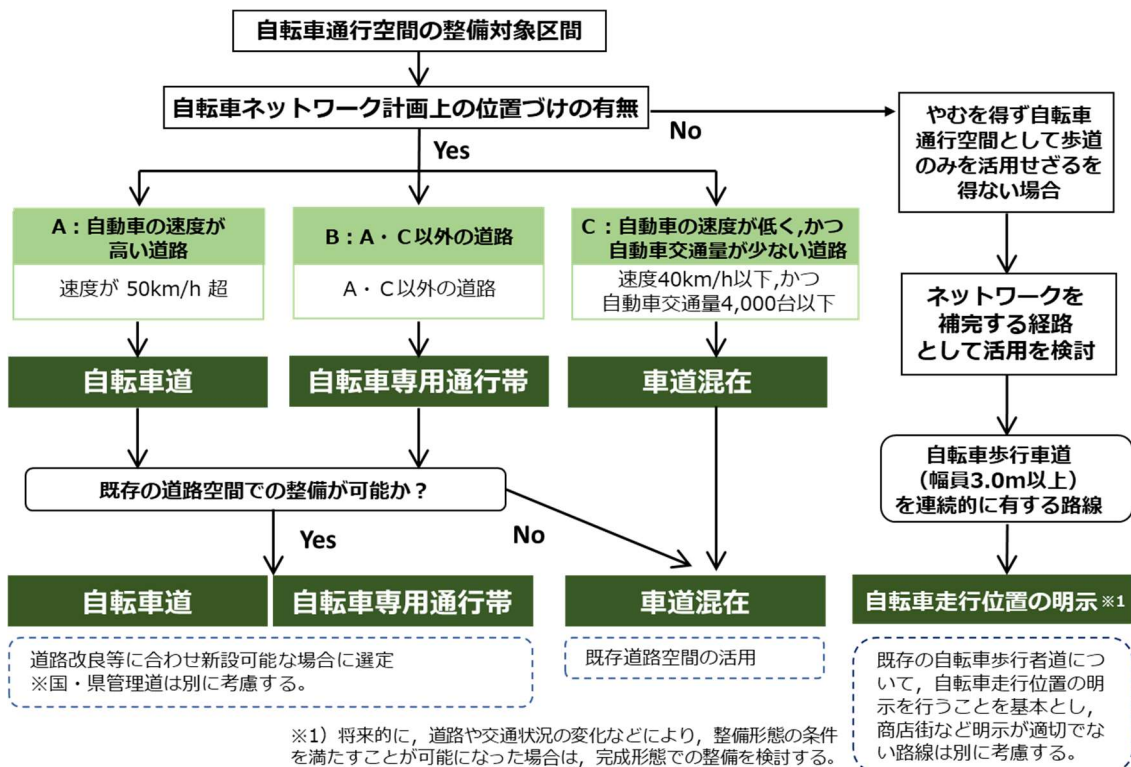
自転車ナビマーク（警視庁）

▼交通状況を踏まえた整備形態の考え方

	A	B	C
	自動車の速度が高い道路	A・C以外の道路	自動車の速度が低く、自動車交通量が少ない道路
自転車と自動車の分離	構造的な分離	視覚的な分離	混在
目安	速度が50km/h超	A・C以外の道路	速度が40km/h以下、かつ自動車交通量が4,000台以下
整備形態	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在（自転車と自動車を車道で混在）

※参考となる目安を示したものであるが、分離の必要性については、各地域において、交通状況等に応じて検討することができる。

▼整備形態の選定フロー



(2) 本市における整備形態の選定

本市では、中央地域や阿賀・広地域において自転車歩行者道が多く整備されています。また、既存道路の道路空間の再配分による整備には相当の時間と費用を要することが見込まれます。

一方で、安全で快適な自転車利用環境創出には、早期に整備路線の連続性を確保する必要があることから、既存の道路空間を有効活用できる「車道混在」、補完経路としての「自転車走行位置の明示（自転車歩行者道）」を主に選定します。

3-4 路線一覧と整備形態イメージ

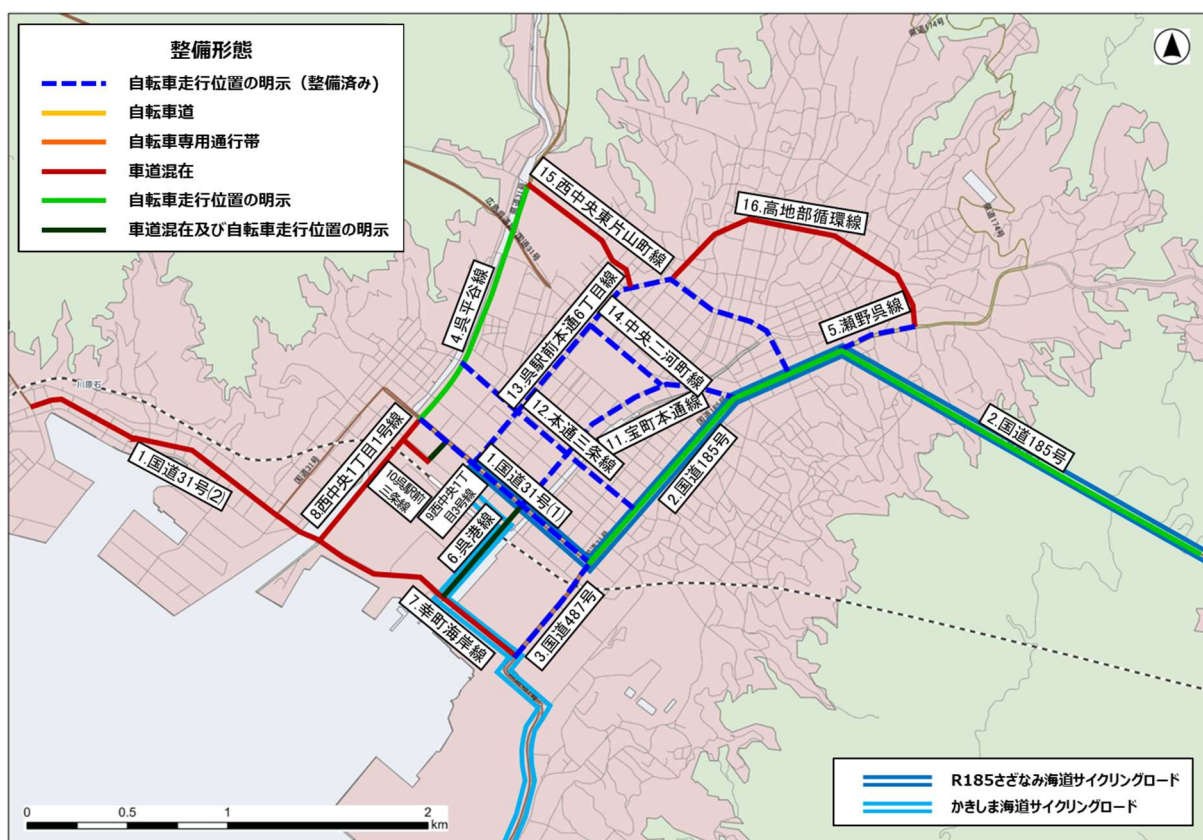
(1) 路線一覧

No.	路線名	道路管理者	区間延長 (m)	本計画での 整備形態	整備時期※
中央地域					
1	国道 31 号(1) (二河川より東側)	国土交通省	910	自転車走行位置の明示	整備済
	国道 31 号(2) (二河川より西側)	国土交通省	1,160	車道混在	今後調整
2	国道 185 号	国土交通省	2,500	自転車走行位置の明示	今後調整 (一部整備済)
3	国道 487 号	広島県	580	自転車走行位置の明示	整備済
4	県道 呉平谷線	広島県	1,070	自転車走行位置の明示	今後調整
5	県道 瀬野呉線	広島県	320	自転車走行位置の明示	整備済
6	県道 呉港線	広島県	470	車道混在及び 自転車走行位置の明示	今後調整 (一部整備済)
7	幸町海岸線	呉市	1,140	車道混在	別途検討
8	西中央 1 丁目 1 号線	呉市	630	車道混在	R7 (一部) 別途検討 (一部)
9	西中央 1 丁目 3 号線	呉市	70	車道混在及び 自転車走行位置の明示	別途検討
10	呉駅前三条線	呉市	150	車道混在	R7 (一部) 別途検討 (一部)
11	宝町本通線	呉市	1,100	自転車走行位置の明示	整備済
12	本通三条線	呉市	920	自転車走行位置の明示	整備済
13	呉駅前本通 6 丁目線	呉市	1,780	自転車走行位置の明示	整備済
14	中央二河町線	呉市	350	自転車走行位置の明示	整備済
15	西中央東片山町線	呉市	600	車道混在	別途検討
16	高地部循環線	呉市	1,260	車道混在	別途検討
阿賀・広地域					
17	国道 185 号	国土交通省	5,560	自転車走行位置の明示	今後調整 (一部整備済)
18	国道 375 号	広島県	1,500	自転車走行位置の明示	今後調整
19	県道 呉環状線	広島県	450	自転車走行位置の明示	今後調整
20	県道 安芸阿賀停車場線	広島県	160	自転車走行位置の明示	今後調整
21	県道 広仁方停車場線	広島県	330	自転車走行位置の明示	今後調整
22	阿賀中央 5 丁目 1 号線	呉市	850	車道混在	R6 (一部) 別途検討 (一部)
23	阿賀南 3 丁目 1 号線	呉市	250	車道混在	別途検討
24	阿賀中央町田線	呉市	740	車道混在	別途検討
25	阿賀虹村線	呉市	980	自転車走行位置の明示	別途検討
26	虹村 1 号線	呉市	460	車道混在	別途検討
27	古新開弁天橋線	呉市	1,800	自転車走行位置の明示	別途検討
28	文化 16 号線	呉市	930	車道混在及び 自転車走行位置の明示	R6 (一部) 別途検討 (一部)
29	横路白石線(1) (国道 375 号より西側)	呉市	1,060	自転車走行位置の明示	別途検討
	横路白石線(2) (国道 375 号より東側)	呉市	2,060	自転車走行位置の明示	別途検討
30	広駅前 1 丁目 6 号線	呉市	600	車道混在	R7
31	西横路白石線	呉市	1,820	車道混在	R6 (一部) 別途検討 (一部)
32	大新開吉松線	呉市	1,610	車道混在	R6 (一部) 別途検討 (一部)
33	白岳線	呉市	120	車道混在	別途検討
34	広駅裏線	呉市	1,110	車道混在	R7 (一部) 別途検討 (一部)

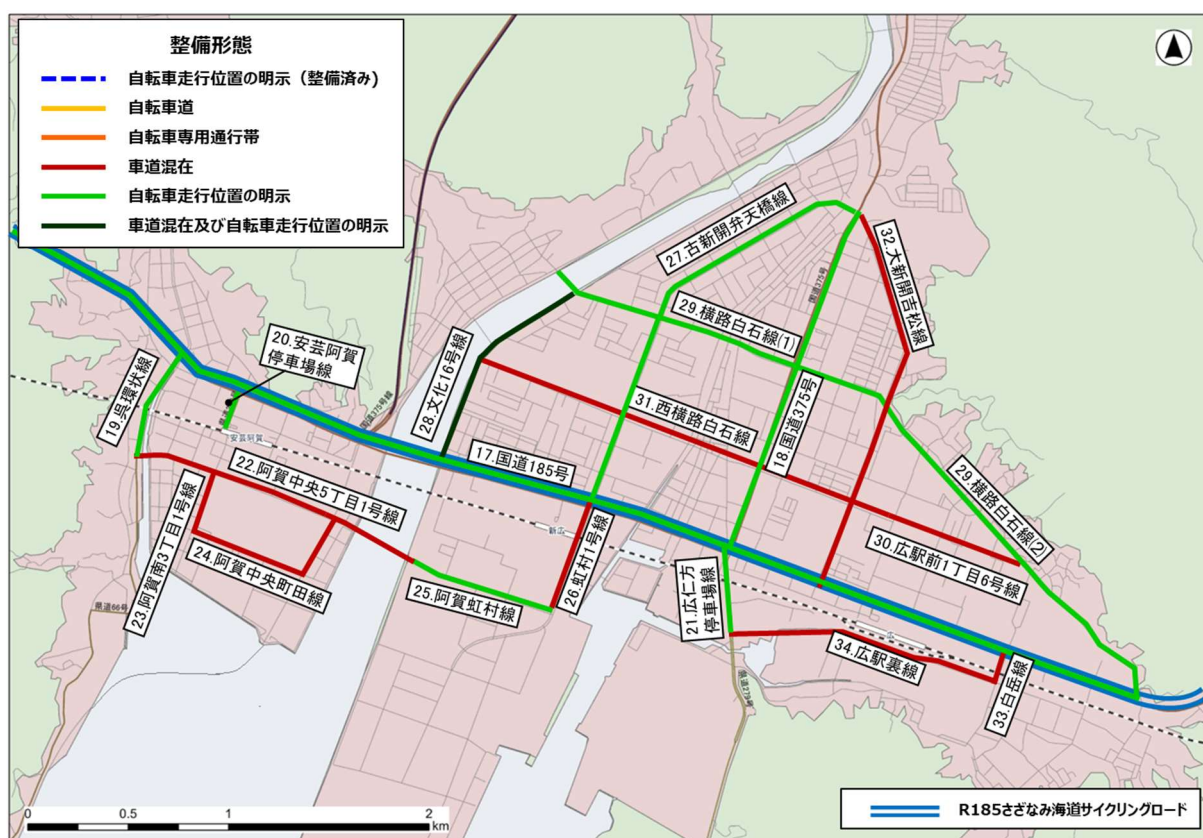
※今後調整…国・県が管理する道路で、今後調整を行う区間

別途検討…市が管理する道路で、各計画等の改定等に合わせ別途検討する区間

中央地域



阿賀・広地域



資料：住友電工システムソリューション（株）「拡張版全国デジタル道路地図データベース」(2016)

(2) 整備形態イメージ



※ただし、呉まちなか公共空間デザイン計画（ウォーカブルなまちづくり）策定状況等により、見直しを行う場合がある。

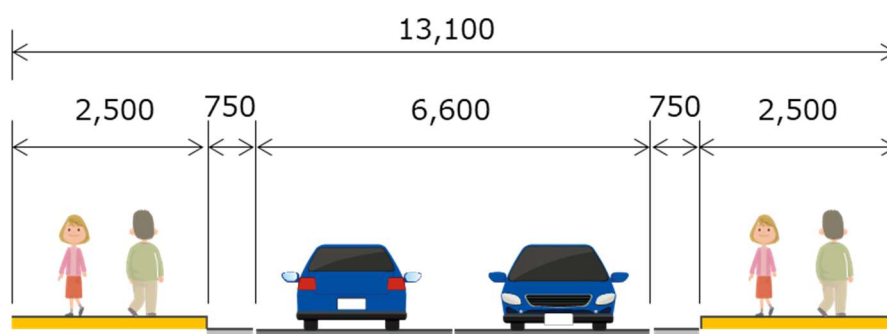
1_国道 31 号(2) (二河川より西側)

制限速度：50km/h

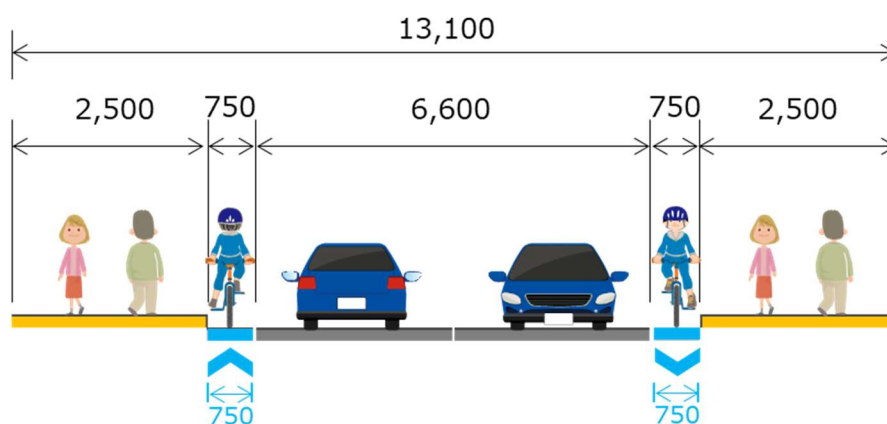
本計画での整備形態：車道混在



現況写真



現況断面



整備形態：車道混在

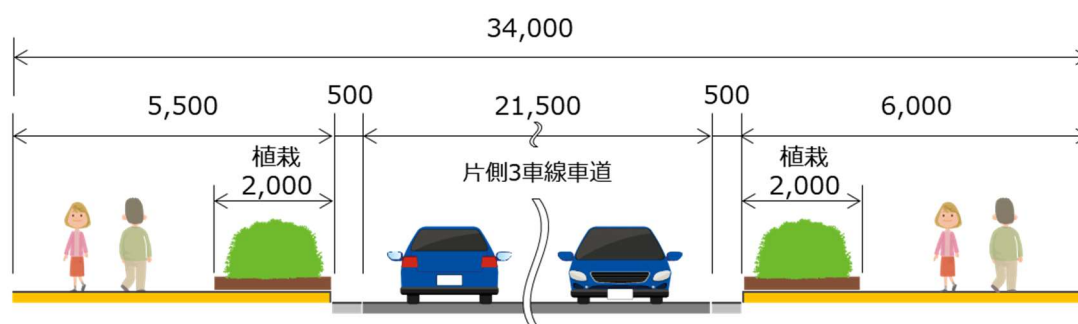
2_国道 185 号

制限速度：50km/h

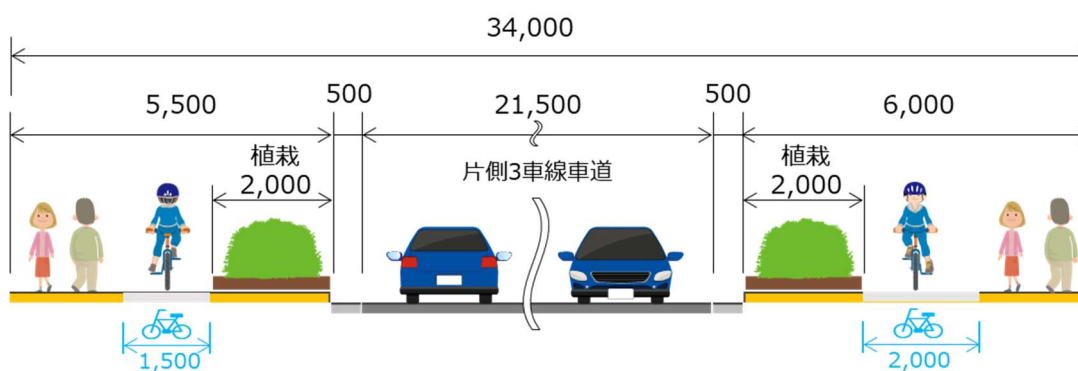
本計画での整備形態：自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面



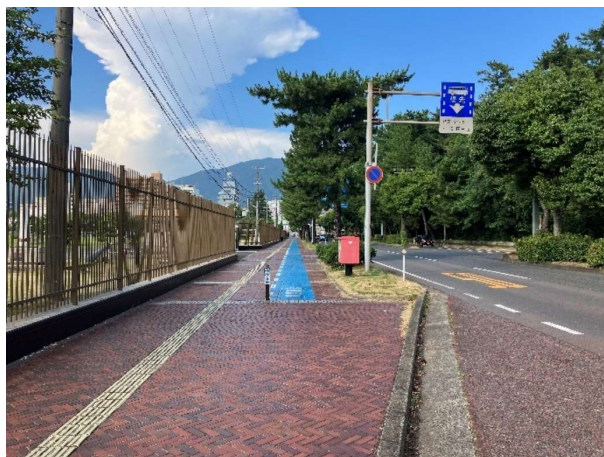
整備形態：自転車走行位置の明示

※『ほこみち（歩行者利便性増進道路）』指定区間については、今後、道路管理者と調整を行う。

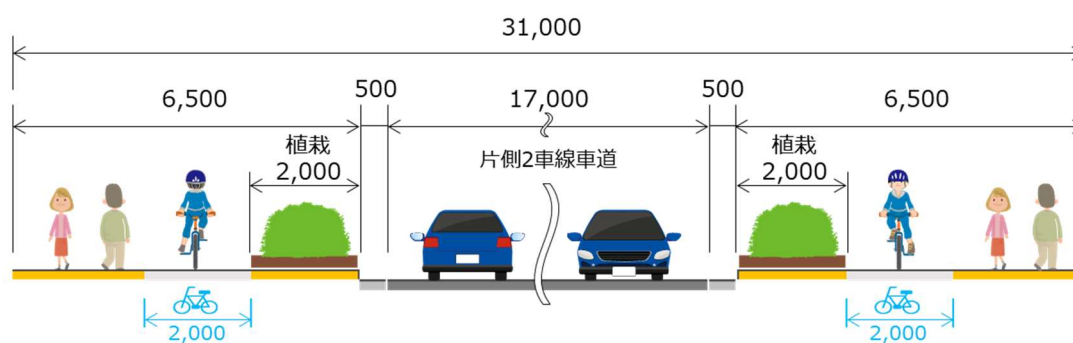
3_国道 487 号

制限速度：50km/h

本計画での整備形態：自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面：自転車走行位置の明示（整備済）

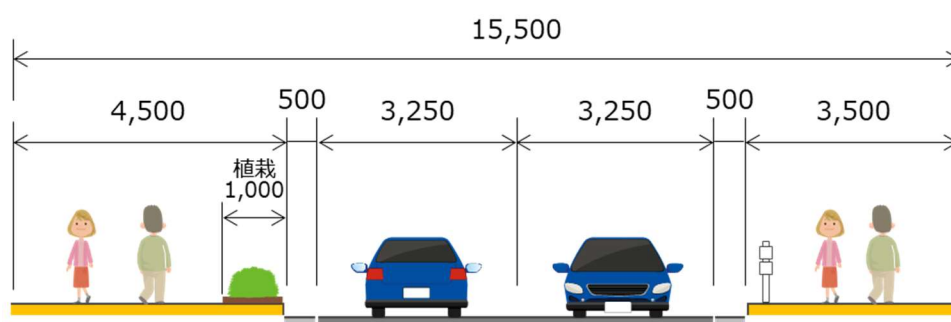
4_県道 呉平谷線

制限速度：50km/h

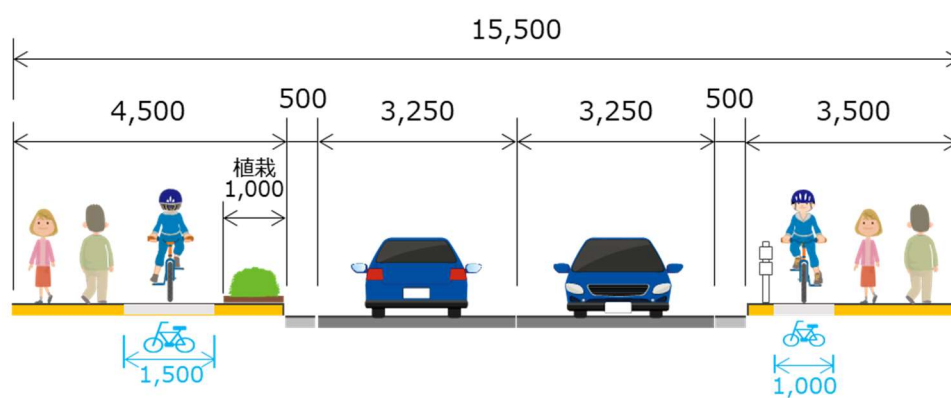
本計画での整備形態：自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面



整備形態：自転車走行位置の明示

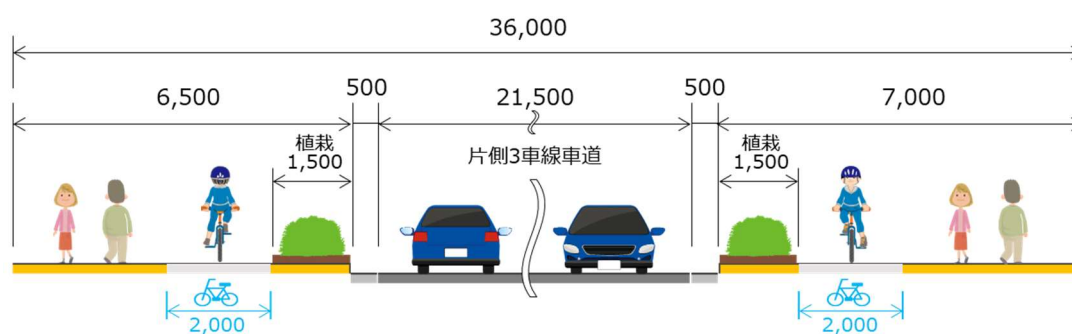
5_県道 瀬野呉線

制限速度：50km/h

本計画での整備形態：自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面：自転車走行位置の明示（整備済）

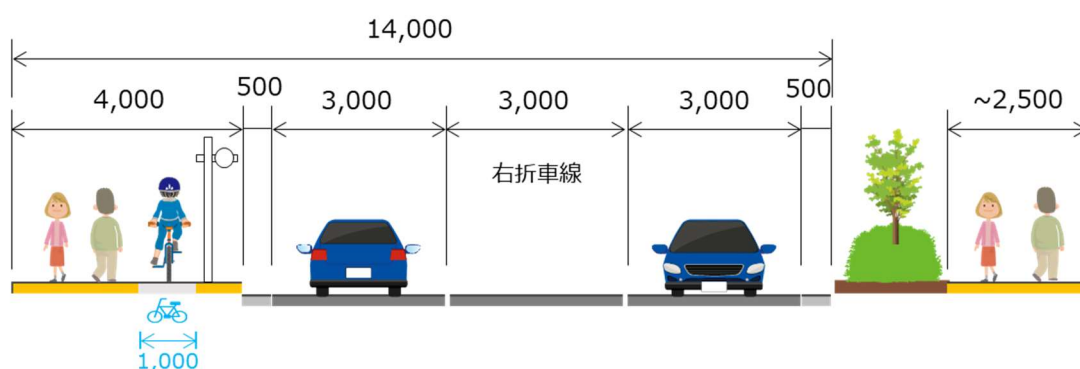
6_県道 呉港線

制限速度：40km/h

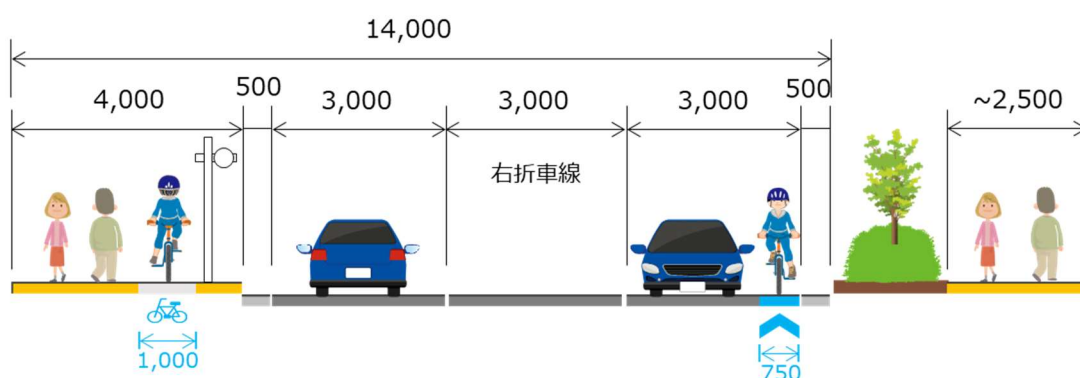
本計画での整備形態：車道混在及び自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面



整備形態：車道混在及び自転車走行位置の明示

※断面右側のＪＲ呉線アンダー部車道は、通行させず踏切部を車道混在とする。

※断面左側のＪＲ呉線アンダー部歩道は、幅員が狭小なため、歩行者としての通行を想定。

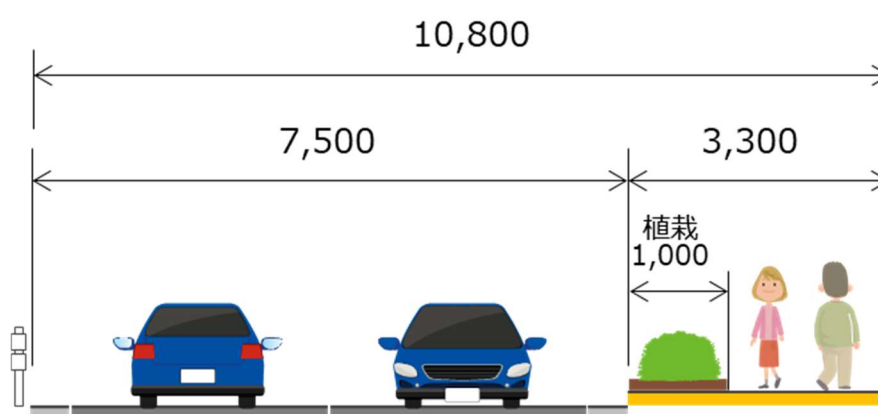
7_幸町海岸線

制限速度：40km/h

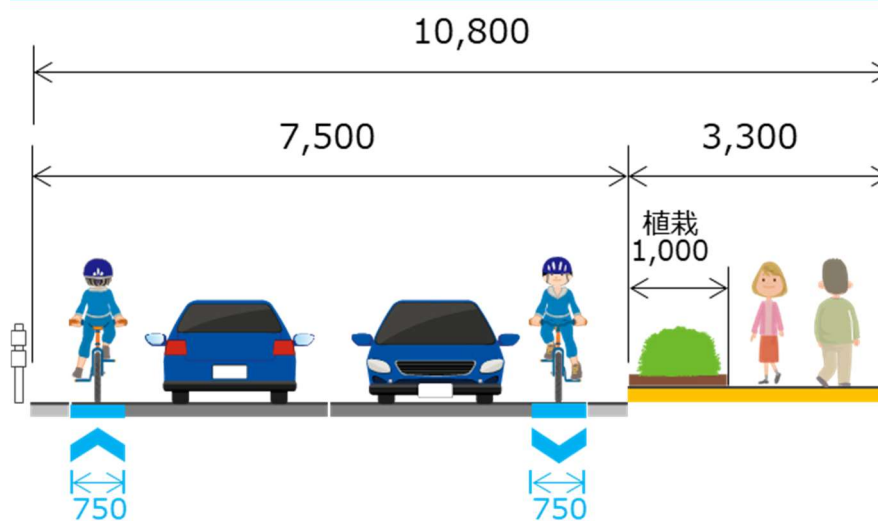
本計画での整備形態：車道混在



現況写真



現況断面



整備形態：車道混在

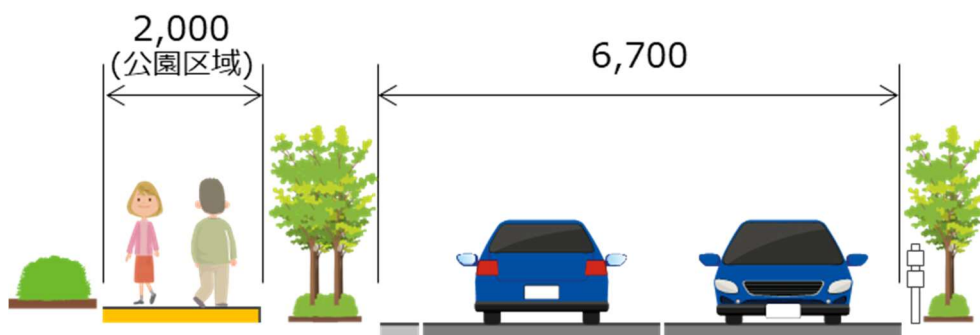
8_西中央1丁目1号線

制限速度：50km/h

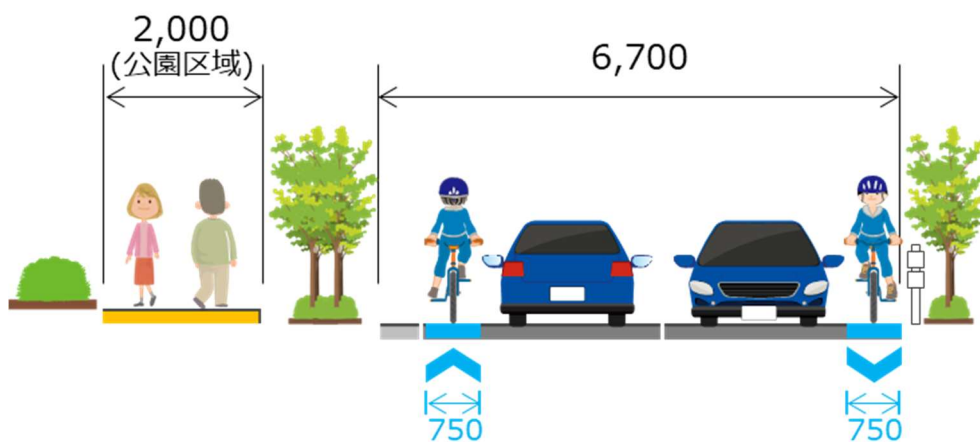
本計画での整備形態：車道混在



現況写真



現況断面



整備形態：車道混在

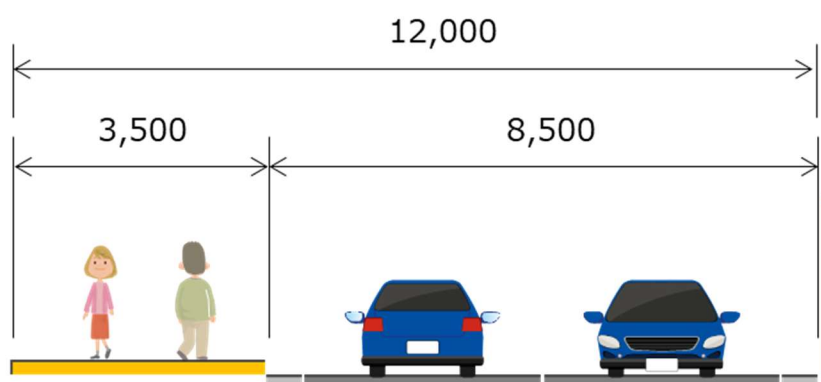
9_西中央1丁目3号線

制限速度：30km/h

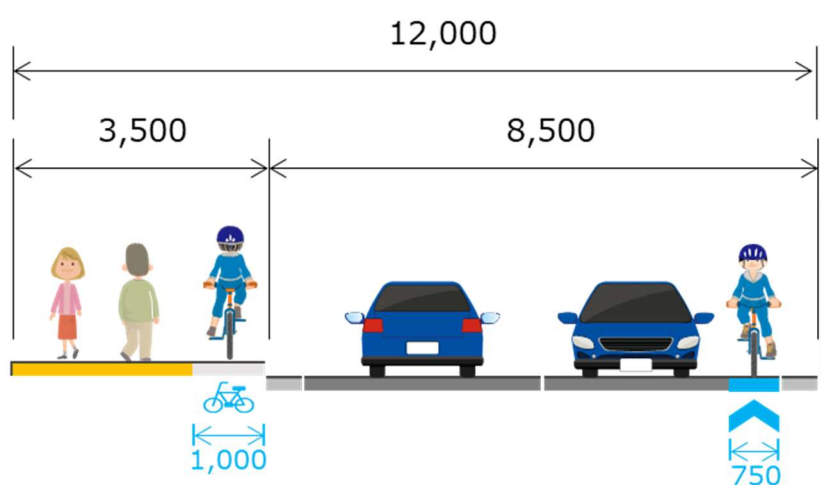
本計画での整備形態：車道混在及び自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面



整備形態：車道混在及び自転車走行位置の明示

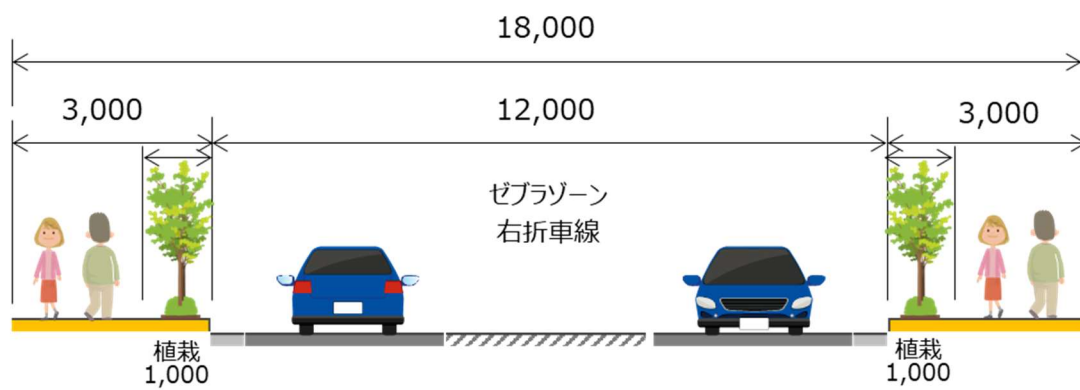
10_呉駅前三条線

制限速度：30km/h

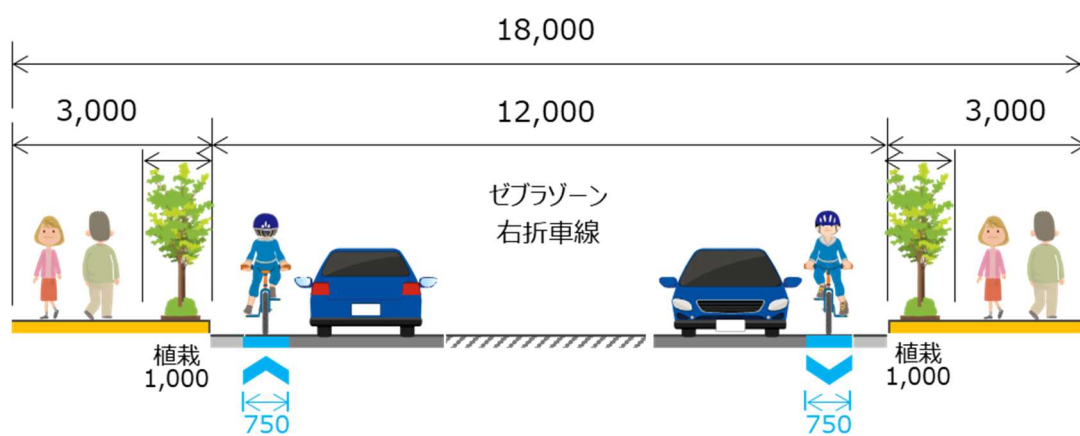
本計画での整備形態：車道混在



現況写真



現況断面



整備形態：車道混在

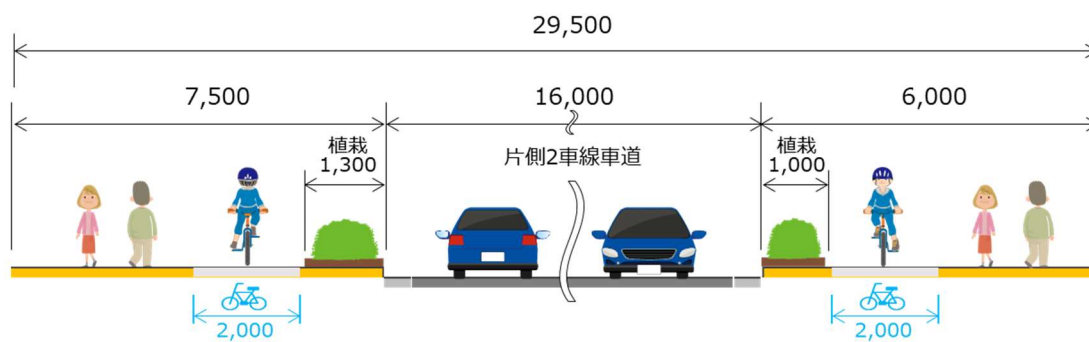
11_宝町本通線

制限速度：50km/h

本計画での整備形態：自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面：自転車走行位置の明示（整備済）

※ただし、呉まちなか公共空間デザイン計画（ウォーカブルなまちづくり）策定状況等により、見直しを行う場合がある。

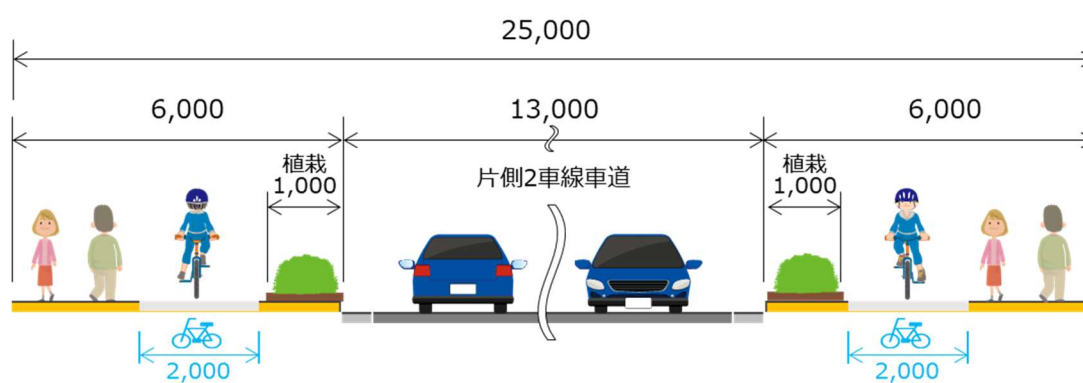
12_本通三条線

制限速度：40km/h

本計画での整備形態：自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面：自転車走行位置の明示（整備済）

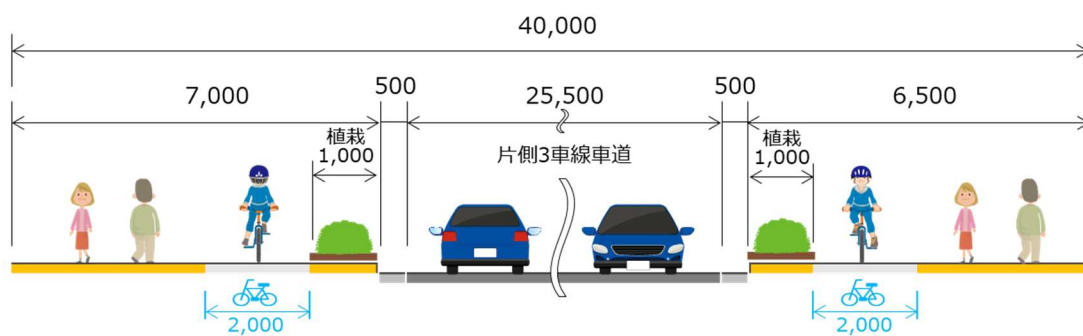
13_呉駅前本通 6 丁目線

制限速度：50km/h

本計画での整備形態：自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面：自転車走行位置の明示（整備済）

※ただし、呉まちなか公共空間デザイン計画（ウォーカブルなまちづくり）策定状況等により、見直しを行う場合がある。

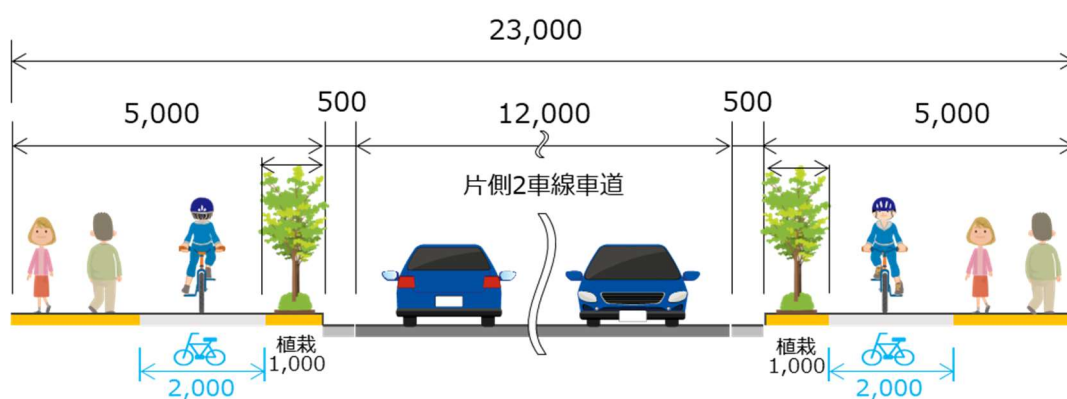
14_中央二河町線

制限速度：40km/h

本計画での整備形態：自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面：自転車走行位置の明示（整備済）

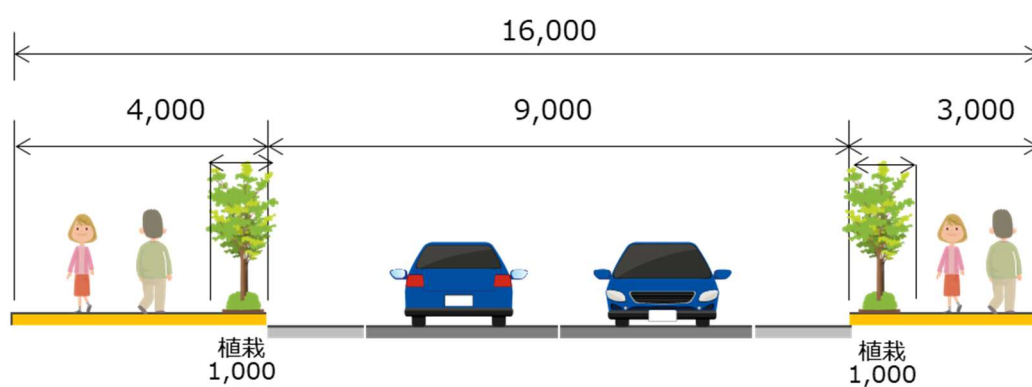
15_西中央東片山町線

制限速度：40km/h

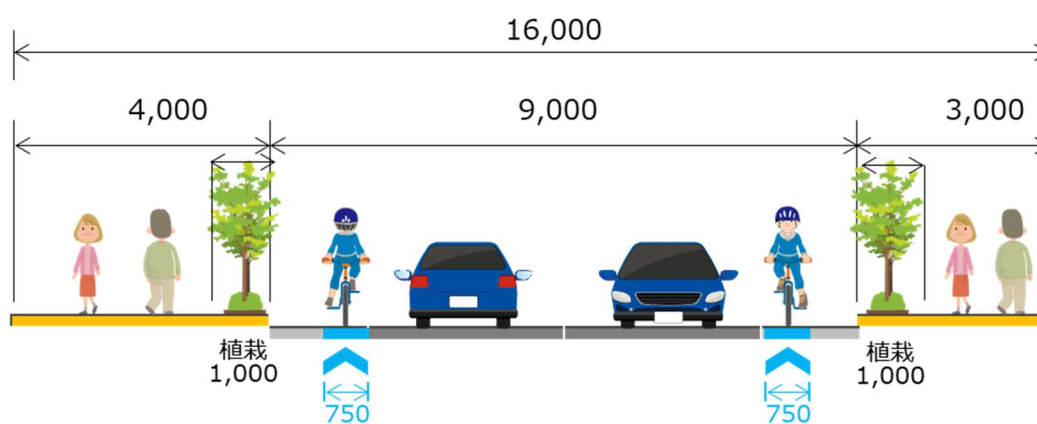
本計画での整備形態：車道混在



現況写真



現況断面



整備形態：車道混在

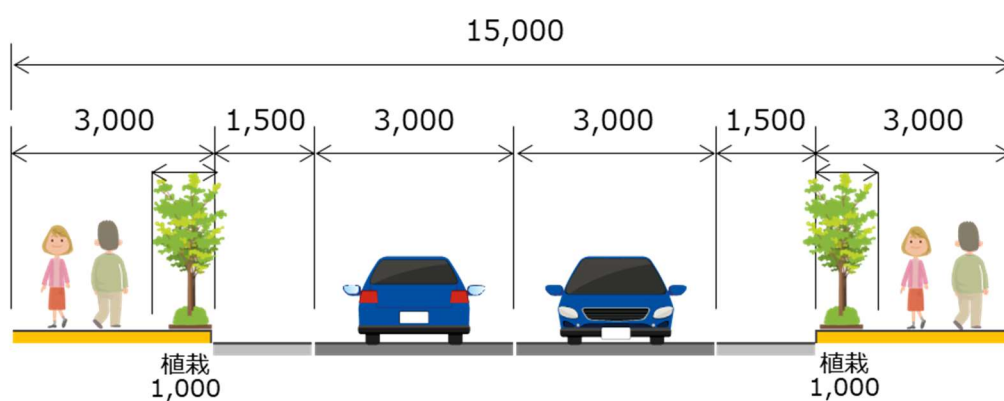
16_高地部循環線

制限速度：40km/h

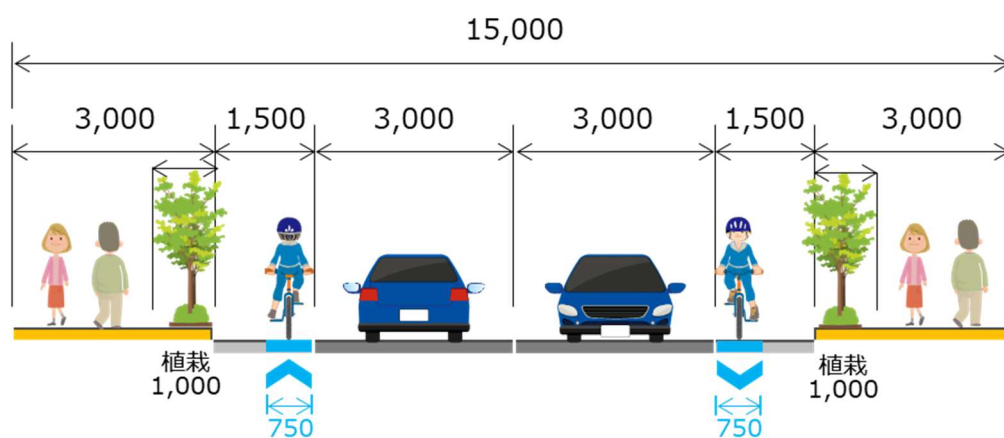
本計画での整備形態：車道混在



現況写真



現況断面



整備形態：車道混在

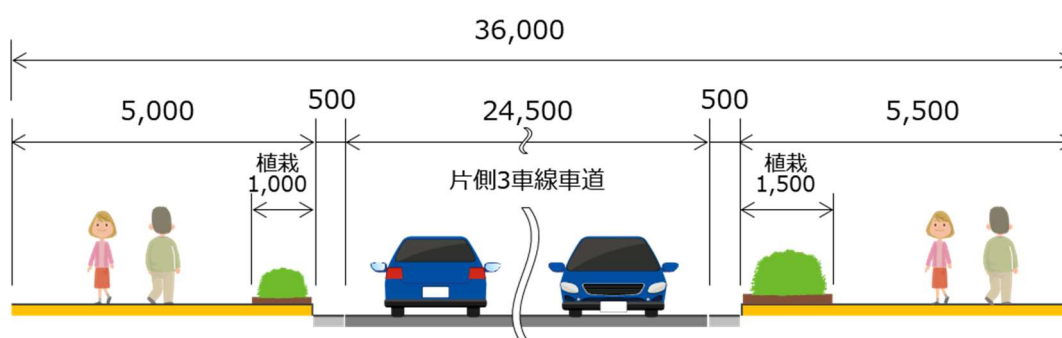
17_国道 185 号

制限速度：50km/h

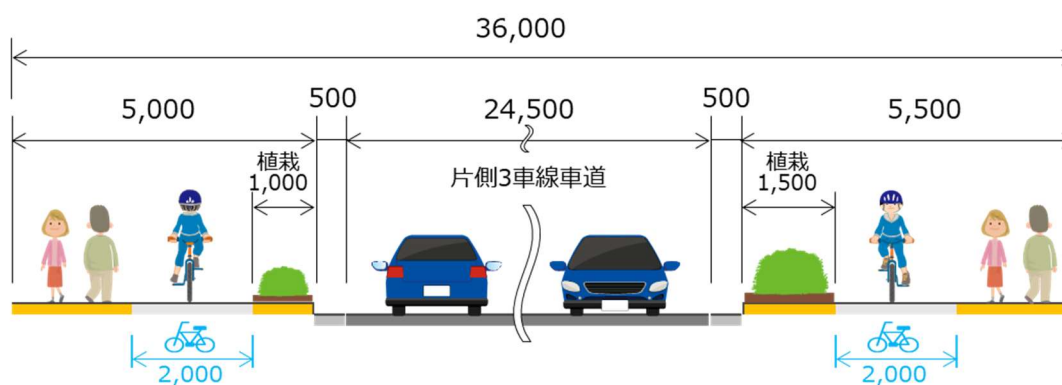
本計画での整備形態：自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面



整備形態：自転車走行位置の明示

※一部歩道幅員の狭小な区間は、歩行者としての通行を想定。

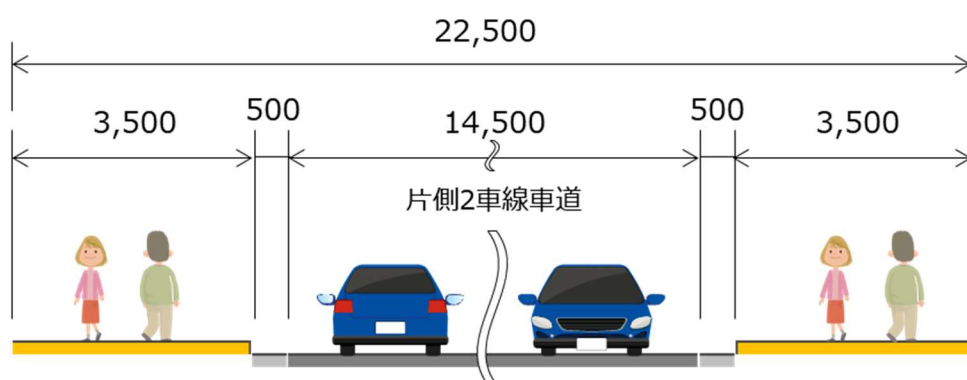
18_国道 375 号

制限速度：50km/h

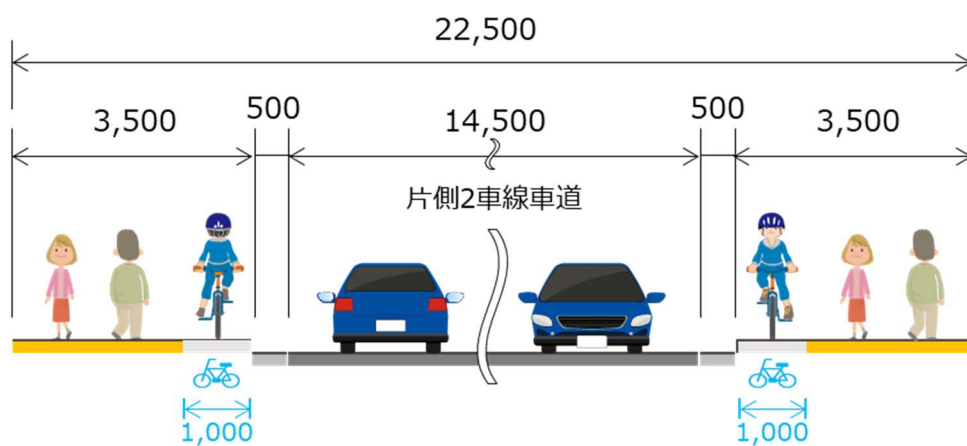
本計画での整備形態：自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面



整備形態：自転車走行位置の明示

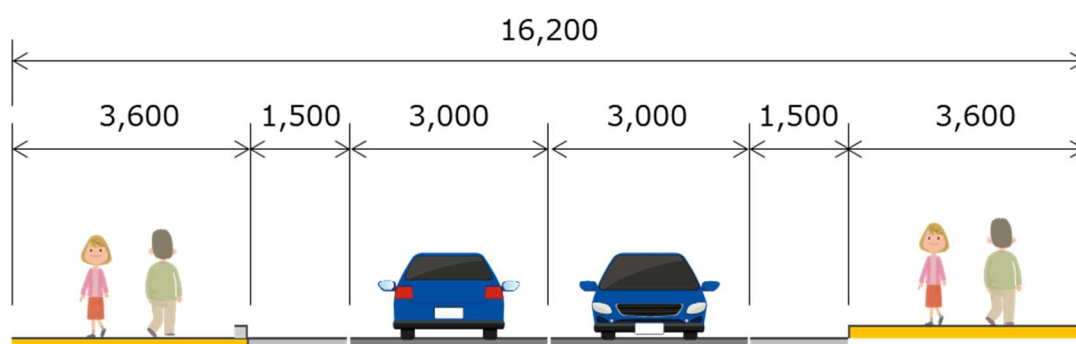
19_県道 呉環状線

制限速度：40km/h

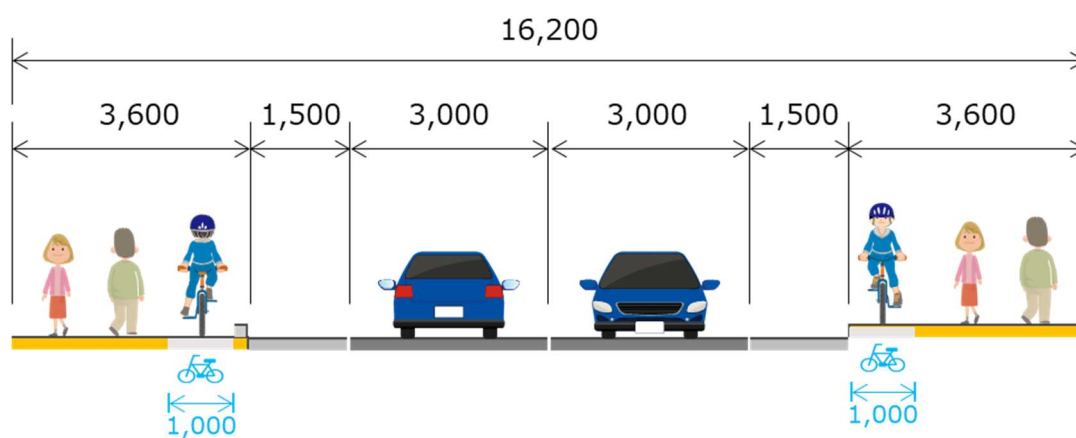
本計画での整備形態：自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面



整備形態：自転車走行位置の明示

※一部歩道幅員の狭小な区間は、歩行者としての通行を想定。

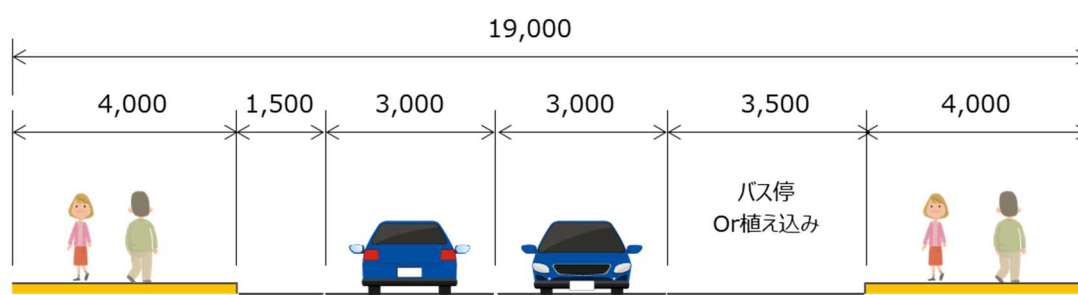
20_県道 安芸阿賀停車場線

制限速度：40km/h

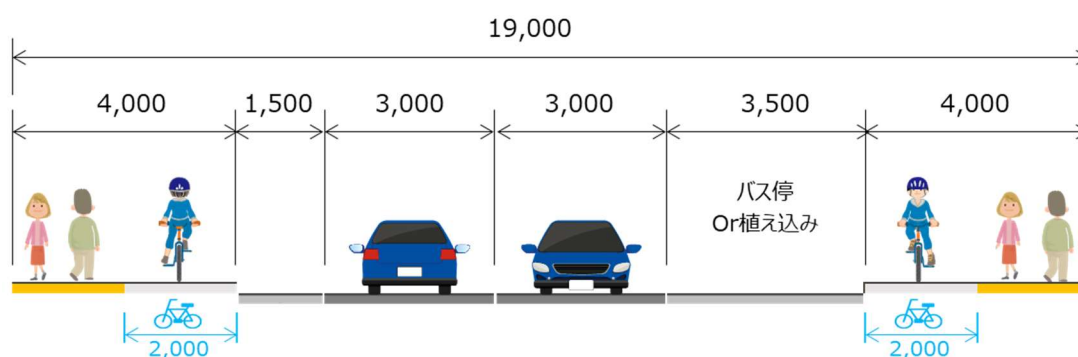
本計画での整備形態：自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面



整備形態：自転車走行位置の明示

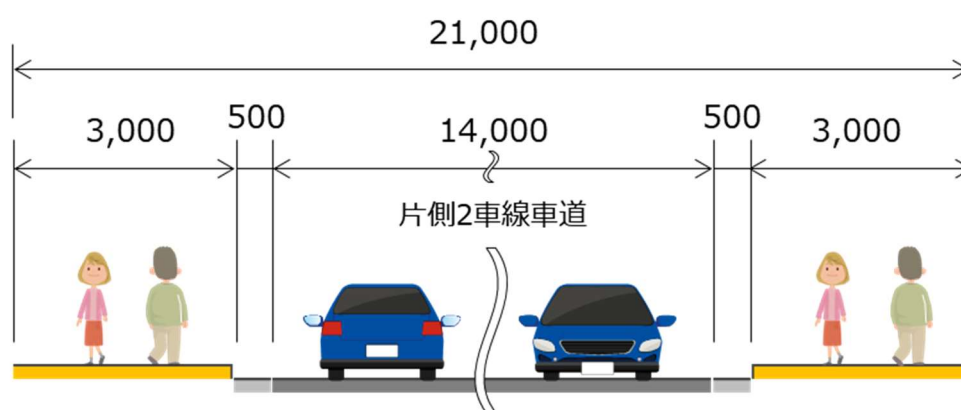
21_県道 広仁方停車場線

制限速度：50km/h

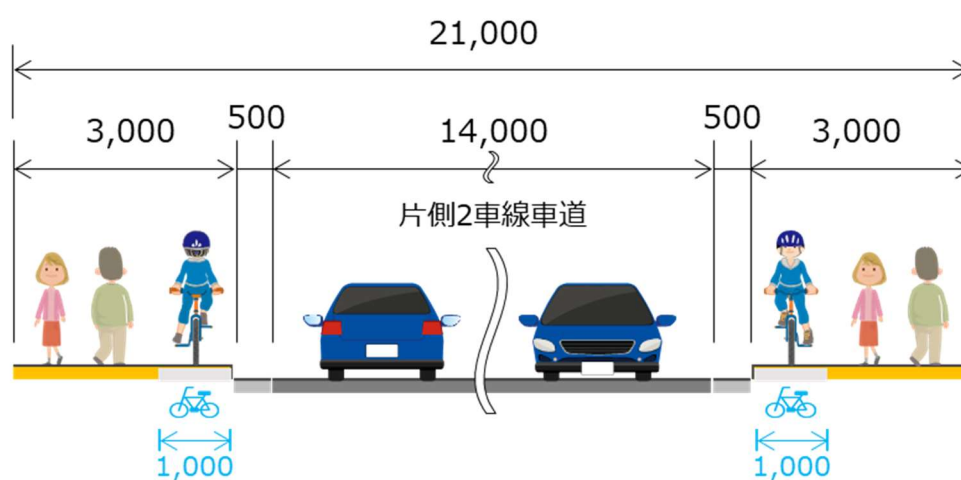
本計画での整備形態：自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面



整備形態：自転車走行位置の明示

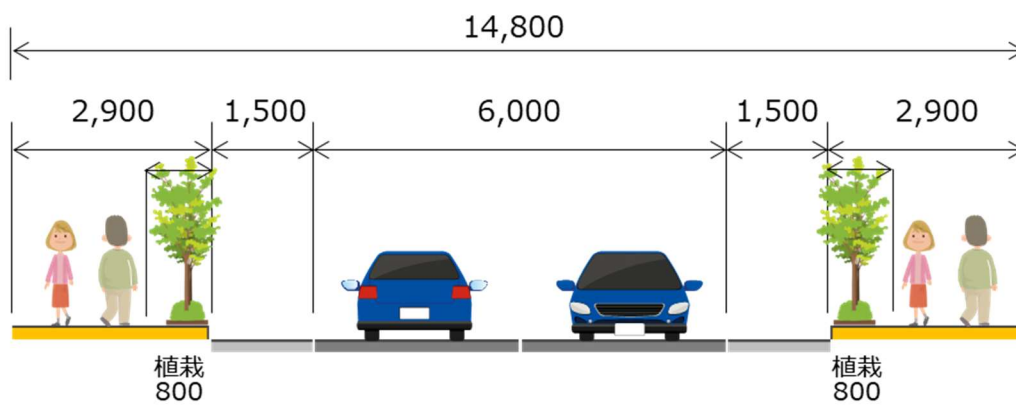
22_阿賀中央5丁目1号線

制限速度：40km/h

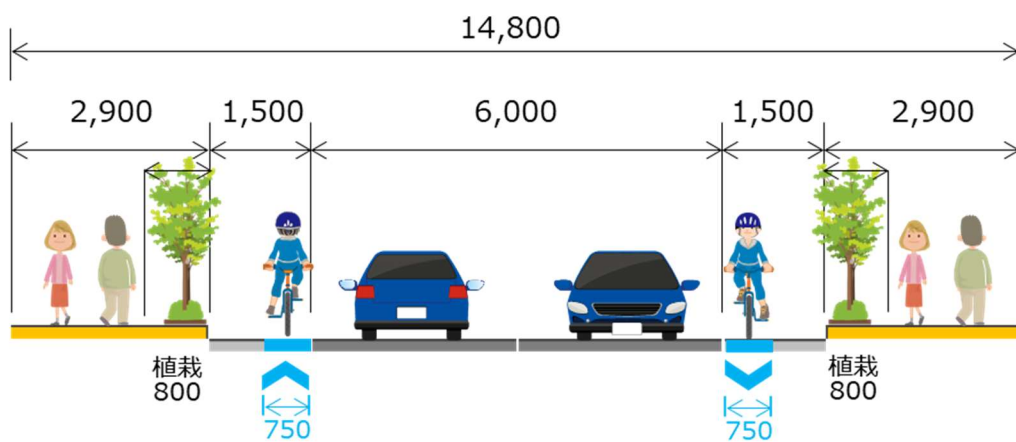
本計画での整備形態：車道混在



現況写真



現況断面



整備形態：車道混在

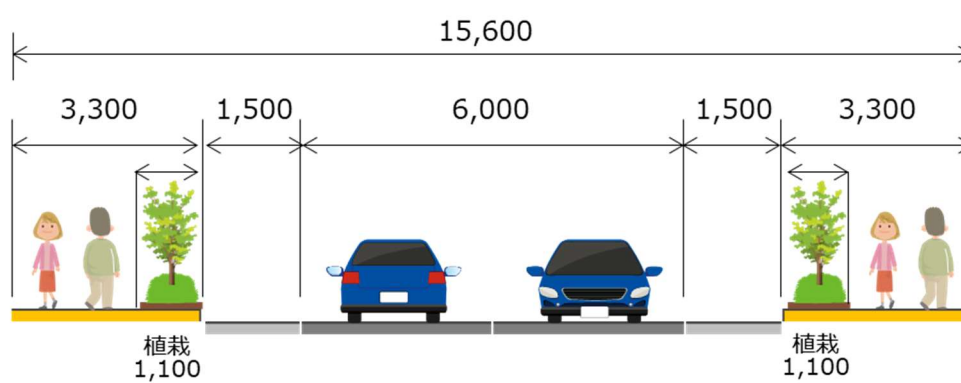
23_阿賀南3丁目1号線

制限速度：30km/h

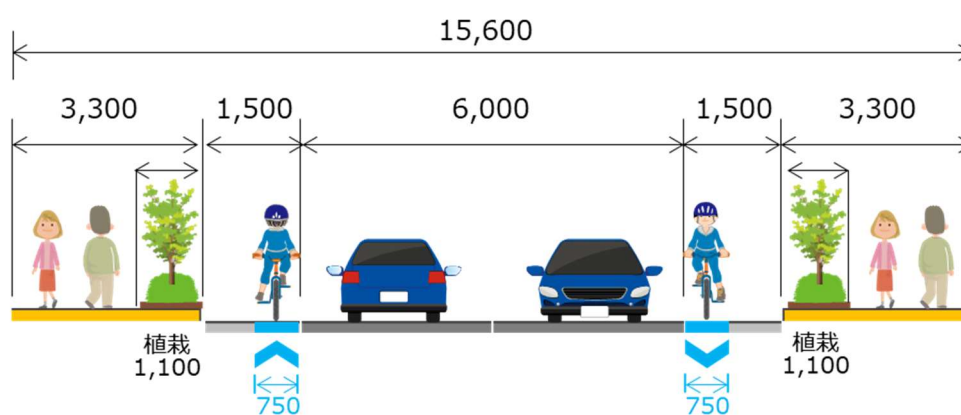
本計画での整備形態：車道混在



現況写真



現況断面



整備形態：車道混在

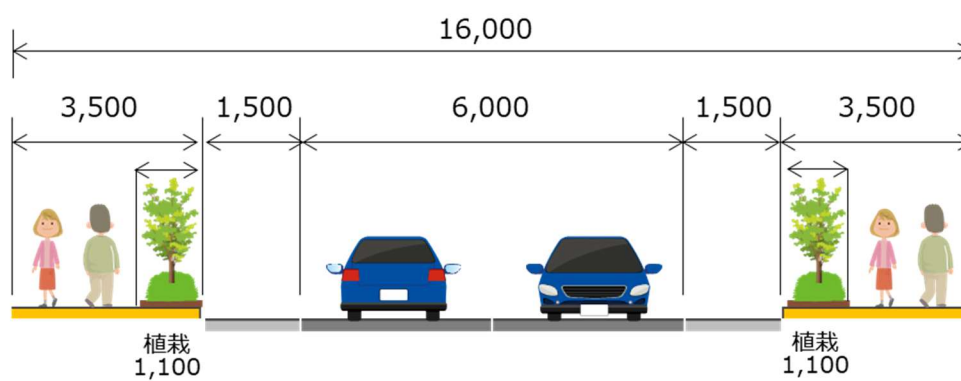
24_阿賀中央町田線

制限速度：30km/h

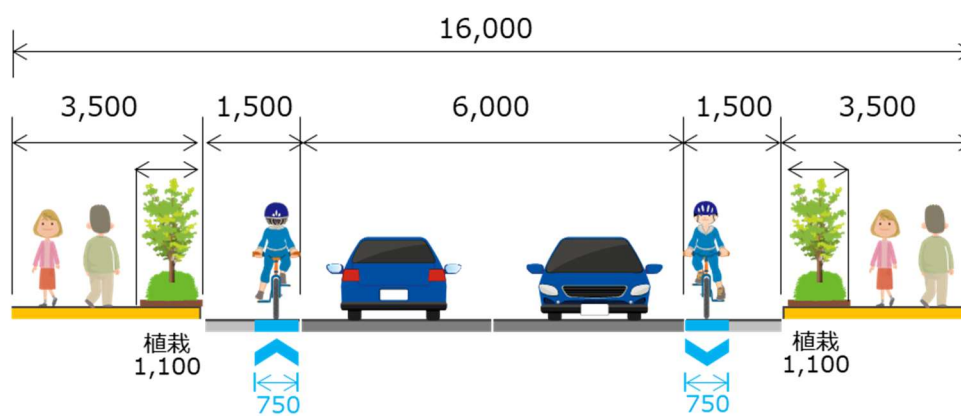
本計画での整備形態：車道混在



現況写真



現況断面



整備形態：車道混在

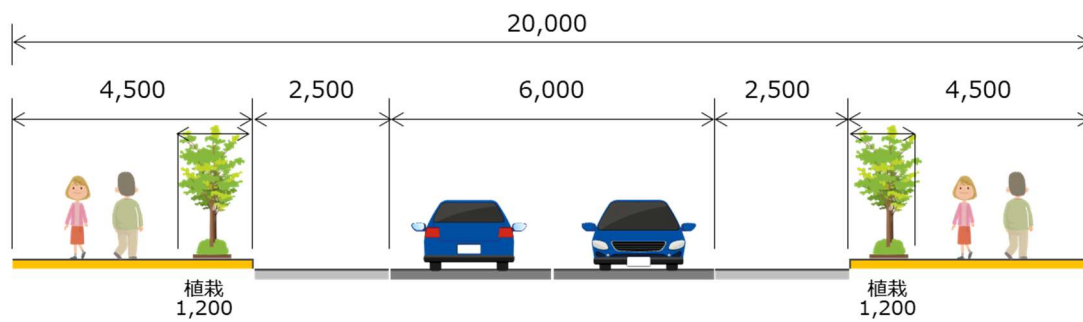
25_阿賀虹村線

制限速度：40km/h

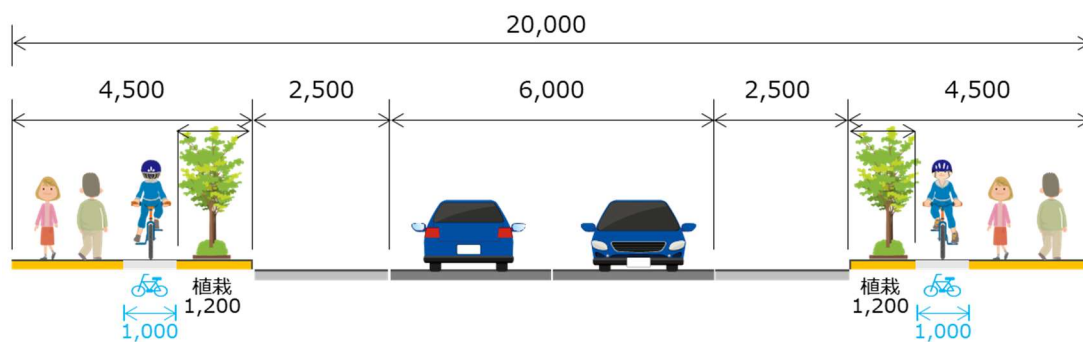
本計画での整備形態：自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面



整備形態：自転車走行位置の明示

※一部橋梁部については、片側歩道のため片側は車道混在とする。

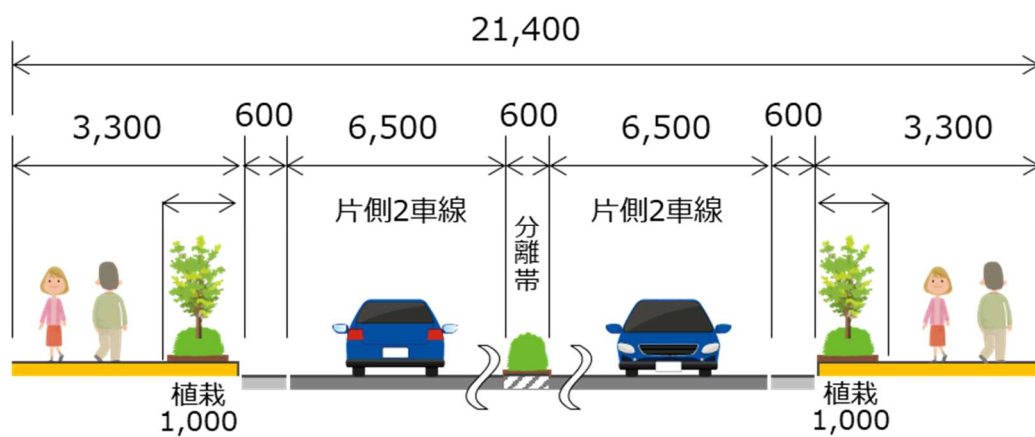
26_虹村 1 号線

制限速度：40km/h

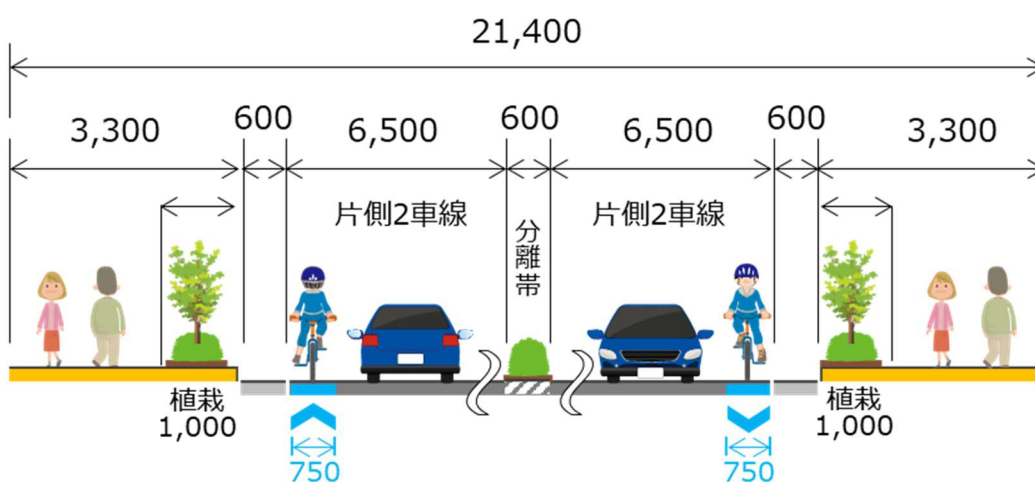
本計画での整備形態：車道混在



現況写真



現況断面



整備形態：車道混在

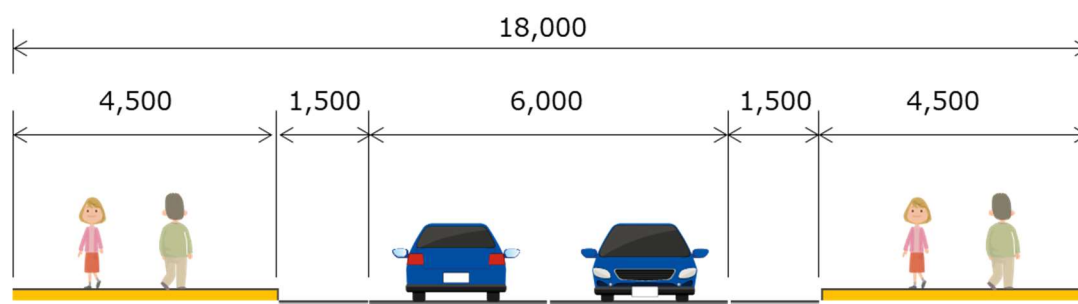
27_古新開弁天橋線

制限速度：40km/h

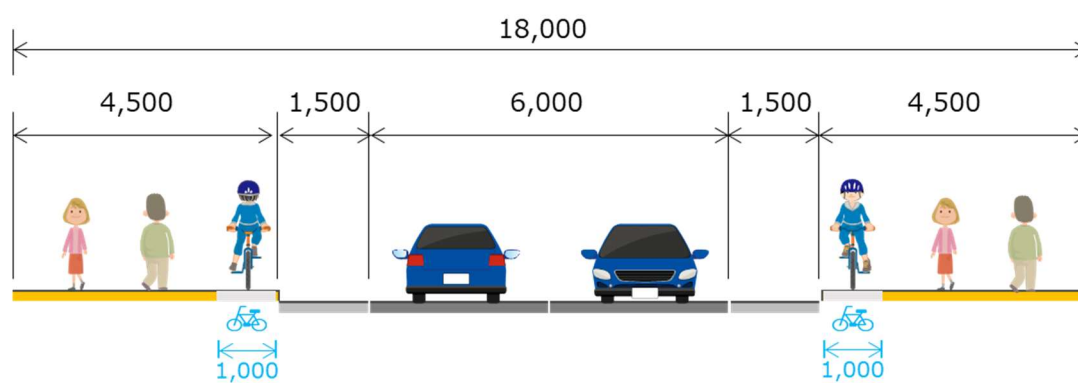
本計画での整備形態：自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面



整備形態：自転車走行位置の明示

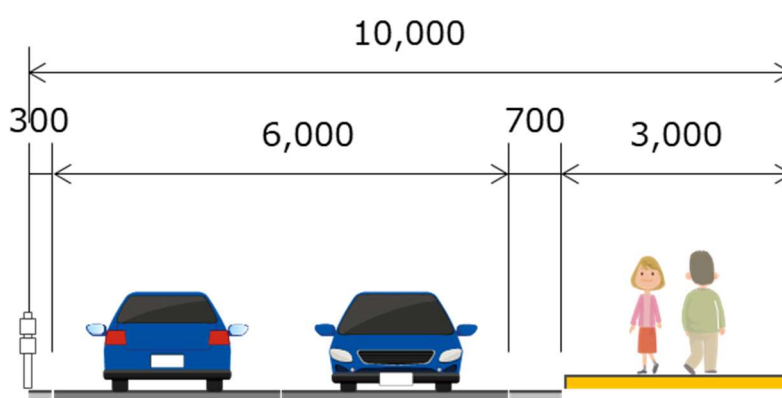
28_文化 16 号線

制限速度：40km/h

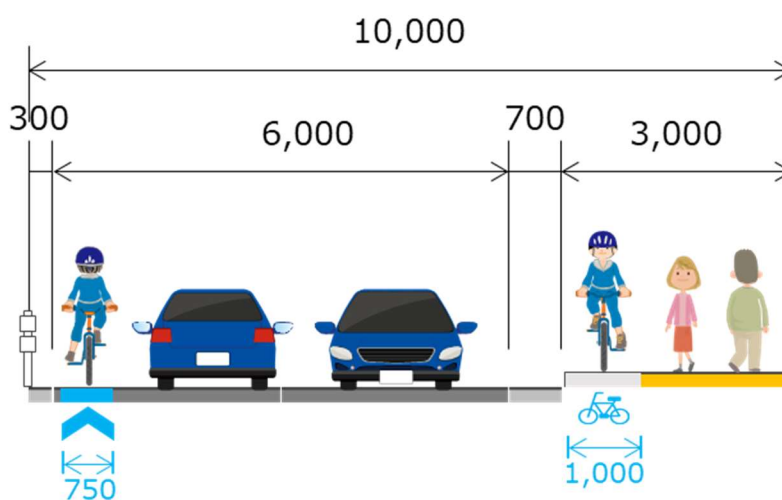
本計画での整備形態：車道混在及び自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面



整備形態：車道混在及び自転車走行位置の明示

※一部歩道幅員の狭小な区間は，歩行者としての通行を想定。

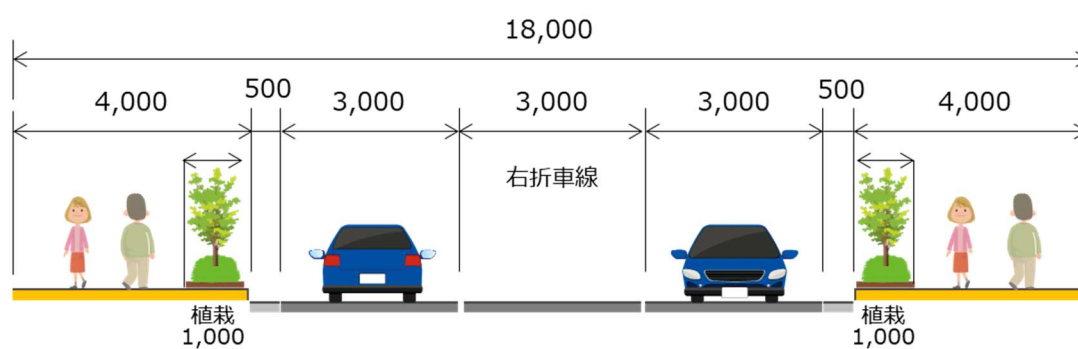
29_横路白石線(1) (国道 375 号より西側)

制限速度：40km/h

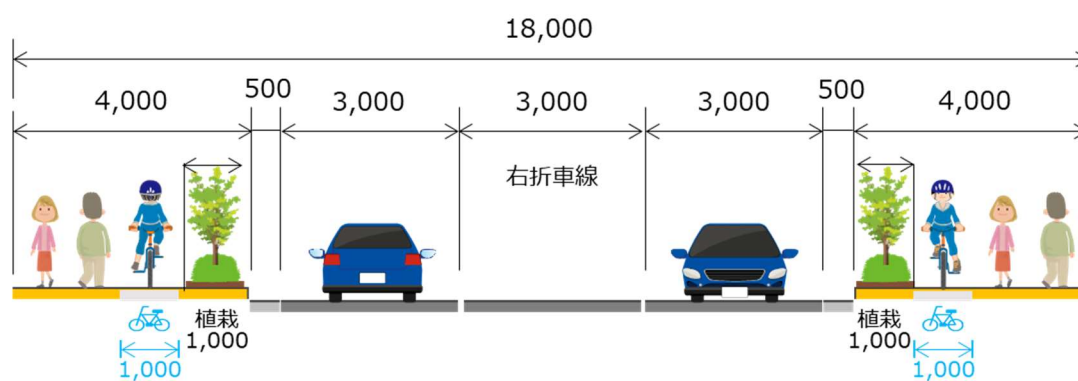
本計画での整備形態：自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面



整備形態：自転車走行位置の明示

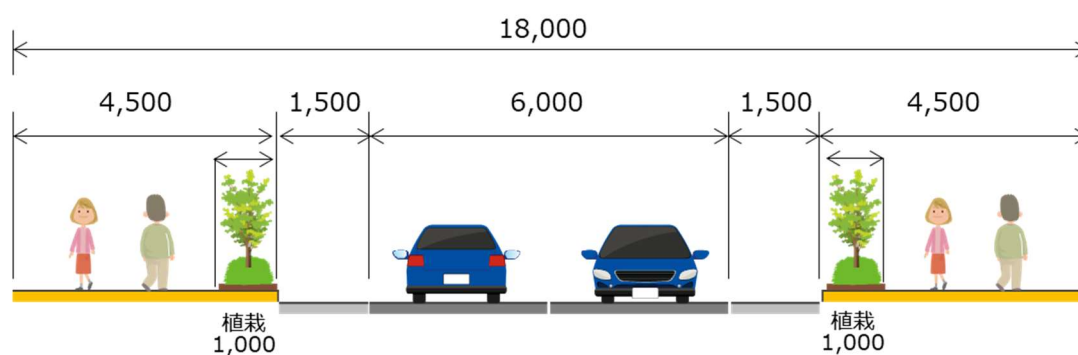
29_横路白石線(2) (国道 375 号より東側)

制限速度：30km/h

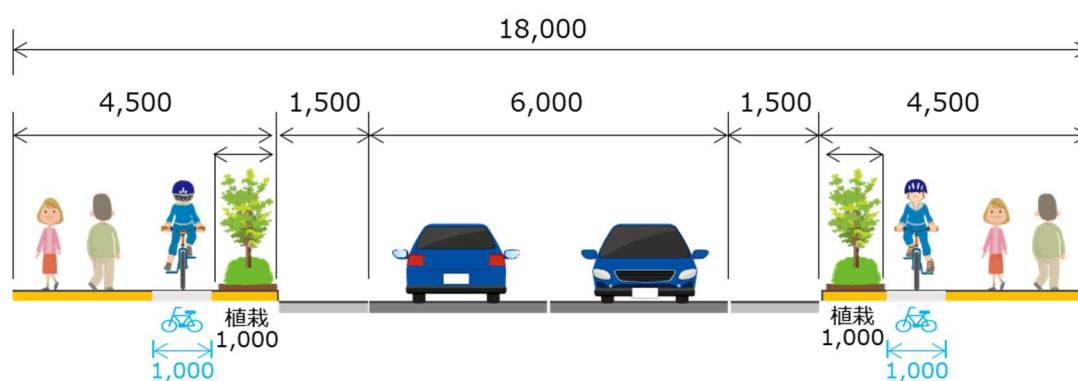
本計画での整備形態：自転車走行位置の明示



現況写真



現況断面



整備形態：自転車走行位置の明示

※一部歩道幅員が 3.0m（植栽含む）の区間は車道混在とする。

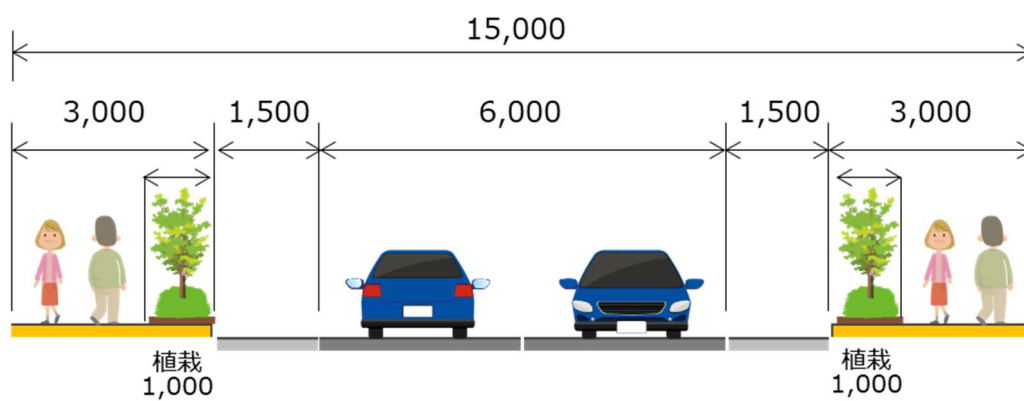
30_広駅前1丁目6号線

制限速度：40km/h

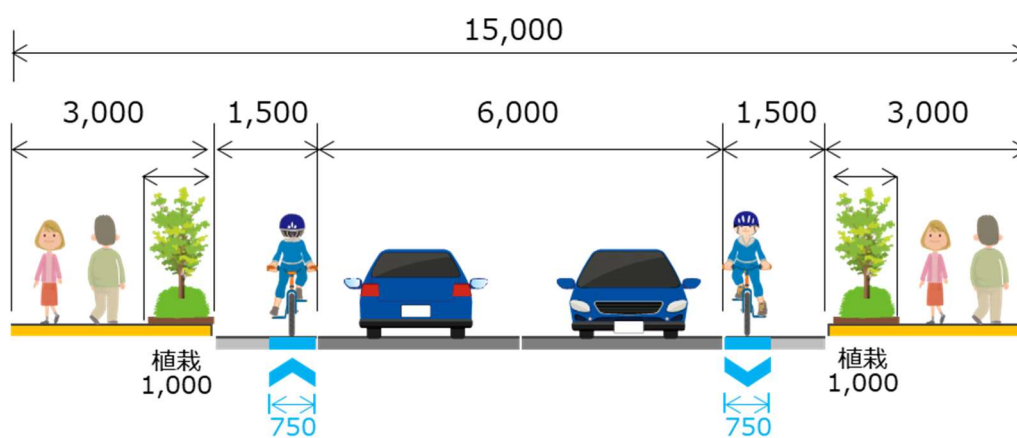
本計画での整備形態：車道混在



現況写真（令和6年度より整備工事予定）



現況断面



整備形態：車道混在

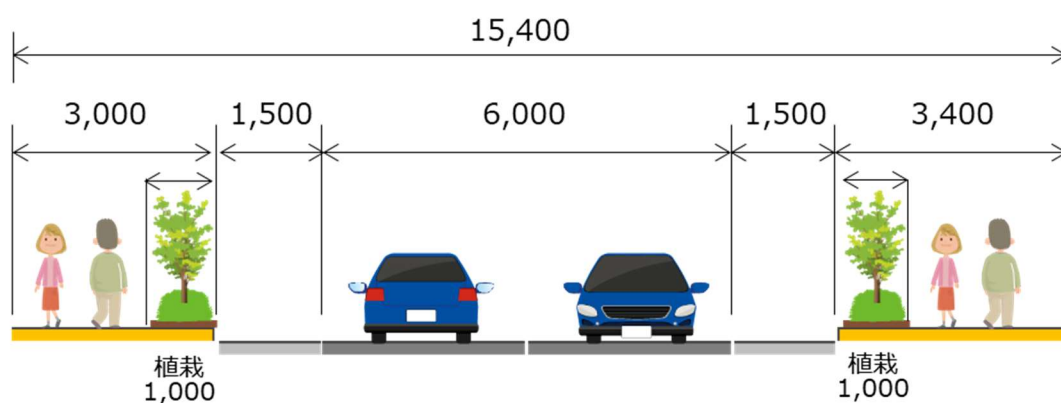
31_西横路白石線

制限速度：40km/h

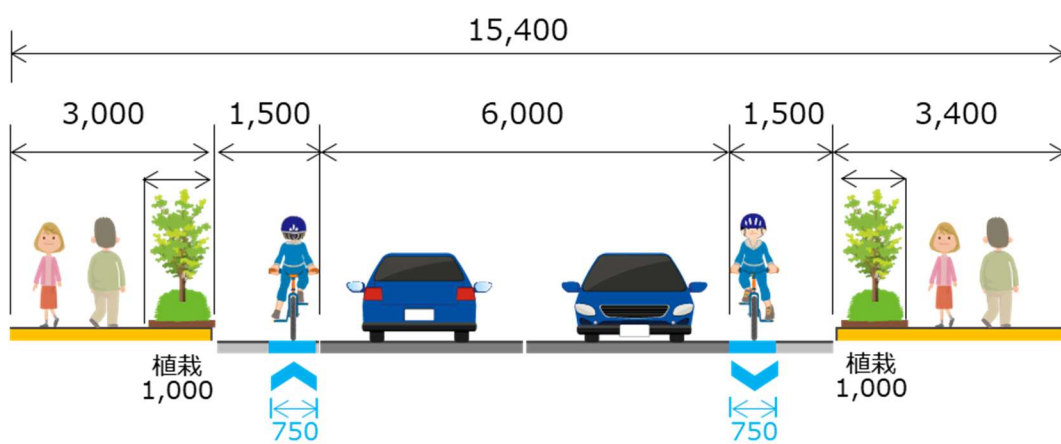
本計画での整備形態：車道混在



現況写真



現況断面



整備形態：車道混在

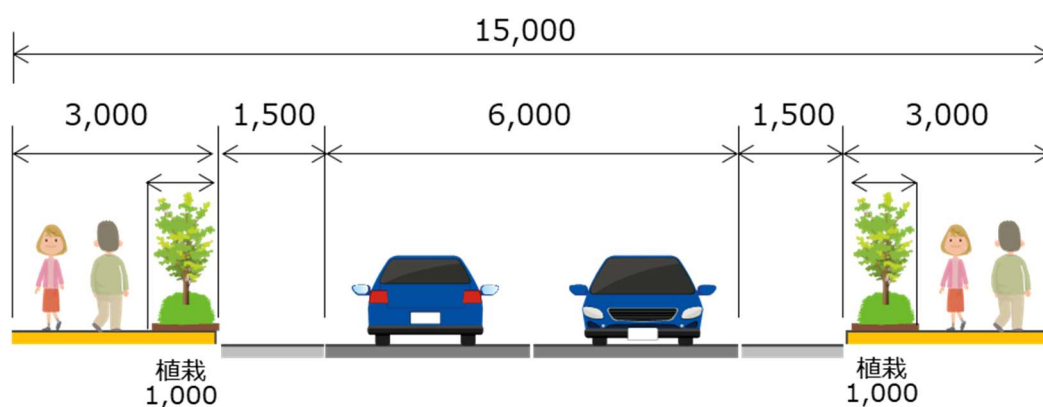
32_大新開吉松線

制限速度：30km/h

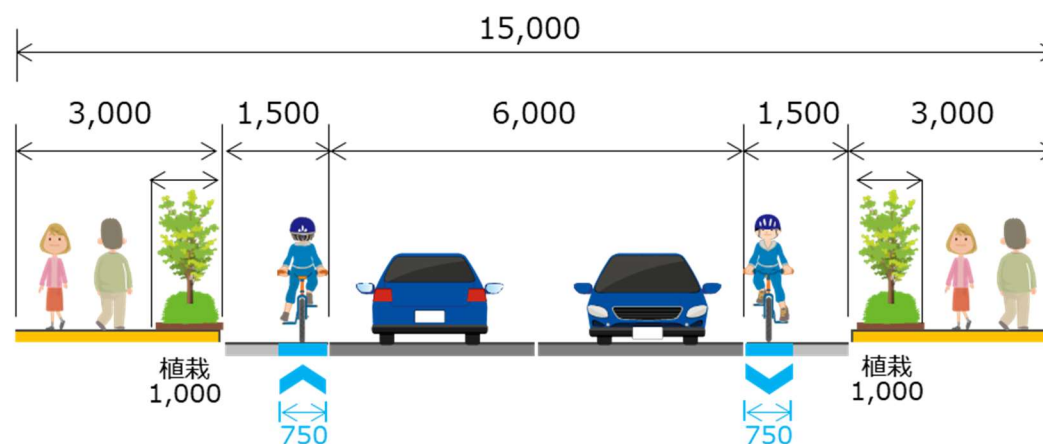
本計画での整備形態：車道混在



現況写真



現況断面



整備形態：車道混在

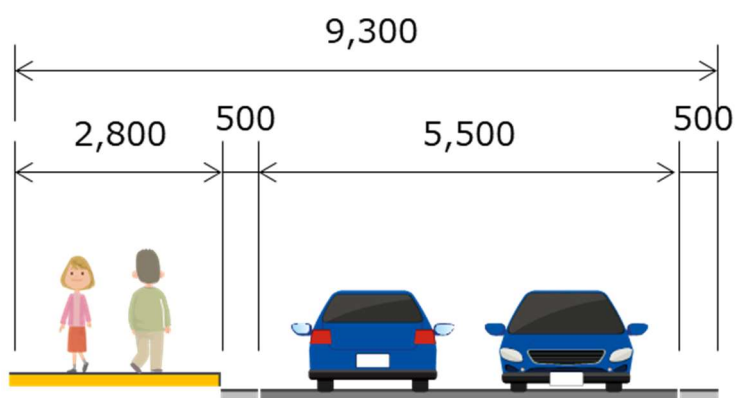
33_白岳線

制限速度：30km/h

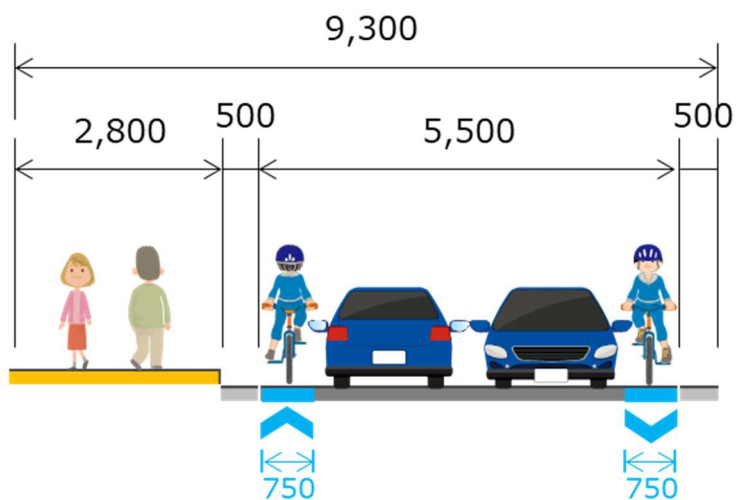
本計画での整備形態：車道混在



現況写真



現況断面



整備形態：車道混在

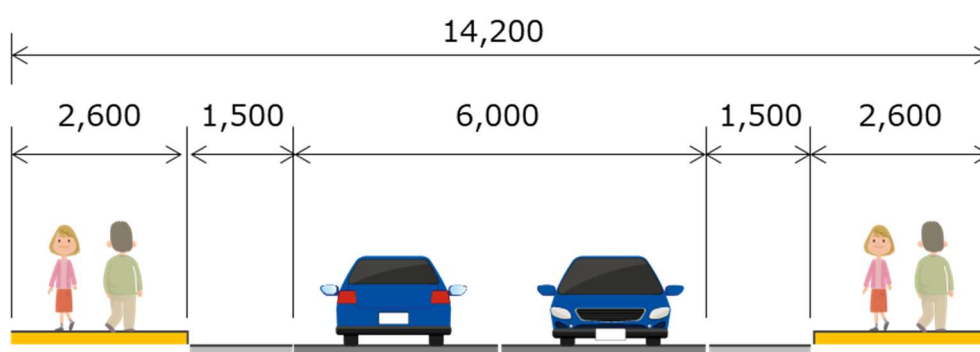
34_広駅裏線

制限速度：40km/h

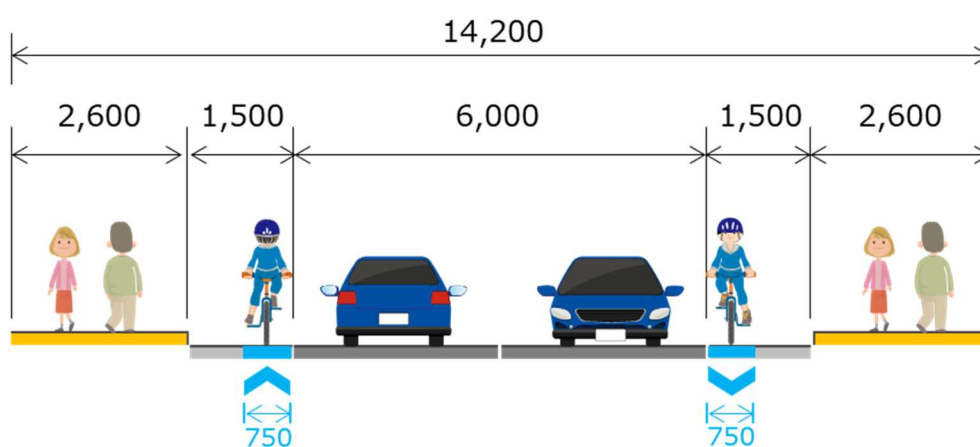
本計画での整備形態：車道混在



現況写真



現況断面



整備形態：車道混在

3-5 整備時期

国道・県道の整備時期については、早期の整備に向け、各道路管理者と調整を行います。

市道の整備時期については、「呉市土木未来プラン（前期）」、「呉市道路舗装修繕計画」、「呉市歩道修景化舗装修繕計画」等との整合を図りながら設定します。

また、これらの計画に位置付けのない箇所の整備時期については、各計画の改定等に合わせ別途検討します。

年度 路線	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
国道	各道路管理者と整備時期の調整						
県道							
市道	呉市土木未来 プラン（前期）		呉市土木未来プラン（後期）				
	呉市道路舗装修繕計画（R3～12）						
	呉市歩道修景化舗装修繕計画（R5～9）						

参考資料

No.	路線名	制限速度 (km/h)	自動車交通量 (台/日)	路線選定理由 (ガイドラインにおける技術 検討項目〔P.89 参照〕)							補完 経路 (※)
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
中央地域											
1	国道 31 号(1) (二河川より東側)	50	19,461	●	●		●		●	●	◎
	国道 31 号(2) (二河川より西側)	50		●	●		●				
2	国道 185 号	50	37,324	●	●		●		●	●	◎
3	国道 487 号	50	19,562	●	●		●		●	●	◎
4	県道 呉平谷線	50	19,417	●	●		●		●		◎
5	県道 瀬野呉線	50	2,122	●	●		●		●		◎
6	県道 呉港線	40	未計測 (4 千台/日 未満)	●	●		●		●	●	◎
7	幸町海岸線	40		●	●		●			●	
8	西中央 1 丁目 1 号線	50		●			●				
9	西中央 1 丁目 3 号線	30		●	●		●		●		◎
10	呉駅前三条線	30		●			●				
11	宝町本通線	50		●	●		●		●		◎
12	本通三条線	40		●	●		●		●		◎
13	呉駅前本通 6 丁目線	50		●	●		●		●		◎
14	中央二河町線	40		●	●		●		●		◎
15	西中央東片山町線	40		●	●		●				
16	高地部循環線	40	●	●		●					
阿賀・広地域											
17	国道 185 号	50	42,491	●	●		●		●	●	◎
18	国道 375 号	50	13,686	●	●		●		●		◎
19	県道 呉環状線	40	2,476	●	●		●		●		◎
20	県道 安芸阿賀停車場線	40	2,896	●			●		●		◎
21	県道 広仁方停車場線	50	6,033	●	●		●		●		◎
22	阿賀中央 5 丁目 1 号線	40	未計測 (4 千台/日 未満)	●	●		●				
23	阿賀南 3 丁目 1 号線	30		●			●				
24	阿賀中央町田線	30		●	●		●				
25	阿賀虹村線	40		●	●		●	●	●		◎
26	虹村 1 号線	40		●	●	●	●	●			
27	古新開弁天橋線	40		●	●	●	●		●		◎
28	文化 16 号線	40		●	●		●		●		◎
29	横路白石線(1) (国道 375 号より西側)	40		●	●	●	●		●		◎
	横路白石線(2) (国道 375 号より東側)	30		●	●		●		●		◎
30	広駅前 1 丁目 6 号線	40		●			●				
31	西横路白石線	40		●	●		●				
32	大新開吉松線	30		●	●	●	●				
33	白岳線	30		●			●				
34	広駅裏線	40		●			●				

※ネットワークを補完する経路として選定

第Ⅶ章 計画の進行管理

1 計画推進の指標

本計画は、「安全・安心・快適な自転車利用環境の形成による環境にやさしく、人を惹きつけるまちづくり」を基本理念として、「自転車を安全・安心・快適に利用できる環境にやさしいまちづくり」、「サイクルスポーツを通じた健康づくり」、「サイクルツーリズムによる魅力ある地域づくり」、「自転車事故のない安全・安心な暮らしづくり」といった広範な政策目標を掲げています。こうした目標を実現し、計画を着実に推進するため、まちづくり、交通安全の各分野の関係部局がお互いに連携を図り、自転車に関する最新の知見も得ながら、総合的かつ戦略的な取組を実施していきます。

政策目標ごとの評価指標を以下のように設定します。

政策目標Ⅰ 自転車を安全・安心・快適に利用できる環境にやさしいまちづくり

指標名	自転車ネットワーク計画に位置付けた市道の整備済延長（整備率）
指標設定の考え方	自転車ネットワーク計画に位置付けた市道の整備済延長（整備率）を指標値とします。
現況値	4. 2 km（19%） 令和5年度（2023年度）実績
目標値	6. 1 km（27%） 令和7年度（2025年度） ※令和8年度以降は各計画の改定等に合わせ検討

指標名	公用自転車の利用回数
指標設定の考え方	呉市本庁舎での公用自転車の年間の利用回数を指標値とします。 ※鍵を貸し出した回数
現況値	1, 400回 令和4年度（2022年度）実績
目標値	現況値より増加 令和12年度（2030年度）

指標名	放置自転車の撤去台数
指標設定の考え方	呉市内における放置自転車の撤去台数を指標値とします。
現況値	286台 令和4年度（2022年度）実績
目標値	現況値より減少 令和12年度（2030年度）

政策目標Ⅱ サイクルスポーツを通じた健康づくり

指標名	大規模イベントの参加者数	
指標設定の考え方	呉市域で実施されるサイクリングロードを活用したイベントの参加者数を指標値とします。 ※呉市が後援するイベント	
現況値	620人／年	令和4年度（2022年度）
目標値	現況値より増加	令和12年度（2030年度）

指標名	運動習慣がある者の割合	
指標設定の考え方	1日 合計30分以上・週3回以上 運動に取り組んでいる人の割合を指標値とします。	
現況値	30.7%	令和4年度（2022年度）実績
目標値	33.0%	令和10年度（2028年度） ※第4次健康くれ21より

政策目標Ⅲ サイクルツーリズムによる魅力ある地域づくり

指標名	レンタサイクルの利用者数	
指標設定の考え方	安芸灘とびしま海道におけるレンタサイクルの利用者数を指標値とします。	
現況値	1,162人	令和4年度（2022年度）
目標値	現況値より増加	令和12年度（2030年度）

指標名	安芸灘とびしま海道サイクリングツーリズムサイトのアクセス数	
指標設定の考え方	安芸灘とびしま海道サイクリングツーリズムサイトのアクセス数を指標値とします。	
現況値	8,178人	令和4年度（2022年度）
目標値	現況値より増加	令和12年度（2030年度）

政策目標Ⅳ 自転車事故のない安全・安心な暮らしづくり

指標名	交通安全教室の実施回数	
指標設定の考え方	児童・生徒及び高齢者などを対象に、交通ルールやマナーの基本を身に付けられるようにするための教室や講座の実施回数を指標値とします。	
現況値	294回	令和4年度（2022年度）実績 ※呉交通安全協会232回・広交通安全協会62回
目標値	維持継続	令和12年度（2030年度）

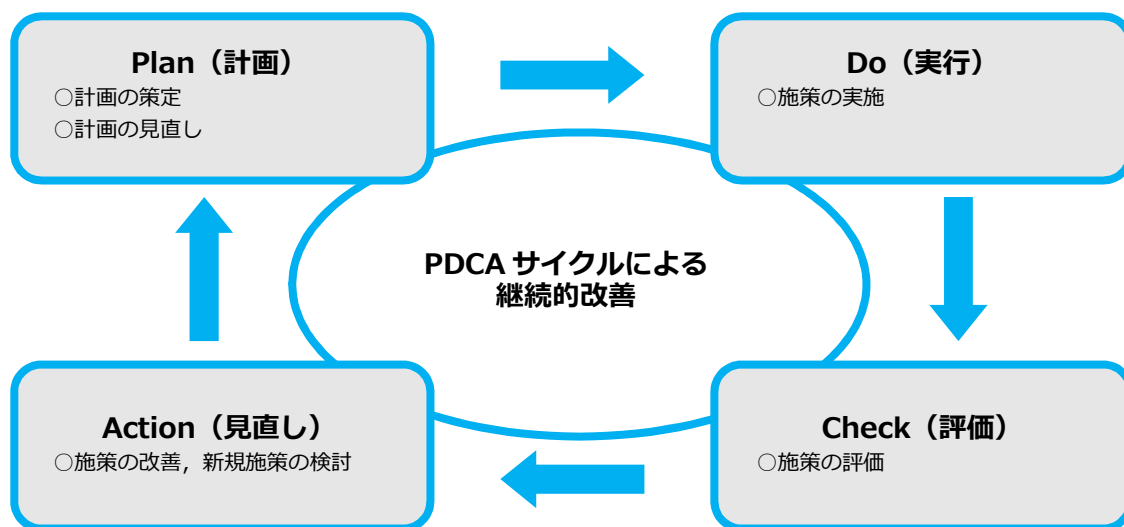
指標名	自転車関連交通事故死者数	
指標設定の考え方	呉市内で発生する自転車関連交通事故の死者数を指標値とします。	
現況値	0人／年	平成30年度（2018年度）～ 令和4年度（2022年度）実績
目標値	0人／年	令和12年度（2030年度）

指標名	自転車用ヘルメットの着用率	
指標設定の考え方	呉市内で自転車を乗車する人の自転車用ヘルメットの着用率を指標とします。	
現況値	7.4%	令和5年度（2023年度）実績
目標値	現況値より増加	令和12年度（2030年度）

2 計画の進行管理・評価及び見直し

本計画は、PDCA（計画－実行－評価－見直し）サイクルに基づき、総合的な点検・評価、施策や取組の改善・反映を行います。

PDCA サイクルの内容





呉市自転車活用推進計画

令和6年6月

発行 呉市

呉市 都市部 都市計画課・土木部 土木企画室

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号

TEL 0823-25-3366(都市部 都市計画課)

0823-25-3399(土木部 土木企画室)

